

平成二十九年三月定例会

平成 29 年 第 1 回

菊陽町議会 3 月定例会会議録

平成 29 年 3 月 1 日～ 3 月 17 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成29年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
3 / 1	水	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明・当初予算内容説明（議案第12号～議案第17号）質疑・委員会付託
3 / 2	木	議案審議（承認第1号～議案第11号）質疑・討論・表決
3 / 3	金	休会（議案調査）
3 / 4	土	休会
3 / 5	日	休会
3 / 6	月	休会（議案調査）
3 / 7	火	休会（議案調査）
3 / 8	水	休会（議案調査）
3 / 9	木	一般質問
3 / 10	金	一般質問
3 / 11	土	休会（中学校卒業式）
3 / 12	日	休会
3 / 13	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 14	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 15	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 16	木	休会（議事整理）
3 / 17	金	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成29年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	西本 友春 (P79～)	1. 熊本地震復旧・復興計画について	<p>(1) 熊本地震に伴い避難経路や危険箇所、避難場所等の見直しを行う防災マップに豊後街道菊陽杉並木の倒木被害を表記することをどのように考えているのか。</p> <p>(2) 指定避難所の機能強化で「耐震性貯水槽、備蓄倉庫、多機能トイレ等」となっているが他にどのようなことを考えているのか。</p> <p>(3) 避難所の運営は地域との協力が必要不可欠だが、今後の運営方針をどのように考えているのか。</p> <p>(4) 仮設及びみなし仮設の皆様の再建に向けたニーズ把握をどのように考えているのか。</p> <p>(5) 再建困難な人達への町営住宅の新たな提供についてどのように考えているのか。</p>
		2. 空き家対策について	<p>(1) 空き家の実態調査を行ったが、どのような結果となっているのか。</p> <p>(2) 実態を踏まえた今後の空き家対策をどのように考えているのか。</p> <p>(3) 今後新たな空き家となる可能性世帯への対策をどのように考えているのか。</p>
		3. 子育て支援について	<p>(1) 熊本連携中枢都市圏構想としてH28. 4月から熊本市内の病児病後児保育施設の利用が可能となったが、熊本市の利用状況と本町における病後児保育の利用状況はどのようになっているのか。</p> <p>(2) 待機児童の現状はどのようになっているのか。また、対策をどのように考えているのか。</p> <p>(3) 0歳児の編成はどのようになっているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
2	小林久美子 (P94～)	1. 子育て支援について	<p>(1)「就学援助の入学準備費用の単価」の引上げをすべきだと思うがどうか。</p> <p>(2)学校給食の無料化を本町でも進めるべきだと思うがどうか。</p> <p>(3)公立保育所の民営化については、白鈴園やさくら園などの人口が集中しているところを拠点として公立で運営するべきではないか。私立と公立のバランス、地域別でも問題があるのではないか。</p> <p>(4)各保育所の公有財産の処置をどうするのか。</p> <p>(5)障がい児の受け入れについてはどうなるのか。</p> <p>(6)公立保育所の保育士をはじめとした職員の処遇はどうなるのか。</p> <p>(7)各公立保育所の特徴をどう考えているのか。</p>
		2. 国民健康保険について	<p>事業主体が都道府県になるがどのように変わるのか。そのことにより、町民の負担はどうなるのか。今後の町の対応はどうするのか。</p>
3	甲斐 榮治 (P108～)	1. 国の地方創生政策と菊陽町のまちづくり総合政策について	<p>(1)インフラ（道路・空港・公共賃貸住宅・下水道・都市公園・治水）については、新設より維持管理・更新費が増加する傾向にあるが、道路の新設等に対する国や県の補助はどのような傾向にあるか。</p> <p>(2)菊陽空港線の延伸計画が「菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略の平成28年度改訂版（案）」で馬場踏切付近は「高架化」と変更されているが、この変更の経緯と理由を示せ。 また高架橋より北側から合志市道に接続するまでの菊陽町内の路線の整備はどこがどのように行うか。</p> <p>(3)武蔵ヶ丘小学校南側町道より九州自動車道側道までの西部地区道路構想において、東西両端から先の連結をどう考えているか。</p> <p>(4)「菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にある「オールドニュータウン再開発事業」は国の政策のコンパクトシティ計画を受けた構想か。その基本的なコンセプトはどんなものか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(5) 光の森駅高架歩道整備事業の効果をどう考えているか。また事業の主体はどこか。
		2. 町の財政について	(1) 平成28年熊本地震による災害復旧関連事業に直面して、財政規律を守るために町は特にどういう点に配慮して財政を運営しているか。 (2) 臨時財政対策債は地方交付税交付金の中にどのように組み込まれているのか。臨時財政対策債を起債せねば町の財政は成り立たないか。
4	北山 正樹 (P122～)	1. 町庁舎の建て替え・増改築の計画について	(1) 役場本庁舎は狭く余裕がなく、プレハブの耐用年数を超えている。建て替えなどの検討を進める考えはないか。 (2) 図書館の利用者が増加していて、余裕がなくなってきている。増席への検討はしているのか。 (3) 図書館ホールには、出場者の準備やリハーサルのスペースが無く、利用者から改善の声が上がっている。増改築の必要があると思うが、検討する考えはないか。
		2. 防災士制度と防災活動について	(1) 今後の防災士の育成の方針はどう考えているのか。 (2) 防災士連絡協議会などの組織の進め方についての方針はあるのか。
		3. 町立保育園の保育士の確保の見通しについて	(1) 全国的に保育士の奪い合いの現象がある。本町が必要とする保育士の確保の見通しはあるのか。 (2) 待遇改善が必要と考えるが、具体策はあるか。
5	大塚 昇 (P143～)	1. 南小校区の活性化について	(1) 集落内開発制度は一定の成果を上げているが、他地区に比較すると定住人口の増加には不安がある。今後どう進めていくのか。 (2) 農業担い手の高齢化や、後継者不足が深刻化する中、白水台地の抱える課題も含めて農業をどのように進めていくのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
5			(3)阿蘇くまもと空港の民間移管と九州の防災拠点としての構想がある中、空港を活かした「まちづくり」に空港周辺としての南小校区の活性化をどう捉えていくのか。
		2. 議会の議決について	(1)町立保育所民営化計画の説明は手順を踏んで丁寧に行われているが、7園の町立保育所のうち5園も民営化に移行する計画の大施策、大改革である。二元代表制の本質に基づくためにも議会の議決は絶対に必要と思うが、その議決はどの時点か。 (2)平成21年の民営化計画では、議会の議決後に引受法人の選定に入ると説明があっているが今回との違いはどこか。
6	阪本 俊浩 (P158～)	1. 菊陽空港線延伸について	(1)菊陽空港線延伸計画の進捗状況はどうなっているのか。 (2)今後、防災道路としての活用は考えているのか。
		2. 農業用水について	(1)津久礼井手の土砂撤去はできないのか。 (2)上井手の通水状況はどうなっているのか。 (3)下井手災害復旧工事の進捗状況はどうなっているのか。 (4)白水台地の農業用水は確保できるのか。

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成29年3月1日（水）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成29年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成29年3月1日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第1号から議案第17号までを一括議題

日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第7 議案第12号 平成29年度菊陽町一般会計予算について

日程第8 議案第13号 平成29年度菊陽町土地取得特別会計予算について

日程第9 議案第14号 平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

日程第10 議案第15号 平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第11 議案第16号 平成29年度菊陽町介護保険特別会計予算について

日程第12 議案第17号 平成29年度菊陽町下水道事業会計予算について

委員会付託 (別紙 委員会付託予定表)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	大久保 輝 君	2番	阪 本 俊 浩 君
3番	西 本 友 春 君	4番	那 須 眞 理 子 君
5番	佐々木 理美子 君	6番	中 岡 敏 博 君
7番	吉 本 孝 寿 君	8番	吉 山 哲 也 君
9番	北 山 正 樹 君	10番	坂 本 秀 則 君
11番	石 原 武 義 君	12番	岩 下 和 高 君
13番	大 塚 昇 君	14番	川 俣 鐵 也 君
15番	上 田 茂 政 君	16番	小 林 久 美 子 君
17番	甲 斐 榮 治 君	18番	渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君

書 記 山 川 眞 喜 子 君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君
 教 育 長 赤 峰 洋 次 君
 福祉生活部長 佐 藤 清 孝 君
 会計管理者兼 山 崎 謙 三 君
 会 計 課 長
 総合政策課長 阪 本 浩 徳 君
 税 務 課 長 酒 井 章 彦 君
 福 祉 課 長 西 本 一 浩 君
 健康・保険課長 阪 本 章 三 君
 町 民 課 長 宮 川 照 之 君
 産業建設部審議員兼 志 垣 敏 夫 君
 農 政 課 長
 産業建設部審議員兼 大 山 陽 祐 君
 都 市 計 画 課 長
 総務課長補佐兼 中 島 秀 樹 君
 総務法制係長
 生涯学習課長兼 古 賀 直 之 君
 中央公民館長
 農業委員会事務局長 川 上 一 弘 君

副 町 長 井 手 義 隆 君
 総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君
 産業建設部長兼 松 本 洋 昭 君
 商工振興課長
 総務部審議員兼 吉 川 義 則 君
 総 務 課 長
 財 政 課 長 東 桂 一 郎 君
 人権教育・啓発課長 高 木 定 伸 君
 福祉生活部審議員兼 宮 本 義 雄 君
 子育て支援課長
 介護保険課長 市 原 憲 吾 君
 西 部 支 所 長 服 部 誠 也 君
 建 設 課 長 小 野 秀 幸 君
 産業建設部審議員兼 産 業 建 設 部 審 議 員 兼
 環 境 生 活 課 長 兼 今 村 敬 士 君
 下 水 道 課 長
 学 務 課 長 士 野 公 典 君
 図 書 館 長 矢 野 信 哉 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成29年第1回菊陽町定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番岩下和高君、13番大塚昇君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から3月17日までの17日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から3月17日までの17日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査11月、12月、1月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、先般議員派遣を行いました研修の概要については、議席に配付のとおり報告をいたします。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。議員各位におかれましては、平成29年第1回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

3月になり、年度末を迎えたところでありますが、最近の行政報告をいたします。

初めに、熊本地震関係について報告いたします。

まず、罹災証明書の発行については、2月24日現在で申請件数が5,916件、交付件数は、建物の全壊が18件、大規模半壊が70件、半壊が614件、一部損壊が4,851件となり、交付率は94%となっています。

人的被害及び全壊・大規模半壊・半壊の住家被害に対する災害義援金の申請については、2月24日現在で599件の申請があり、金額にして2億4,160万円の振り込みを行っております。また、一部損壊家屋に対する義援金申請は、2月20日から中央公民館ロビーで受付を開始し、24日現在で137件の申請があつています。受け付け期間は、平成30年3月末まで行うこととしております。

また、町の条例に基づき支給する見舞金は、2月24日までに申請のありました593件に対し、2,998万円の振り込みを行っております。

次に、死亡された町民の遺族に対して支給する災害弔慰金については、災害弔慰金等支給審査会を開催し、現在5名の方を災害関連死と認定したところであります。

また、被災世帯に対して、生活の立て直しのために貸し付けを行う災害援護資金については、2名の方に貸し付けを行っております。

次に、被災者生活再建支援金については、住宅が全壊した世帯や大規模半壊の世帯、あるいは住宅が半壊の場合でもやむを得ず解体する場合、被災者生活再建支援金の支給対象となります。本町の2月24日現在での申請件数は128件となっています。

また、住まいの修理や確保などの支援について、家屋が半壊以上の人が対象の被災住宅の応急修理は、2月24日現在、申込件数が382件で、修理を依頼した件数は296件となっています。

県が借り上げました民間賃貸住宅に入居できるみなし仮設住宅については、2月24日現在の申込件数は、107世帯325名となっています。入居の期間は、入居時から2年間となります。

次に、地域支え合いセンター事業については、応急仮設住宅やみなし仮設住宅などに住んでおられる被災者の日常生活を支えるため、社会福祉協議会への委託事業として地域支え合いセンターを設置し、10月から相談員7名を配置し、活動を開始しております。支援内容は、仮設団地みんなの家におけるサロンの開催やボランティアの受入れ、みなし仮設住宅等への訪問による専門機関へのつなぎなどで、今後も引き続き、被災者への総合的な支援を行ってまいります。

次に、家屋の公費解体については、2月24日現在の申請棟数は362棟で、解体完了棟数は205棟であり、進捗率は57%であります。また、解体作業の完了時期については、本年7月末を予定しており、その後、解体に係る災害廃棄物仮置き場であります下津久礼し尿処理場跡地から災害廃棄物の最終処分場へ搬出を行い、全体の事業完了は8月末を見込んでおります。

また、被災された農業者支援の被災農業者向け経営体育成支援事業は、現在までに99件の申請があつております。この事業は平成29年度も継続されますので、農業者の皆様が継続して営農できるよう、また一日も早い復興が実現できるよう対応しているところであります。

次に、熊本県が実施している中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業については、昨年12月20日までに436グループの申請があり、審査の結果、420グループ、構成員数6,970社の計画が認定されています。これまでに、917事業者、266億4,000万円の補助金の交付が決定されています。

菊陽町からは、株式会社オーケーフーズなどが代表を務められる11グループ、構成員数90社が認定されています。

次に、災害関連予算についてであります。

これまでの災害関連予算額は、本議会の補正予算を含めると総額で約34億4,000万円となっています。このうち、被災者支援関係の予算は、損壊家屋の公費解体や災害ごみ処理費用、被災農業者向け経営体育成支援事業などで23億9,000万円、また公共施設等の災害復旧関係予算では、小・中学校や道路の災害復旧事業などで10億2,000万円となっています。

これら災害関連予算総額34億4,000万円の財源につきましては、国の補助が9億4,000万円、県の補助が7億1,000万円、地方債が9億8,000万円となっており、町の一般財源は6億9,000万円となります。地方債の9億8,000万円のうち、8億5,000万円が地方交付税措置として後年度に元利償還金分が基準財政需要額に算入される見込みであります。

次に、菊陽町熊本地震復旧・復興計画について報告します。

復旧・復興計画策定については、昨年の7月1日、私を本部長とし、菊陽町熊本地震復旧・復興本部を設置し、計画策定に取り組んでまいりました。

8月から、小学校区単位の復旧・復興座談会を開催して町民の皆様の意見を聞き、議会の皆様からは、菊陽町議会熊本地震復興支援特別委員会でもまとめられました熊本地震の振り返りとして御意見をいただき、復興計画に反映させたところであります。そして、有識者や各種団体の代表で組織する熊本地震復旧・復興計画策定委員会で御審議をいただき、その後パブリックコメント手続を実施しながら、1月25日に復興計画策定委員会から復興計画について報告をいただいたところです。

このように、復興計画は多くの町民参画手続をしっかりと踏んで策定しており、2月3日には議会全員協議会において内容を報告させていただき、同日に計画決定を公表したところであります。

次に、県が設置しました熊本地震復興基金について報告いたします。

1月16日から31日にかけて小学校区ごとに地域復興座談会をワークショップ方式で開催し、それぞれの地区の役員の方々から熊本地震で困られていることを伺いました。

各地区から出された御意見・御要望は、復興基金の拡充や新たな制度を新設していただくよう、2月15日に副知事を訪問し、地域の実情に合った制度設計についての要望を伝えたところであります。また、昨日も知事と市町村長との意見交換会においても重ねて要望したところであります。

そして、各行政区が活用できる復興基金のメニューのうち、消防団詰所等再建支援事業及び

自治公民館再建支援事業に関して、補助金要綱を整備し、受付を開始することとしております。また、住民がコミュニティ活動として定期的に利用している施設に対する支援事業に関しても、受付を開始できるよう準備を進めています。

次に、大阪府豊中市との災害時相互応援協定について報告いたします。

去る2月10日に、大阪府豊中市と災害時相互応援協定を締結いたしました。これは、熊本地震の発災直後に、空港を生かしたまちづくりを進める豊中市から、運航を再開した空路により本町への支援物資をいただき、その後も副市長が来庁されて支援金を届けていただいたことから、同市も本町も、空港を生かしたまちづくりを進める観点や空港を生かして災害からの早期復旧に取り組める等の同意により、相互応援協定を締結したところであります。

次に、農業関係について報告いたします。

本年1月18日から2日間、福岡市で開催された九州食の展示商談会に本町からも農業者4経営体に参加しました。その商談会では約40社程度の来訪者があり、それぞれが出展した商品説明やPR活動を行い、農業者の販売に関する意識の向上と販路開拓に取り組みました。

次に、地方創生について報告いたします。

平成27年10月20日策定いたしました菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、昨年11月に平成27年度に実施しました事業の検証を行い、2月20日には、総合戦略策定後に新たに追加した事業などを盛り込んだ総合戦略の改訂版を策定しました。現在は、平成27年度からの繰越予算であります地方創生加速化交付金に係る2つの事業の菊陽町の宝物を活用した賑わい創出事業と“菊陽プロダクツ菊陽にんじん”ブランド確立推進事業に加え、平成28年度の事業であります地方創生推進交付金に係る事業のきくよう健康ビジネス起業化プロジェクトに取り組んでいます。

次に、公立保育所民営化計画の見直し状況について報告いたします。

町では、従来の公立保育所民営化計画を見直し、昨年12月に策定された新たな公立保育所民営化計画の素案を踏まえ、本年1月に公立保育所民営化計画の案を決定しました。

同計画案では、民営化対象保育所を5園、移管先法人の募集、選定及び移管時期の決定等を平成29年度とし、町立保育所として存続する2園は地域の子育て支援の拠点として位置づけていく内容となっています。現在、同計画案について、議会の皆様をはじめ、保護者の方や地域住民の方などに説明を行っており、パブリックコメントを経た上で、今月末に策定する予定であります。

次に、もみじ園について報告いたします。

昨年4月に町立保育所で初めて民間に移管され、社会福祉法人菊陽会により工事が進められていましたもみじ園の新園舎が完成し、1月16日から同園舎での保育が開始されました。

今回の建て替えに伴い、入所定員が旧園舎より30人増えて90人になるとともに、園庭や送迎用駐車場が広がり、ゆとりある保育室や多機能なイベントホール、広いバルコニーを備えた新園舎において、これまで以上に質の高い、伸びやかな保育の展開が期待されます。

次に、集落内開発と定住促進補助金の状況について報告いたします。

平成20年4月からその運用が開始された集落内開発条例に基づく市街化調整区域の住宅の建築状況は、先月2月末現在で累計571棟となっています。これを南小校区に限りますと、累計で28棟となっています。あわせて、平成25年から施行しております定住促進補助金の対象世帯も累計で22世帯となり、小学生以下の子どもたちだけでも31名が南小校区に転入しています。その結果、児童数は、平成26年4月時点の66名から、本年4月予定で83名と、17名の増加となっています。新1年生14名中7名の児童がこの補助金の対象となっていますことから、一定の成果があらわれているものと考えております。

以上、最近の主なものについて行政報告をいたしました。菊陽町民がより安全で、より安心を実感できる生活都市きくよの創造的復興の実現に向けて、今後も町民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

今後とも議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出承認第1号から議案第17号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、町長提出承認第1号から議案第17号までの17件について一括して議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、施政方針についてでありますけれども、平成29年度の予算案をはじめ各議案の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本的な考え方と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年の4月14日に前震、4月16日に本震と次々に発生した平成28年熊本地震から、間もなく1年が経過しようとしています。この間、町民の皆様をはじめ各方面より多大の御支援、御協力をいただくとともに、全国各地からの励ましのお言葉、義援金並びに義援物資など、心温まる御支援をいただき、心から感謝申し上げます。

町では、この震災を教訓として、さらに災害に強いまちづくりを進めるため、2月3日に菊陽町熊本地震復旧・復興計画を策定いたしました。この計画は、熊本地震からの単なる復旧にとどまらず、さらなる菊陽町の発展を目指して策定したものであります。

平成29年度は、町民の皆様とともにこの計画を着実に実行し、復旧・復興を実感できる年にしてまいりたいと思います。

それでは、新年度における町政運営について申し上げます。

我が国の経済は、内閣府による2月の月例経済報告によりますと、アベノミクスの取組のも

と、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いているとしております。

政府は、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、未来への投資を実現する経済対策及びそれを具現化する補正予算を円滑かつ着実に実行するとし、平成28年熊本地震による被災者の生活への支援等に万全を期すとともに、地域経済の早期回復や産業復旧に取り組むとしております。

国の予算編成においては、一億総活躍社会の実現に向けた取組など、現下の重要な課題に的確に対応しつつ、経済再生と財政健全化の両立を実現するといった考え方により予算編成がなされ、平成29年度の一般会計の総額は97兆4,547億円、前年度比7,329億円、0.8%増と過去最大となっています。

このような中、本町の平成29年度の予算編成に当たっては、平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けた事業を確実に実施することとしています。

しかしながら、財政規律を守り、全ての事業において可能な限り進捗調整をしていくという予算編成方針を立て、熊本地震復旧・復興計画の事業を優先とし、後期基本計画、まち・ひと・しごと総合戦略の事業は厳選しながら、できるだけ将来に負担を残さないように配慮した予算編成を行ったところであります。

平成29年度も震災からの復旧・復興は引き続き全力で進めるため、復旧・復興計画関連予算を合計で14億9,607万円とし、災害廃棄物処理や被災農業者経営体支援等の被災者支援に加えて、都市防災総合推進事業等の復興に向けた予算も編成しており、確実な復旧・復興を進めていく予算といたしました。

また、被災されました方々への支援につきましては、住宅や生活再建支援相談及び健康や心のケアの巡回、義援金の支給などにも、熊本県や関係団体と連携し努めてまいります。

これまで取り組んでまいりました教育・福祉の充実、住環境・都市基盤の整備、産業振興と町の活性化などについても、事業は厳選しながらも、町の発展と町民福祉向上のため、職員と一丸となって取り組んでまいりますので、皆様の格別の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、平成29年度の施策と主要事業について、第5期菊陽町総合計画基本構想のまちづくりの目標4本の柱によって御説明いたしますが、その前に、昨年の熊本地震からの復旧・復興に関する施策について、菊陽町熊本地震復旧・復興計画の体系に沿って申し上げます。

復興計画の1、住民の暮らし・生活の復旧・復興は、災害廃棄物処理、地域支え合いセンター、災害弔慰金、応急仮設住宅管理等の事業により被災者の生活基盤や住宅の再建を支援するとともに、落ちついた日常生活を取り戻すためのケアを引き続き進めるなど、熊本地震からの生活の復旧のため、7億7,320万円の予算を計上しています。災害関連予算総額の51.7%を占めます。

次に、2、地域産業の復旧・復興は、被災農業者経営体育成支援や原水工業団地の拡張整備事業等の事業により、被災した農業者や事業者の早期復興の支援を行うとともに、地域産業の

活性化の取組を推進するため、3億1,490万円の予算を計上しています。災害関連予算総額の21.0%となります。

次に、3、社会基盤の復旧・復興は、庁舎、体育館、道路、下水道関連の災害復旧等、被災したインフラの復旧・復興の予算として、2億7,857万円で全体の18.7%を計上しています。この中には、最も重要な、今回の震災の教訓、対応策を盛り込んだ地域防災計画の策定費も計上しています。

次に、4、災害に強い「人・緑未来輝く生活都市きくよう」の実現は、教育集会所の耐震改修や消防団活動、自主防災組織活動、ボランティア活動の支援、震災記録誌作成事業等により、町民の自助・共助による活動を支援し、あらゆる災害に対応可能な、災害に強い町の実現するための経費として6,157万円、全体の4.1%を計上しています。

次に、5、復興そして発展へは、都市防災総合推進事業により防災公園の整備を進めます。防災公園とは、今回の震災のような災害に対応できるよう、備蓄倉庫や耐震性貯水槽や福祉避難所等の設備を備え、あわせて車中泊に備えたスペース、国、県、自衛隊等からの支援の拠点となる公園を言い、その整備を検討してまいります。

また、地方創生推進交付金事業により「さんふれあ」の機能を活用し、健康拠点として町内に健康、運動、食事がリンクして経済につながる仕組みをつくるための経費として6,781万円、全体の4.5%を計上しております。

以上が熊本地震からの復旧・復興のための施策の概要であります。

続いて、後期基本計画に沿って、平成29年度の施策の概要を説明いたします。

初めに、まちづくりの目標の第1の柱「人を大切にするまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「個性を引き出し、感性を磨くまちづくり」を掲げています。

基本施策の1つ目は、学校教育の充実であります。

教育環境の整備としては、児童・生徒数の増加に対応するために、各小・中学校の校舎増・改築工事を進めてまいりました。平成29年度は、武蔵ヶ丘中学校、北小学校の増築に続き、武蔵ヶ丘北小学校の校舎増築を行うこととしています。また、菊陽北小学校については大規模改修を予定しており、児童・生徒が安心して教育を受けることができる環境を整備いたします。

確かな学力の向上については、引き続き小学校及び中学校に非常勤の学習サポーターを配置し、2人の教師によるきめ細やかな指導を行ってまいります。また、ICT機器を活用した内容豊かで分かりやすい授業を展開してまいります。

心の教育の充実では、児童・生徒の不登校やいじめに対処するため、引き続き教育相談員、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置いたします。

特別支援教育の充実では、発達障害のある子どもが安心して授業を受けられるよう、引き続き特別支援教育支援員を配置いたします。

基本施策の2つ目は、生涯学習・生涯スポーツの充実であります。



生涯学習の充実については、引き続き中央公民館や町民センター等の生涯学習施設における講座内容の充実と世代間交流事業、学社融合事業を実施してまいります。

生涯スポーツの充実については、町体育協会をはじめNPO法人クラブきくようや各種競技団体との幅広い連携をとりながら、生涯スポーツ、レクリエーションの普及や小学校運動部活動の社会体育移行への支援を実施してまいります。

また、スポーツを通じた健康づくりを進めるため、健康機器等を導入し、町民の健康づくりの推進や介護予防の取組を強化いたします。

スポーツ施設の充実については、熊本地震により被災した町民体育館の早期復旧に取り組むとともに、新たな町民総合体育館及び町民総合グラウンド建設に向けての財源対策として基金の積立てを引き続き行います。

基本施策の3つ目は、文化・芸術の振興であります。

文化・芸術の振興については、町内文化団体の活動を支援しながら、図書館ホールを中心とした文化・芸術活動の発表や鑑賞の機会を町民に提供してまいります。

町内の文化財や伝統文化については、その保存や活用に努めるとともに、文化財ボランティア団体の活動を引き続き支援してまいります。

また、町内の文化資源の価値を再認識し、地域の貴重な文化財産として継承する取組として、新たな文化財情報の発信、文化財を活用したツーリズムを計画して文化財のPR及び交流人口の増加を図ってまいります。

被災した文化財の復旧については、県の文化財災害復旧事業により復旧活動の支援を行います。

以上のとおり、「個性を引き出し、感性を磨くまちづくり」については充実強化を図っていくこととしています。これまで以上にさまざまな場面で教育委員会と連携強化を図り、町の教育・文化・スポーツの充実に努めたいと考えています。

施策の大綱の第2に「地域で支え合い、みんなが健康で暮らせるまちづくり」を掲げています。

基本施策の1つ目は、生涯にわたる健康の保持・増進であります。

子どもから高齢者まで生涯にわたり、生き生きと健やかに暮らしていけるよう、現在策定中の第2期菊陽町健康増進計画・食育推進計画に基づき、町民自らが健康づくりに取り組む意識の啓発や地域の健康づくり活動の支援に取り組み、町民の健康保持・増進を図ってまいります。

また、地方創生推進事業による健康機器の導入や健康メニューの提供などを行い、町の健康事業とあわせた健康ポイント制度の導入による町民の健康保持・増進を図ってまいります。

基本施策の2つ目は、地域福祉の充実であります。

高齢者、障がい者、子育て世帯など、支援を必要とする住民誰もが住みなれた地域で安心してその人らしい自立した生活を送れるよう、地域福祉の推進に努めてまいります。具体的に

は、社会福祉協議会への支援強化と連携を図るとともに、地域住民、ボランティア、関係機関・団体等との連携のもと、多種多様なニーズに即した福祉サービスの提供と地域で支え合っていく体制を築いてまいります。

基本施策の3つ目は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を営み、できる限り在宅生活を維持できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが継続的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めています。そのために、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援するなど、高齢者の生きがいがづくりや社会参加の促進を図ります。

次に、昨年4月から開始しました介護予防・生活支援サービス事業及びふれあいサロンなどの一般介護予防事業を充実させていくことで、高齢者の健康寿命の延伸を図っていきます。

また、地域密着型施設の整備については、平成29年度に第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成30年から32年度まで）を策定するに当たり、入居待機者の状況を把握した上で検討してまいります。

基本施策の4つ目は、障がい者福祉の充実であります。

障がい者が地域において自立した生活を営み、社会参加できるよう、保健・医療・生活・就労などの支援、相談体制の強化を図り、障害福祉サービス及び障害児通所支援のさらなる充実に努めるとともに、障害者差別解消法の趣旨も十分鑑み、障がい者に対する理解を深め、不利益な取扱いをなくすための取組を推進してまいります。

また、発達障害などの早期発見と早期支援のため、引き続き巡回支援専門員を配置して、保育所や幼稚園などと連携しながら、体制の充実に努めてまいります。

基本施策の5つ目は、子育て支援の充実であります。

子育て支援については、菊陽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に努め、乳幼児期・児童期における質の高い教育・保育サービスを総合的に展開してまいります。

学童保育については、人口の増加と保護者の就労状況の変化に伴い、利用希望児童が増え続けています。このため、菊陽町放課後児童クラブ整備計画に基づき、菊陽中部小学校及び菊陽西小学校の新たな専用施設の整備を行うとともに、学校や町民センターなどの公共施設を利用して受け皿の拡充を図っていきます。加えて、放課後児童支援員の確保と資質の向上に取り組んでまいります。

また、児童虐待などの早期発見・早期支援のため、要支援児童対策員を配置して、児童相談所などの関係機関と連携しながら体制の充実に努めてまいります。

保育サービスについては、保育ニーズを的確に把握し、待機児童の解消に努めてまいります。

町立保育所の民営化については、見直し後の公立保育所民営化計画を、議会をはじめとして、町民の皆様、関係者等々に対して丁寧な説明と意見交換を重ね、円滑な民営化の業務を進

めてまいります。

母子保健対策については、妊婦や乳幼児の定期的な健診を実施し、病気の早期発見・早期治療により健全な発達・発育の支援を行います。また、法定予防接種の受けやすい体制づくりや養育医療給付による育児支援に努めます。さらに、医療機関、保育所、学校等と連携した相談機会の充実を図り、不安や悩みの解消に努めてまいります。

基本施策の6つ目は、ひとり親家庭などへの支援であります。

ひとり親家庭の子どもの健やかな成長と、親が安心して暮らせる生活基盤の確保のため、自立促進を支援する体制の充実を図ってまいります。

基本施策の7つ目は、社会保障制度の適切な運営であります。

国民健康保険については、生活習慣病の改善や疾病の重症化予防のため、特定健康診査の受診と特定保健指導の実施を推進し、疾病の早期発見・早期治療による医療費の抑制を図り、財政運営の健全化及び医療費の適正化に努めてまいります。

また、平成30年度から、国民健康保険の財政運営の主体がこれまでの市町村から県に移行しますので、制度の安定的かつ円滑な運営と、健全な保険財政運営となりますよう、関係機関と連携しながら適正な対応を行ってまいります。

後期高齢者医療については、後期高齢者の健康保持のため、健康診査の推進や人間ドック費用の助成などを実施するとともに、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携して、制度の安定的かつ円滑な運営に努めてまいります。

介護保険については、平成26年度に策定しました第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、介護サービスの確実な提供及び健全な介護保険財政運営の確保と制度の安定運営に努めてまいります。

次に、まちづくりの目標の第2の柱「暮らしやすく安全で安心なまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「環境に配慮した緑豊かなまちづくり」を掲げています。

基本施策の1つ目は、環境保全対策の推進であります。

環境保全対策の推進については、地域の生活環境、地球環境の保全を進めることを基本に、環境に優しいまちづくりを進めてまいります。

公害の未然防止と発生時の対応については、県などの関係機関との連携、協力に努め、適切かつ迅速な対応を行ってまいります。

また、廃棄物の不法投棄については、警察や県の担当部局、地域の自治会長・区長さん、環境美化推進委員さんなどと連携して、その予防と事後の対応に努めてまいります。

自然と地球環境に優しい生活を実現するため、引き続き太陽熱温水器の普及推進に努めてまいります。あわせて、グリーン・ゴーヤカーテンによる温暖化防止対策につきましても、ボランティア団体の皆様方と連携、協力しながら、町内全域に広がるよう努めてまいります。特に、本年度は県と連携して、熊本地震による被災者のための仮設住宅にグリーン・ゴーヤカー

テンを普及させるよう支援してまいります。

基本施策の2つ目は、緑化の推進であります。

緑に包まれた自然豊かなまちづくりを進めるため、都市公園や緑地広場の緑化に努めるとともに、その維持及び保全については地域の皆様との協働により行ってまいります。

基本施策の3つ目は、水環境の保全・活用であります。

熊本地域の地下水は、私どもの生活に欠かせない生活用水であり、また地域経済発展の源である企業誘致においても重要な戦略資源であります。

地下水涵養対策の大きな柱であります白川中流域の水田湛水事業についても積極的に支援し、今後も熊本県や関係市町村、おおきく土地改良区、くまもと地下水財団と連携し、「くまもとの宝」であります良質な地下水を次の世代に引き継いでまいります。

施策の大綱の第2に「快適でゆとりのあるまちづくり」を掲げています。

基本施策の1つ目は、調和のとれた土地利用の推進であります。

町のさらなる発展のため、関係機関との連携、関係法令との整合を図りながら、優良な農地、貴重な緑地の保全とあわせて、さまざまな企業の立地と適切な住宅開発を誘導するなど、バランスのとれた秩序ある都市的土地利用を推進してまいります。

基本施策の2つ目は、住宅・住環境の整備であります。住環境の整備については、県の景観条例等に準拠して都市景観の保全・創出に努めるとともに、引き続き道路、公園、下水道及び土地区画整理事業などの都市基盤施設の整備事業を推進し、住みよい居住環境の整備充実に努めてまいります。

老朽化した古閑原団地の建替えについては、平成29年度は8戸の整備を進め、これまでと合わせて12戸の団地整備を行います。

基本施策の3つ目は、交通体系の充実であります。

基幹道路の整備については、菊陽空港線延伸及び県道新山原水線の道路改良事業について、長年熊本県に対して要望活動を行ってきたことが実を結び、平成29年1月に熊本県から「県道新山原水線まではJR馬場踏切の立体交差により県で整備する」と回答をいただきました。このことにより、現在熊本県、合志市、菊陽町間で協定の締結に向け準備を進めています。

道路整備というものは地域開発のスタートと言われます。この菊陽空港線の延伸は、熊本空港とセミコンテクノパークを結び、将来の中九州横断道路とを結ぶことにより、生活道路にとどまらず、主要な経済道路としての性格を持つことになることから、菊陽空港線の延伸路線と中九州横断道路との結節点から熊本空港までの沿線開発を視野に入れた開発構想に着手することとしております。

そして、平成19年6月に結成しました県道新山原水線改良整備期成会を再編し、菊陽空港線の延伸と東部地域の開発のための運動を進めたいと考えていますので、議員各位、関係各位の御理解・御協力をお願いいたします。

次に、西部地域の道路網の強化及び慢性的な交通渋滞緩和策の一環として、平成28年度に武

蔵ヶ丘小学校より西側、高速側道までの新規路線であります西部地区道路構想の調査、検討を行いました。事業化が可能であるかデータを整理し、結論を出したいと考えております。

また、セミコンテクノパーク周辺道路渋滞解消を図るため、古閑原上堀川線と県道大津植木線との交差点改良工事等を進めてまいります。

J R原水駅周辺整備については、平成28年度より駅東側の工事に着手し、平成29年度完了に向け整備を進めてまいります。

生活道路の整備については、三里木北地内の道路改良、光の森地区等の歩道整備、平成24年度に事業着手した川久保南方線の改良事業を引き続き進めてまいります。

町内巡回バスについては、平成25年10月のルートやダイヤの大幅な変更、また平成27年12月の路線バスの廃止縮小により利用者は伸びています。平成29年度は、地域の特性や住民ニーズ、公共交通体系のあり方を整理し、事業者、近隣市町などと協議しながら、町民の皆様にとってよりよい公共交通となるよう努めてまいります。

基本施策の4つ目は、水の安全供給と下水道の整備であります。

上水道については、引き続き大津菊陽水道企業団と連携し、町民に安全・安心な水を供給するとともに、災害時の対応や給水体制についても連携を強化してまいります。

下水道事業については、汚水処理人口普及率は、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせて99.9%となり、県内でも最上位に位置する高い普及状況となっております。

本年度は、菊陽第二土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内であるイオン菊陽店周辺の汚水及び雨水排除施設の整備を行います。

また、向陽台地区と花立地区の一部の雨水排除施設の整備も昨年度に引き続き実施してまいります。

建設後30年以上が経過しました下水道については、経年劣化や腐食で痛んだ管路の整備を進め、下水道施設の長寿命化を図ってまいります。

基本施策の5つ目は、環境衛生対策の推進であります。持続可能な循環型社会を目指すため、また、環境衛生対策を進めるため、家庭ごみの減量化と分別の徹底を進めてまいります。同じく、事業所のごみについても減量化と分別の徹底を進めるところであります。

また、資源の再利用を推進するため、地域のリサイクル活動はほとんどの行政区で取り組まれており、地域に密着した環境活動や地域づくりの一環としても、今後も引き続き積極的に支援してまいります。

家庭ごみの収集・運搬については、今後も適切なおみステーションの管理を進め、菊池環境保全組合との連携を図りながら、安定かつ確実なおみの収集・運搬・処理を進めてまいります。

新環境工場の建設については、平成28年度に新環境工場等建設用地の取得が全て完了いたしました。処理方式については、新環境工場等建設検討委員会からごみ処理施設をストーカ方式とし、最終処分場の処理方式をクローズド型とすること、事業方式については、ごみ処理施設

を公設民営方式とし、最終処分場は公設による長期包括委託方式が最も有効な方式であるとの答申が出され、この答申については、組合議会に対しても報告が行われたところであります。

平成29年度は、引き続き建設用地の環境影響評価を行い、建設用地周辺地域との環境保全協定の締結に向けた作業を進めてまいります。さらに、29年度は、施設の建設及び施設運営を行います事業者の選定を行い、平成30年4月からは建設工事に着手する予定としております。

昨年の熊本地震により被害を受けた損壊家屋等の公費解体については、被災された方々の生活再建支援のため早期の事業完了を目指しているものであり、関係団体等と協力しながら、引き続き進めてまいります。

施策の大綱の第3に「住みよい安心・安全なまちづくり」を掲げております。

基本施策の1つ目は、防災対策の充実であります。

防災対策の充実や熊本地震からの復旧・復興に向けて、国の補助事業を活用し、復興まちづくり計画を策定し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

また、防災行政無線等の施設の検証を行うとともに、情報伝達や避難などを含めた防災訓練を実施し、緊急時に迅速で的確な対応がとれる体制を構築してまいります。

食糧や生活必需品等の備蓄は計画的に進めており、平成29年度も光の森町民センターをはじめ町内3か所の備蓄倉庫に非常用の食糧を備蓄いたします。

さらに、地域防災力の要であります消防団の装備を充実させ、災害対応力を強化するとともに、地域における自主防災組織の活動を促進するため、自主防災組織育成推進補助金を継続し、防災士の育成も支援してまいります。

災害時要援護者避難支援対策については、対象者一人一人の避難支援計画の作成と、地域での要配慮者情報の共有を推進し、地域ぐるみの避難支援体制の強化に努めてまいります。

また、災害時における福祉避難所の設置と、職員の応援・介護用物品の提供などに関し、町内社会福祉法人等との相互協力により、大規模な災害に備えて、福祉避難所の充実を図ってまいります。

基本施策の2つ目は、消防・救急対策の充実であります。

菊池広域連合消防本部と連携して、緊急時に迅速に対応できる体制を確立するとともに、消防団への加入促進に努めてまいります。

また、防火水槽や消火栓などの水利の確保、消防施設・設備の充実・整備を進めてまいります。

基本施策の3つ目は、防犯・交通安全対策の充実であります。

通学路を優先して防犯灯の整備を行うとともに、関係機関や地域防犯パトロール隊とも連携しながら、防犯力の向上を図ります。

スクールパトロール隊については、引き続き児童・生徒の登下校時の安全確保を図るとともに、不審者対策や危険箇所の点検などを実施いたします。

交通安全対策については、関係機関とも連携して、交通安全施設の整備を進めるとともに、

子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚に取り組んでまいります。

また、警察力の強化に向けた交番新設については、今後も効果的な活動を続けてまいります。

基本施策の4つ目は、消費者保護対策の充実であります。

平成24年度から専門相談員による週1回の消費生活相談窓口を開設し、また平成25年度からは、大津町と連携し、両町住民の相互利用により消費者保護対策の充実を図ってまいりました。さらに、平成28年度には、役場に加え、光の森町民センターにおいても相談窓口を開設しました。平成29年度は、大津町との連携に加え、西原村との連携も視野に入れ、さらなる消費者保護対策に努めてまいります。

次に、まちづくりの目標の第3の柱「活力にあふれ、にぎわうまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱として「働きやすく、活気とにぎわいのあるまちづくり」を掲げています。

基本施策の1つ目は、農業の振興であります。

初めに、農畜産物の生産振興については、環境に優しい持続性の高い農業を目指し、高品質・低コストで、消費者のニーズに対応した売れる農畜産物づくりを進めるため、認定農業者をはじめ、各種農業団体の営農活動を支援するとともに、畜産農家と耕種農家の連携による資源循環型農業や熊本県が推進する熊本グリーン農業を推進いたします。また、農作業受委託を推進する熊本市酪のコントラクター事業やJA菊池の子会社である株式会社きくようアグリなどの受託組織による大型農業用機械導入により、コスト縮減効果を発揮する事業の推進に取り組んでまいります。

次に、生産基盤の整備については、事業推進のためには農地集積が事業の条件でありますので、本年度も昨年同様に推進してまいります。

次に、菊陽町の農業用水の安定供給として、上井手、馬場楠井手、津久礼井手の用水路改修事業を促進します。

長い間懸案であった上井手の整備については、区長様や地権者の皆様と役場職員が一丸となって粘り強い交渉によって事業が実施できることとなりました。また、堀川地区の老朽化した農業用パイプラインの更新事業を促進するとともに、原水地区の新町井手地域の基盤整備未整備地域の整備に新たに取り組んでまいります。

白水台地のかんがい用水については、用水の確保が確実にできることが農家にとっては重要なことであります。早期に用水確保のため、白水地区内に井戸ポンプ場を設けることができるよう、おおきく土地改良区等の関係者が一致結束して要望活動を続けた結果、大切畑ダムの災害復旧事業の中に「井戸ポンプの設置を含む」という査定結果を得たところであります。

今後は、気を緩めることなく、井戸ポンプの設置が実現するまで継続して交渉を続けてまいります。

次に、経営・技術の近代化と人材育成については、菊陽町担い手育成総合支援協議会を中心として、認定農業者連絡会をはじめとする各種団体の協力を得て、各種研修会の開催やそれに伴う経営改善計画の啓発、また後継者育成など次世代を担う農業者の支援を行ってまいります。

また、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つである「菊陽町にしごとをつくる」に基づき、生産から消費までのさまざまな立場の機関・団体等がお互いに連携し、協力して、町内で生産された農畜産物を町内で消費するという地産地消に取り組むとともに、特産品の開発・販売、農商工連携及び6次産業化を推進していくことを目的とし、本年2月2日に菊陽町地産地消推進協議会が設立いたしました。この組織を通じて、啓発活動と特産品の開発や販路の開拓を推し進めることとしています。

基本施策の2つ目は、工業の振興についてであります。

企業誘致の方策として、セミコンテクノパークに隣接して整備した原水工業団地については、既に5社が操業されており、分譲地約18.3ヘクタールのうち、約14.9ヘクタールの売約済となりました。残り3.5ヘクタールについても、菊陽町工場等設置条例及び菊陽町工場等立地促進に関する条例を活用し、熊本県や関係機関の協力を得て、新規産業分野への誘致活動を展開してまいります。既存のソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社や富士フィルム九州株式会社においては、今後の増設等について、世界の経済情勢・動向を注視しながら積極的に働きかけを行ってまいります。

中小企業の振興については、人材の確保を図るとともに、技術向上や経営力を強化するなど人材を育成し、もって地域産業の振興と活性化につながるよう、研修または講習会を受講するための菊陽町中小企業人材育成事業を引き続き行ってまいります。

基本施策の3つ目は、商業の振興についてであります。

町内の中小企業等の振興を図り、活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、平成23年に菊陽町中小企業等振興条例を制定しました。以後、中小企業活性化会議を設置し、先進地研修等を含め、具体的な中小企業振興策について調査・検討を進めております。

また、菊陽町商工会が事業主体となって、菊陽町の魅力を発掘し、それぞれの分野で住民参加型のプログラムを実施するまち遊び事業や三里木商工繁栄会が実施されている馬か鍋スタンプラリー事業等が行われています。これらの事業を今後も支援してまいります。

基本施策の4つ目は、観光の振興についてであります。

JR九州とタイアップした菊陽町ウオークラリーについては、地域や企業の温かいおもてなしが大変好評で、参加された方との交流も定着してまいりました。昨年の参加者は800人を超え、年々参加者も増加しており、今後も継続して実施することとしています。

また、県内外への観光情報発信を精力的に行うとともに、県内のイベントと連携を図りながら、加藤清正公ゆかりの鼻ぐり井手や菊陽杉並木などをPRし、地域資源を生かした地域活性化と観光振興に努めてまいります。



最後に、まちづくりの目標の第4の柱「みんなで協働して支えるまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「町民と行政が協働でつくるまちづくり」を掲げています。

基本施策の1つ目は、住民参画の推進であります。

住民参画の推進については、町民参画・協働推進条例を平成25年4月から施行し、住み続けたいまち、住みたいまち、住んでよかったと思えるまちづくりに向けて、情報の公開と共有を積極的に図りながら、町民参画・協働の推進に努めてまいります。

基本施策の2つ目は、男女共同参画の推進であります。

男女がお互いに人権を尊重し、対等な立場で、それぞれの個性と能力を發揮できるような男女共同参画社会の実現を目指して、平成24年1月に菊陽町男女共同参画都市宣言を行ったところであります。また、平成28年3月には、町や町民、事業者等の役割や性に起因する暴力の禁止等を定めた菊陽町男女共同参画推進条例を制定いたしました。

今後、これまでの取組を継承し、子育て・教育・家庭・地域や高齢者福祉など、あらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

基本施策の3つ目は、人権尊重の社会づくりの推進であります。

本年度におきましても、人権尊重の社会づくりの推進を重要な施策として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など、さまざまな人権問題について、町民や学校、地域、関係団体等と連携し、学習会、各種講演会、研修会を実施し、帰国・外国人町民との交流事業や子どもたちの教育保障、広報紙等による啓発に取り組み、人権尊重の社会づくりの推進に努めてまいります。

基本施策の4つ目は、広報活動の推進であります。

広報紙の充実はもちろん、ホームページのリニューアルなどにより、よりよい行政情報を町民の皆様に提供してまいります。また、町民の皆様からの御意見・御要望などを行政に生かす広聴活動も広げてまいります。

また、災害時の情報収集、伝達の高度化については、地域防災計画の中で十分に検討し、必要なシステム整備、施設整備を行ってまいります。

施策の大綱の第2に「効率的で効果的な行財政運営を図るまちづくり」を掲げています。

基本施策の1つ目は、高度情報化への対応であります。

1月10日に、3年前から進めてきました電算システムの更新を行いました。また、昨年1月からはマイナンバーの運用が始まり、今月下旬には情報セキュリティの強靱化のシステム構築・運用を開始します。

今後、セキュリティ対策に万全を期し、適切な運用に努めてまいります。

さらに、情報通信技術を活用した行政事務の効率化・高度化や住民サービスの向上、情報発信力の強化を図ってまいります。

基本施策の2つ目は、行財政運営の充実強化であります。

これまで、第三次菊陽町行財政改革大綱に基づき、効率的で効果的な行政運営、財政の健全化、町民と行政の協働による安全・安心なまちづくりなどに取り組んでまいりました。

しかしながら、平成28年熊本地震による災害復旧関連事業により、多額の地方債の発行や財政調整基金の取崩しなどを行わなければなりません。

よって、健全化判断比率である実質公債費比率や将来負担比率、また地方債残高などの財政指標の推移を注視しながら、必要に応じて災害復旧関連事業以外の事業について進捗調整を図る必要があると考えています。

これからも財政規律を守り、長期的かつ持続可能な健全財政を堅持しながら、時代のニーズに対応した効率的で効果的な行・財政運営を推進いたします。

基本施策の3つ目は、広域連携の推進についてであります。

消防、救急業務やごみ・し尿処理、上水道事業などについては、広域連合や一部事務組合を活用し、効率的に実施しています。今後も、構成市町等と連携し、継続して事業を進めてまいります。

また、連携中枢都市圏構想では、昨年の3月30日に締結しました連携協約に基づき事業を展開していく予定でしたが、熊本地震の影響もあり、余り取り組めませんでした。しかし、本町が提案してきました災害時の連携については、避難所における近隣市町村の住民の受け入れなど、率先して取り組むことができました。平成29年度は、震災からの復旧・復興のための事業の中から、熊本市をはじめとする構成市町との連携事業について協議を進めてまいります。

以上、新年度における私の町政に臨む所信の一端と、主な施策の概要について御説明申し上げましたが、熊本地震からの復旧・復興はこれからも数年続いてまいります。今後も、町民の皆様とともに、震災からの復旧・復興を着実に実行し、単なる復旧にとどまらず、さらなる発展を実現していくことを決意いたしております。

議員各位のより一層の御理解と御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の平成29年度施政方針とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時9分

再開 午前11時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成29年第1回菊陽町議会定例会に提案いたします付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、承認1件、議案16件について審議をお願いするものであります。

内容は、専決処分の承認が1件、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例と条例の一部改正が4件、平成29年度当初予算が6件、平成28年度補正予算が5件等であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

承認第1号は、損害賠償請求事件の専決処分の承認を求めることについてであります。

内容は、町道にかかわる損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律により、働きながら育児や介護をしやすい環境をさらに進めるために、育児休業の対象となる子の範囲の拡大、介護休業の分割取得等の制度の見直しが行われたことに伴い、本町職員においても同様の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成29年度の第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準を改めるものであります。

議案第4号は、菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、古閑原団地の建て替えに伴う構造等の一部改正と駐車場の整備に伴う名称等の一部改正を行うものであります。

議案第5号は、菊陽町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、公共下水道認可区域外において公共下水道を使用する使用者等に対して、分担金のほか、及び徴収等に関する事項を定めるため、条例の一部改正を行うものであります。

議案第6号は、平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第9号）についてであります。内容は、歳入歳出予算の総額から7億1,183万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を170億6,795万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、町税を1億9,021万9,000円増額し、国庫支出金を4億4,099万4,000円、町債を5億6,600万円減額するものであります。

歳出の主なものは、民生費を4,147万9,000円増額し、消防費を3億8,662万9,000円、災害復旧費を1億6,155万5,000円減額するものであります。

議案第7号は、平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から430万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億4,615万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金を3,871万4,000円、県支出金を5,878万8,000円増額し、共同事業交付金を1億608万8,000円減額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費を1億322万円増額し、後期高齢者支援金等を3,028万8,000円、共同事業拠出金を4,816万1,000円減額するものであります。

議案第8号は、平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から1,390万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億2,164万9,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を1,284万5,000円減額し、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を1,390万2,000円減額するものであります。

議案第9号は、平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から1億2,394万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億7,366万3,000円に定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金を1,827万4,000円、支払基金交付金を6,371万円、県支出金を2,528万円減額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費を1億663万2,000円、地域支援事業費を1,804万円減額するものであります。

議案第10号は、平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を202万2,000円減額し13億7,795万2,000円と定め、事業費用を202万2,000円減額し13億6,938万3,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額においては、資本的収入予定額を1,280万円減額し7億4,957万8,000円と定め、資本的支出予定額を1,280万円減額し11億966万円と定めるものであります。

議案第11号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました上津久礼地区ほか3件の開発に係る道路6路線と、同じく寄附を受けましたあさひヶ丘地区の私道1路線、合わせて7路線を新たに町道として認定するものであります。

議案第12号は、平成29年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を145億9,000万円と定めるものであります。前年度と比較しますと、平成28年度熊本地震災害関連事業費により13億9,000万円の増、率にして10.5%の増となっており、過去最大の当初予算額となっております。

災害関連予算では、全体で14億9,607万円としており、菊陽町熊本地震復旧・復興計画の体系に沿って説明いたしますと、1、住民の暮らし・生活の復旧・復興に7億7,320万1,000円で、災害関連予算総額の51.7%、2、地域産業の復旧・復興に3億1,490万3,000円で21%、3、社会基盤の復旧・復興に2億7,857万6,000円で18.7%、4、災害に強い「人・緑未来輝く生活都市きくよう」の実現に6,157万7,000円で4.1%、5、復興、そして発展へに6,781万3,000円で4.5%の予算措置を行っています。

歳入の主なものは、町税を2.8%増の61億7,397万9,000円、地方交付税を4億4,100万円と見込み、平成28年熊本地震による災害復旧関連事業費の増などにより、国庫支出金を23億7,978万7,000円、県支出金を12億5,780万5,000円、基金繰入金を8億8,665万円、町債を16億6,220万円としています。

歳出の主なものは、民生費を51億3,209万1,000円、衛生費を災害廃棄物等処理事業の増により65.8%増の18億6,127万5,000円、教育費を菊陽北小学校大規模改造事業や武蔵ヶ丘北小学校増築事業の増により20.9%増の17億1,912万円、災害復旧費を5億3,237万7,000円としています。

議案第13号は、平成29年度菊陽町土地取得特別会計についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を113万5,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、(仮称)菊陽町光の森多目的広場の維持管理費で、財源は一般会計からの繰入金としています。

議案第14号は、平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を40億8,331万5,000円に定めるものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税7億1,725万2,000円、国庫支出金8億9,839万5,000円、前期高齢者交付金8億円、共同事業交付金10億1,900万円、繰入金2億8,448万2,000円であり

ます。

歳出の主なものは、保険給付費23億5,535万2,000円、後期高齢者支援金等4億5,006万円、介護給付金1億8,560万円、共同事業拠出金10億1,900万2,000円等であります。

議案第15号は、平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を3億4,067万5,000円に定めるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億4,325万7,000円、繰入金8,149万8,000円であり

ます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億2,738万3,000円であります。

議案第16号は、平成29年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ25億1,778万1,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、保険料5億3,923万7,000円、国庫支出金5億5,928万9,000円、支払基金交付金6億7,882万7,000円、県支出金3億5,188万円、繰入金3億7,626万7,000円であり

す。

歳出の主なものは、総務費3,036万3,000円、保険給付費23億6,147万8,000円、地域支援事業費1億2,390万4,000円であります。

議案第17号は、平成29年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。

内容は、第3条で収益的収入予定額を13億7,862万9,000円、支出予定額を13億6,334万7,000円と定めるものであります。

第4条で、資本的収入予定額を6億2,821万円、支出予定額を9億7,875万9,000円と定めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

これから平成29年度当初予算について各課長に説明を求めますが、当初予算については、この後各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第12号 平成29年度菊陽町一般会計予算について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議案第12号平成29年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） おはようございます。

議案第12号平成29年度菊陽町一般会計予算について御説明申し上げます。

本件につきましては、議長が先ほど申されましたように、各常任委員会に付託される予定ですので、詳細につきましてはその際各担当課から説明させていただきます。

本日、資料として一般会計予算案参考資料と概要説明資料を配付していますので、こちらも参考としていただきたいと思います。

なお、概要説明資料は、各常任委員会各担当課からの説明の際に使用させていただく資料になりますので、その際にも御持参いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、財政課からは、予算書と参考資料に基づき、全体的な予算や主な事業を中心に御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ145億9,000万円と定めています。平成28年度の当初予算額は132億円でしたので、前年度比13億9,000万円、10.5%の増で、過去最大の当初予算額になります。

第2条の債務負担行為は第2表の債務負担行為で、第3条の地方債は第3表の地方債でそれぞれ定めています。

第4条では一時借入金の最高額を15億円とし、第5条で歳出予算の流用について定めています。

2ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算ですが、ここでの説明は省略させていただきます。

9ページをお開きください。

第2表の債務負担行為であります。5件の事項について、期間と限度額を計上しております。

10ページをお開きください。

第3表の地方債であります。起債の目的として12件の事業を計上しています。このうち臨時財政対策債は、国が地方交付税として交付すべき金額の不足分を借り入れるもので、4億5,900万円を計上し、学校施設整備事業債や災害関連事業債も含め、地方債の限度額の合計を16億6,220万円としています。起債の方法、利率、償還の方法については、記載しているとおりであります。

11ページ以降は予算に関する説明書であります。

予算に関する説明については、各常任委員会で各担当課から概要説明資料により詳細な説明をさせていただきますので、ここからは本日配付いたしました一般会計予算案参考資料により全体的な説明をさせていただきます。

それでは、一般会計予算案参考資料を1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

歳入について、自主財源と依存財源の款別構成表になります。

自主財源は78億8,644万7,000円で、前年度比4億8,144万8,000円の増、依存財源は67億355万3,000円で9億855万2,000円の増となっています。自主財源と依存財源の比率は、自主財源54.1%、依存財源は45.9%になっております。

下の2ページを御覧ください。

歳出について、性質別と目的別の構成表になります。

まず、性質別の義務的経費は52億9,429万2,000円、前年度比4,447万6,000円の増となっています。人件費は減額となり、扶助費と公債費が増額となっています。

投資的経費は28億3,251万4,000円で、平成28年熊本地震による災害復旧事業費の増により、13億2,145万8,000円の増となっています。

その他の経費は64億6,319万4,000円で、2,406万6,000円の増となっています。

物件費、補助費等が増額となり、繰出金が減額となっています。

次の目的別について、歳出合計に占める割合は、民生費が一番高く、35.2%を占めています。増減額の大きなものでは、民生費が減額となり、教育費が増額となっています。また、平成28年熊本地震による災害関連事業で、衛生費と災害復旧費が増額となっています。

3ページをお開きください。

歳入について、前年度との比較増減表になります。

款の1町税は、町民税の増加を見込み、61億7,397万9,000円で、前年度と比較して1億6,901万9,000円の増としています。

款の6地方消費税交付金は、地方消費税率引き上げの影響が続き、6億8,844万4,000円で、2,373万7,000円の増を見込んでいます。

款の12地方交付税は、町税収入の増などにより、基準財政収入額の増加を見込み、4億4,100万円で、2億1,800万円の減としています。

4ページを御覧ください。

款の16国庫支出金は、災害関連事業の増により、23億7,978万7,000円で、2億9,113万7,000円の増としています。

款の17県支出金も、災害関連事業の増により、12億5,780万5,000円で、2億6,534万9,000円の増としています。

款の20繰入金は、学校建設基金繰入金などの増により、8億8,665万円で、3億3,400万円の増としています。

款の23町債は、菊陽北小学校と武蔵ヶ丘北小学校の施設整備事業債や災害復旧債の増により、16億6,220万円で、5億3,130万円の増としています。

5ページをお開きください。

歳出の目的別について、前年度との比較増減表になります。

款の2総務費は、人件費を含む一般管理費などの減により、14億5,235万4,000円で、8,139万6,000円の減としています。

6ページを御覧ください。

款の3民生費は、51億3,209万1,000円で、1億9,288万9,000円の減としています。

主な減額の要因は、7ページをお開きいただき、4保育園費で、私立保育所もみじ園整備事業の減によるものであります。

款の4衛生費は、災害廃棄物等処理事業費の増により18億6,127万5,000円、7億3,873万2,000円の増としております。

款の6農林水産業費は、農業振興費や土地改良事業などで4億2,001万2,000円、6次産業化ネットワーク活動整備事業の増により4,762万5,000円の増としております。

8ページを御覧ください。

款の7商工費は、企業誘致対策事業の増により、2億2,733万2,000円、4,274万9,000円の増としています。

款の8土木費は、道路改良事業や土地区画整理事業、古閑原団地建設事業などで13億2,406万4,000円を計上しております。

9ページをお開きください。

款の9消防費は、菊池広域連合負担金消防費分などで4億1,148万9,000円を計上しております。

款の10教育費は、17億1,912万円で、2億9,711万9,000円の増としています。菊陽北小学校大規模改修事業や武蔵ヶ丘北小学校増築事業による増額となります。

10ページを御覧ください。

款の11災害復旧費は、5億3,237万7,000円を計上しています。被災農業者向け経営体育成支援事業や町民体育館の災害復旧事業、役場庁舎の災害復旧事業などになります。

款の12公債費は、元金の増額により、13億4,190万6,000円で、8,017万円の増としております。

11ページをお開きください。

歳出の性質別内訳表になります。区分ごとの構成比と前年度との比較増減表になります。

下の12ページを御覧ください。

第3表地方債関係の表になります。こちらの表につきましては、臨時財政対策債を除く地方債について、事業名ごとに特定財源を含めて整理しております。

13ページをお開きください。

菊陽町熊本地震復旧復興計画関連予算について、復旧・復興計画のアクションプラン別、事業名ごとに特定財源を含めて整理しております。

次の14ページを御覧いただき、29の事業で合計14億9,607万円になります。当初予算総額の10.3%、約1割を占めております。

参考資料での全体的な説明は以上になります。

予算書に戻っていただき、歳出の主な新規事業や建設事業などについて御説明いたします。

55ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費、節区分25積立金で、一番下になりますけども、総合スポーツ施設整備基金に1億円を積み立てる計画であります。

56ページをお開きください。

目の10地域政策費で、節区分13委託料に、都市防災総合推進事業として、防災広場や防災拠点の調査設計委託料2,200万円を計上しております。

68ページをお開きください。

目の20地方創生総合戦略費は、きくよう健康ビジネス起業化プロジェクト事業として、健康ポイント関連委託料や「さんふれあ」のレストランの改修費、調理用備品、健康機器購入費などを計上しております。

80ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費、節区分19負担金、補助及び交付金で、臨時福祉給付金を9,450万円計上しております。これは、消費税増税の再延期により、低所得者対策として、町民税非課税者に1万5,000円を支給するもので、財源は全額国庫補助金であります。

107ページをお開きください。

款の4衛生費、項の2清掃費、目の2塵芥処理費、次の108ページをお開きいただき、節区分13委託料で、災害ごみ処理委託料の3億4,430万5,000円と、損壊家屋解体撤去業務委託料の3億5,909万4,000円を計上しております。

113ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費で、115ページをお開きいただき、節区分の19負担金、補助及び交付金で、6次産業化ネットワーク活動整備事業として、冷凍パン冷凍生地加工施設の整備費補助金を7,996万5,000円計上しております。この財源は、全額国庫補助金であります。

124ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費で、125ページを御覧いただき、節区分13委託料で、原水工業団地拡張整備事業として、測量委託料342万4,000円と基本計画策定委託料833万9,000円を計上しております。また、節区分19負担金、補助及び交付金で、工場等立地促進補助金を1億6,629万7,000円計上しております。

130ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の3道路橋梁新設改良費で、131ページにかけて、社会資本整備総合交付金による道路改良事業や原水駅周辺整備事業を計上しております。

133ページを御覧ください。

項の3都市計画費、目の2土地区画整理費で、134ページにかけて菊陽第二土地区画整理事業を3億3,897万9,000円計上しております。

139ページをお開きください。

項の4住宅費、目の2公営住宅建設事業費は、古閑原団地建設事業を1億4,456万1,000円計上しております。

156ページをお開きください。

款の10教育費、項の2小学校費、目の5学校建設費は、菊陽北小学校大規模改修事業と武蔵ヶ丘北小学校増築事業で、5億3,834万円を計上しております。

164ページをお開きください。

款の10教育費、項の3中学校費、目の5学校建設費は、武蔵ヶ丘中学校校舎改修事業を1億530万円計上しております。

185ページをお開きください。

款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費は、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金を2億9,814万円計上しております。

186ページをお開きください。

項の3厚生労働施設災害復旧費、目の1民生施設災害復旧費は、福祉支援センターの災害復旧事業を715万円計上し、項の4文教施設災害復旧費、目の2社会教育施設災害復旧費は、町民体育館の災害復旧事業を1億1,568万円計上しております。

187ページを御覧ください。

項の5その他公共施設・公用施設災害復旧費、目の2公用施設災害復旧費は、役場庁舎の災害復旧事業を5,380万5,000円計上しております。

190ページをお開きください。

ここからは給与費明細書をつけております。また、199ページからは債務負担行為に関する調書をつけておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

203ページをお開きください。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。

区分1普通債は、平成29年度の起債見込み額6億510万円に対し、元金償還見込み額が8億6,840万6,000円により、平成28年度末現在高見込み額の98億5,308万2,000円から平成29年度末現在高見込み額95億8,977万6,000円に減少となる見込みであります。

区分2の災害復旧債は、平成28年熊本地震関連事業債により、平成29年度末現在高は18億8,527万1,000円に増加する見込みであります。

区分3その他で、(1)の臨時財政対策債は、平成29年度の起債見込み額4億5,900万円に対し、元金償還見込み額が3億1,028万5,000円により、平成29年度末現在高は58億1,669万9,000円に増加する見込みであります。

よって、地方債の平成29年度末現在高の合計は、一番右下のところに記載してあります173億9,123万1,000円となる見込みであります。

204ページを御覧ください。

引き上げ分の地方消費税収入の使途について記載しております。消費税率引き上げ分の地方消費税交付金2億8,459万4,000円について、全額を社会保障施策に要する経費に使用することを明示しているものであります。

以上で説明を終わります。御質問に対しましては担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

昼食休憩といたします。

午後1時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時58分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

菊陽町一般会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 平成29年度の菊陽町一般会計予算の参考資料、その3ページです。1点だけ教えていただきたい。

区分の12番目の地方交付税、私の理解では、この地方交付税というのは一般財源として非常に大事な部分を占めると思うんですが、先ほど財政課長がちょっと基準財政需要額というのに触れられましたけれども、私の今の理解では、この基準財政需要額が増えれば交付税は減ると、そういうふうに理解をしておりますが。何かその、国はこの基準財政需要額を決めるそうですけれども、国は、今のところ方針としては、この基準財政需要額を減らす方向にあるというふうに理解をしてるんですが、ここでは、これからしますと地方交付税が減ってるわけですから、基準財政需要額が増えた、そういうふうな裁定をしたのかなというふうに思ったんですが、そういう理解でいいんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 今の質問にお答えしたいと思います。

地方交付税につきまして、先ほど説明させていただいたところでございますけども、今回につきましては、基準財政収入額が増えたということで、先ほど町民税、町税の法人とか町民税についてが、今回この款の1の町税のところで見ますと、増減額が1億6,900万円増えてますということから、基準財政収入額が増えましたので、地方交付税はその関係で今回減額になるということで説明させていただいたところでございます。

以上でございます。

（17番甲斐榮治君「了解しました」の声あり）

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第12号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第13号 平成29年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、議案第13号平成29年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） 議案第13号平成29年度菊陽町土地取得特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ113万5,000円と定めております。

8ページをお開きください。

2の歳入です。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目1基金運用収入は、土地開発基金の利子を1万

9,000円計上しております。

款の2繰入金、項の1一般会計繰入金は111万6,000円で、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の維持管理費分を一般会計から繰り入れるものであります。

次の9ページ、3の歳出を御覧ください。

款の1土地開発基金積立金は、基金利子1万9,000円を基金に積み立てるものであります。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費の111万6,000円は、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の維持管理費であります。

次の公債費につきましては、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の用地先行取得等事業債の償還が平成28年度で償還完了のため、平成29年度の予算計上はありません。

以上で説明終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第13号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第14号 平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、議案第14号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本章三君） こんにちは。議案第14号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億8,331万5,000円と定めております。前年度に比べて8,170万2,000円の減となっております。

第2条で一時借入金の最高額を2億円と定めて、保険給付費等の不足が生じた場合に備えるものであります。

第3条で歳出予算の流用について定めております。

10ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。

款の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は、6億9,903万6,000円で、前年度に比べて1,841万5,000円の減を見込んでおります。

また、目の2退職被保険者等国民健康保険税は1,821万6,000円で、前年度と比べて119万9,000円の減を見込んでおります。これは退職被保険者認定数の減少によるものです。

なお、保険税で、医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率は平成24年度から変わっておりません。

12ページをお開きください。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1療養給付費等負担金は、6億2,962万4,000円を見込んでおります。これは、国から療養費や介護納付金、後期高齢者支援金の給付額の32%が交付されるものであります。

次に、項の2国庫補助金、目の2財政調整交付金は、節区分の1普通調整交付金と節区分の2特別調整交付金を合わせて2億3,608万1,000円を見込んでおります。

下の13ページを御覧いただき、款の6療養給付費等交付金は6,715万4,000円で、前年度に比べて7,290万5,000円の減を見込んでおります。

次に、款の7前期高齢者交付金は8億円で、前年度に比べて8,309万3,000円の増を見込んでおります。

14ページをお開きください。

款の8県支出金、項の2県補助金、目の2県財政調整交付金は、節区分の1普通調整交付金と節区分の2特別調整交付金合わせて1億7,708万1,000円を見込んでおります。

次に、款の10共同事業交付金は、目の1高額医療費共同事業交付金は9,690万円を見込んでおります。

また、目の2保険財政共同安定化事業交付金は9億2,210万円で、前年度に比べて3,574万3,000円の減を見込んでおります。

下の15ページを御覧いただき、下の段の款の13繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は2億8,448万2,000円で、前年度と比べて9,377万8,000円の減を見込んでいます。

少し飛びまして、18ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は1,679万8,000円で、これは国民健康保険事務に要する費用であります。

20ページをお開きください。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は19億7,035万円で、前年度に比べて2,635万円の増を見込んでおります。

目の2退職被保険者等療養給付費は4,635万円で、前年度に比べて5,900万円の減を見込んでおります。これは主に退職被保険者数の減の見込みによるものであります。

次に、21ページの下段で、項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は2億7,475万円で、前年度に比べて1,717万円の増を見込んでおります。

目の2退職被保険者等高額医療費は960万円で、860万円の減を見込んでおります。これも主に退職被保険者数の減の見込みによるものであります。

22ページをお開きください。

下の段の項の4出産育児諸費、目の1出産育児一時金は2,773万4,000円を計上しており、66件を見込んでおります。

下の23ページで、下の段の款の3後期高齢者支援金等、目の1後期高齢者支援金等は4億5,003万円で、前年度と比べて3,165万円の減を見込んでおります。

25ページをお開きください。

款の6介護納付金は1億8,560万円で、前年度と比べて340万円の減を見込んでおります。これは介護保険法に基づく第2号被保険者の保険料でありまして、40歳から65歳未満の方の分であります。

款の7共同事業拠出金で、目の1高額医療費拠出金は、9,690万円を計上しております。

目の2保険財政共同安定化事業拠出金は9億2,210万円で、前年度と比べて3,574万3,000円の減を見込んでおります。

26ページをお開きください。

款の8保健事業費、目の1特定健康診査等事業費は、2,093万1,000円を計上しております。節区分の19負担金、補助及び交付金の健診費用負担金は1,521万2,000円で、特定健診受診者を1,800人、特定保健指導受診者を170人と見込んでおります。

下の27ページの項の2保険事業費で、目の2疾病予防費は1,554万4,000円を計上しており、節区分19の人間ドック補助金は460人分を見込んでおります。

29ページをお開きください。

最後に、款の12予備費は、618万5,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第14号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第15号 平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、議案第15号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本章三君） 議案第15号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億4,067万5,000円と定めております。

前年度に比べて718万6,000円の増となっております。

8ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。

款の1 後期高齢者医療保険料は、目の1 特別徴収保険料と目の2 普通徴収保険料と合わせまして2億4,325万7,000円で、前年度に比べて428万5,000円の増を見込んでおります。

次に、款の4 繰入金、項の1 一般会計繰入金で、目の1 事務費繰入金と目の2 保険基盤安定繰入金を合わせまして8,149万8,000円とし、前年度に比べまして291万8,000円の増を見込んでおります。

次に、10ページをお開きください。

款の6 諸収入、項の5 受託事業収入、目の1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、568万9,000円を計上しており、健康診査費用として608人分、歯科診査費用として61人分を見込んでおります。

次に、項の6 雑入は、180万円を計上しております。これは、人間ドック助成、1人当たり2万5,000円のうち、後期高齢者医療広域連合からの補助金として1人当たり1万5,000円の120人分を見込んでおります。

下のページを御覧いただき、ここから歳出の主なものについて説明いたします。

款の1 総務費は、項の1 総務管理費225万9,000円、項の2 徴収費151万5,000円を計上しております。

12ページをお開きください。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金は3億2,738万3,000円で、前年度に比べて686万8,000円の増であります。これは、被保険者の療養給付費などとして後期高齢者広域連合に支払う納付金であります。

次に、款の3 保健事業費、項の1 健康保持増進事業費は、910万8,000円を計上しております。これは、健康診査、人間ドック補助金など、被保険者の健康保持に必要な事業を行うための経費であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第15号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第16号 平成29年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、議案第16号平成29年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを

議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） では、議案第16号平成29年度菊陽町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成29年度の当初予算につきましては、平成27年度から29年度までの3か年を対象期間とします第6期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて介護給付費等の見込み額を計上した予算編成としております。

まず、予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25億1,778万1,000円と定めており、前年度に比べて2億614万4,000円の増となっております。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めて、保険給付費等の不足が生じた場合に備えるものであります。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、10ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

まず、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で、5億3,923万7,000円、前年度に比べて4,509万9,000円の増を見込んでおります。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担分で、4億3,214万1,000円、前年度に比べて4,145万8,000円の増を見込んでおります。

下のページで、項の2国庫補助金、目の1調整交付金は、財政調整のために国が交付するもので、9,721万円、前年度に比べて71万7,000円の減を見込んでおります。

同じく目の2と3は地域支援事業交付金で、合わせて2,993万8,000円、前年度に比べて98万4,000円の減を見込んでおります。

次に、款の5支払基金交付金は、40歳から64歳までの方の保険料で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、合わせて6億7,882万7,000円、前年度に比べて5,677万円の増を見込んでおります。

12ページをお開きください。

款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は、3億3,533万8,000円を見込んでおります。

次に、項の2県補助金、目の1と2は地域支援事業交付金で、1,654万2,000円を見込んでおります。

下のページで、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金は、2億8,095万7,000円を見込んでおります。

また、その他一般会計からの繰入金として、目の2から7で事務費分、地域支援事業分、介

護予防支援分、低所得者保険料負担分を計上しております。

14ページをお開きください。

項の2基金繰入金、目の1介護給付費準備基金繰入金は、3,750万9,000円を見込んでおります。

下のページで、款の12諸収入、項の5予防給付費収入、目の1介護予防サービス計画費収入は、960万円を見込んでおります。

16ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、介護保険事務に必要な経費として244万9,000円を計上しております。

下のページで、項の3介護認定審査会費、目の1介護認定審査会費は847万1,000円、目の2認定調査等費は1,262万1,000円を計上しております。

19ページをお開きください。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は23億232万3,000円、前年度に比べて2億512万1,000円を増額しております。

20ページをお開きください。

項の3高額介護サービス等費は5,171万5,000円、項の4高額医療合算介護サービス等費は500万円を計上しております。

下のページで、款の4は地域支援事業費であります。項の1介護予防・生活支援サービス事業費で、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、4,913万円を計上しております。

次に、目の2介護予防ケアマネジメント事業費は、560万3,000円を計上しております。

23ページをお開きください。

項の2一般介護予防事業費は、地域住民グループ事業などで804万円を計上しております。

次に、23ページから27ページにかけまして、項の3包括的支援事業・任意事業費は、目の1から7までを合計して4,450万5,000円を計上しております。総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援、任意、在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備、認知症総合支援事業を実施するための経費であります。

次に、28ページを御覧ください。

項の6介護予防支援事業費は、要支援者のケアプラン作成事業費で、1,571万5,000円を計上しております。

下のページで、最後に款の9予備費は、100万円を計上しております。

以上で説明終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第16号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第17号 平成29年度菊陽町下水道事業会計予算について

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、議案第17号平成29年度菊陽町下水道事業会計予算についてについてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 議案第17号平成29年度菊陽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

本予算案は、地方公営企業法第24条第2項の規定により提出するものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条総則でありますが、平成29年度菊陽町下水道事業会計予算は、公共下水道事業と農業集落排水事業との連結予算でございます。

第2条業務の予定量につきましては、当該事業年度の活動の基本的な目標として業務予定量を定めております。

次に、年間有収水量は、公共下水道で658万2,466立方メートル、農業集落排水事業で7万7,199立方メートルで、前年度対比は、公共で2%、農集で0.2%の増を見込んでおります。

次に、主な建設改良費であります。公共下水道施設整備費が3億6,834万1,000円、農業集落排水施設整備費は768万7,000円でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条収益的収入及び支出の予定額でありますが、事業収益を13億7,862万9,000円とし、事業費用を13億6,334万7,000円としております。

内容につきましては、このあと実施計画の部分で説明いたします。

次に、3ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出の予定額でありますが、資本的収入を6億2,821万円、資本的支出額は9億7,875万9,000円としております。

内容につきましては、この後実施計画の部分で説明いたします。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,054万9,000円につきましては、上段に括弧書きで記載しておりますとおり、過年度分損益勘定留保資金477万7,000円、当年度分損益勘定留保資金3億1,947万2,000円、減債積立金1,317万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,313万円で補填することとしております。

次に、4ページをお願いいたします。

第5条企業債は、公共下水道事業分で限度額3億690万円を予定しております。なお、今年度につきましても、一般会計からの繰入金を抑制するため、資本費平準化債の借入れを予定し

ております。

次に、第6条では、一時借入金の限度額を5億円としております。

次に、第7条予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。本予算では、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、5ページの第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費4,805万5,000円を計上しております。

その下の第9条他会計からの補助金としまして、汚水処理などに係ります一般会計からの繰入金で1億6,243万5,000円を計上しております。

なお、負担金及び出資金を含めました一般会計からの繰入金の総額は4億2,249万9,000円で、このうち基準外の繰入金は1億2,606万4,000円を予定しております。

続きまして、附属書類の説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

予算の実施計画書でございますが、主なものを説明いたします。

款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、人口増などに伴いまして有収水量の増加が見込まれますことから、28年度当初と比較して1.87%増の7億6,336万9,000円を見込んでおります。

次に、目の2他会計負担金、予定額1億3,364万7,000円は、雨水処理に係ります一般会計からの基準内繰入金でございます。

目の4その他営業収益、予定額578万2,000円は、熊本市及び合志市からの雨水調整池の維持管理費負担金等でございます。

次に、項の2営業外収益、目の2他会計補助金8,226万1,000円は、農集分の汚水処理に係ります維持管理費及び企業債の元金償還分、いわゆる資本費に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、目の4長期前受金戻入、予定額3億6,336万3,000円は、現金収入を伴わない収入で、償却資産の取得、改良のため交付されました補助金等につきまして、長期前受金として負債に計上し、資産の減価償却に対応させて収益化を行うものでございます。

次に、項の3特別利益、目の3その他特別利益3,000万円は、次のページの特別損失で計上しております熊本地震に伴う災害復旧費、主に道路の舗装修繕でございますけれども、これに対する一般会計からの繰入金でございます。

以上、収益的収入合計は、予定額13億7,862万9,000円でございます。

次に、下のページの支出でございますが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費、予定額3億5,598万8,000円は、汚水及び雨水処理施設等の維持管理に要する経費で、この中には、予定額2億9,831万円の熊本北部流域下水道維持管理負担金が予定額として含まれております。

少し飛びますが、次に目の5総係費、予定額5,517万3,000円は、事業全体の運営管理に要する経費でございます。

また、大津菊陽水道企業団へ下水道使用料の徴収委託をしております経費3,079万円を含んでおります。

次に、目の6減価償却費、予定額6億8,562万9,000円は、有形・無形の固定資産減価償却費でございます。

次に、項の2営業外費用、目の1支払い利息、予定額1億6,613万9,000円は、償還利子予定額でございます。

次に、項の3特別損失、目の3災害による損失、予定額3,000万円は、先ほど申しましたように、熊本地震に伴います災害復旧費でございます。

以上、支出合計は、予定額13億6,334万7,000円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

款の1資本的収入、項の1企業債につきましては、4ページの第5条で示しておりますとおり、予定額3億690万円としております。

次に、項の2出資金、予定額1億2,641万7,000円は、繰入基準内の企業債元金分の償還に要する経費で、一般会計からの繰入金でございます。

次に、項の3負担金、目2受益者負担金、予定額1,500万9,000円は、開発や住宅建設などによります賦課見込み額を予定しております。

目の3工事負担金、予定額989万8,000円は、熊本市及び合志市からの建設改良工事に対する負担金でございまして、項の3負担金は、合計で2,490万7,000円を予定しております。

次に、項の4補助金、目の3他会計補助金、予定額5,017万4,000円は、汚水事業、それから老朽管対策等の改築更新費用に対する基準外の一般会計からの繰入金でございます。

次に、項の5交付金は、社会資本整備総合交付金で、予定額は1億1,900万円でございます。

以上、資本的収入合計は、予定額6億2,821万円でございます。

次に、11ページの支出の款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費、予定額3億7,602万8,000円は、長寿命化計画策定業務などの委託と汚水及び雨水管渠築造工事や汚水管渠の改築更新工事等を予定しております。

次に、項の2企業債償還金は、予定額6億47万円でございます。

以上、支出合計は、予定額9億7,875万9,000円でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書でございますが、内容を簡単に説明いたします。

キャッシュフロー計算書は、予定貸借対照表をもとに作成しておりまして、純利益に特定の項目を加減して表示する間接法を採用いたしております。

まず、業務活動キャッシュフローにつきましては、減価償却費などの現金の収入、支出を伴わないものによる内部留保資金などが明示されており、次の投資及び財務活動費の補填財源となるものでございます。

次に、投資活動キャッシュフローは、下水道施設構築などの投資活動のための資金の増減予定を記載しております。

それから、財務活動キャッシュフローは、企業債の発行と償還に関する資金の増減を記載するものでございます。

これら3つのキャッシュフローによりまして、現金の増減額はマイナス9,598万7,335円であります。現金の期首残高が1億2,922万2,677円でありますので、現金の期末残高は3,323万5,342円を予定しております。

次に、13ページから16ページまでは職員の給与費明細等でございますので、説明を省略いたします。

続きまして、17ページをお願いいたします。

28年度の予定損益計算書でございますが、決算時に予定されます下水道事業の経営成績を示すものでございまして、当年度純利益を702万869円と見込んでおります。

続きまして、18ページ、19ページにつきましては平成28年度の予定貸借対照表で、29年3月31日の財政状況の見込みをあらわすものでございます。

次の20ページ、21ページは、平成29年度の予定貸借対照表で、平成30年3月31日の財政状況の見込みをあらわすものでございますが、内容を簡単に説明させていただきます。

まず、左側の資産の部で、1の固定資産、(1)有形固定資産は、中継ポンプ場等の建物、そして下水管などの構築物などでございます。(2)の無形固定資産は、熊本北部流域下水道建設負担金などございまして、次の(3)の投資その他資産の基金を合わせまして、固定資産合計は234億3,668万1,967円となります。

次に、2の流動資産、(2)未収金、イの営業未収金は、主に使用料で、流動資産合計が1億1,723万4,129円で、資産の合計は235億5,391万6,096円となります。

次に、左側の負債の部でございます。

3の固定負債、(1)企業債と、1年以内に返済期限が到来する債務の4の流動負債、(2)の企業債の合計は、78億7,990万704円が29年度末の企業債の予定残高でございます。

次に、5の繰り延べ収益、(1)長期前受金につきましては、償却資産に対する国庫補助金、また受益者負担金などの分でございます。平成29年度までの累計額の予定でございます。

それから、収益累計額につきましても、平成29年度までに収益化予定の累計額を計上しておりまして、負債の合計は199億1,253万1,134円を予定しております。

最後に、資本の部で、7番の剰余金、(2)利益剰余金、ニの当年度未処分利益剰余金のうち当年度純利益は、1,210万4,924円を予定しております。

よって、資本合計は36億4,138万4,962円となり、負債、資本の合計は235億5,391万6,096円

となる見込みでございます。

次に、22ページからは予定貸借対照表に関する注記及びセグメント情報を記載をいたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第17号についての質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第12号から議案第17号までは、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時39分

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成29年3月2日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成29年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成29年3月2日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定)
- 日程第2 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 菊陽町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第7 議案第7号 平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第8号 平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第9号 平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第10 議案第10号 平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第11 議案第11号 町道路線の認定について

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番 | 大久保 輝 君 | 2番 | 阪 本 俊 浩 君 |
| 3番 | 西 本 友 春 君 | 4番 | 那 須 眞 理 子 君 |
| 5番 | 佐々木 理美子 君 | 6番 | 中 岡 敏 博 君 |
| 7番 | 吉 本 孝 寿 君 | 8番 | 吉 山 哲 也 君 |
| 9番 | 北 山 正 樹 君 | 10番 | 坂 本 秀 則 君 |
| 11番 | 石 原 武 義 君 | 12番 | 岩 下 和 高 君 |
| 13番 | 大 塚 昇 君 | 14番 | 川 俣 鐵 也 君 |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 | 甲 斐 榮 治 君 | 18番 | 渡 邊 裕 之 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君
書 記 山 川 眞 喜 子 君
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------------------|-----------|----------------------|-----------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長 | 井 手 義 隆 君 |
| 教 育 長 | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長 | 徳 淵 盛 也 君 |
| 総 務 部 長 | 吉 野 邦 宏 君 | 福祉生活部長 | 佐 藤 清 孝 君 |
| 産業建設部長兼
商工振興課長 | 松 本 洋 昭 君 | 会計管理者兼
会 計 課 長 | 山 崎 謙 三 君 |
| 総務部審議員兼
総 務 課 長 | 吉 川 義 則 君 | 総合政策課長 | 阪 本 浩 徳 君 |
| 財 政 課 長 | 東 桂 一 郎 君 | 税 務 課 長 | 酒 井 章 彦 君 |
| 人権教育・啓発課長 | 高 木 定 伸 君 | 福 祉 課 長 | 西 本 一 浩 君 |
| 福祉生活部審議員兼
子育て支援課長 | 宮 本 義 雄 君 | 健康・保険課長 | 阪 本 章 三 君 |
| 介護保険課長 | 市 原 憲 吾 君 | 町 民 課 長 | 宮 川 照 之 君 |
| 西 部 支 所 長 | 服 部 誠 也 君 | 産業建設部審議員兼
農 政 課 長 | 志 垣 敏 夫 君 |
| 建 設 課 長 | 小 野 秀 幸 君 | 産業建設部審議員兼
都市計画課長 | 大 山 陽 祐 君 |
| 産業建設部審議員兼
環境生活課長兼
下水道課長 | 今 村 敬 士 君 | 総務課長補佐兼
総務法制係長 | 中 島 秀 樹 君 |
| 学 務 課 長 | 士 野 公 典 君 | 生涯学習課長兼
中央公民館長 | 古 賀 直 之 君 |
| 図 書 館 長 | 矢 野 信 哉 君 | 農業委員会事務局長 | 川 上 一 弘 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）についてを議題といたします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） おはようございます。

専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

本件は、道路管理瑕疵による破損事故の発生に伴い、早急に損害賠償額を決定し、相手方と示談を進めなければならず、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

内容については、別紙、専決処分書により御説明いたします。

2枚目を御覧ください。専決第1号。専決処分書。専決処分日は、平成29年1月25日。1、事故発生日時、平成28年11月27日午後6時30分ごろ。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要であります。平成28年11月27日午後6時30分ごろ、阿蘇くまもと空港滑走路沿いの町道馬場楠空港線において、水たまりで隠れた陥没箇所を車両が通過した際に、その衝撃により、右側のタイヤ1本及びアルミホイール2本を損傷したものであります。5、損害賠償の額、14万270円。この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後、一切の請求、異議の申し立てはしないということが和解の内容でございます。

なお、損害賠償については、道路状況、全国の過去の事例から、道路管理者の過失割合と運転者の過失割合において10対ゼロの割合で相手方との示談が成立し、当該車両に係る修理費14万270円全額について、全国町村会総合賠償補償保険で対応するものであります。

また、1月25日に示談交渉の中で相手方から損害賠償額の同意をいただきましたが、3月定例会まで期間があり、その間損害賠償額が支払われないことから、同意日をもって専決処分したものでございます。

また、相手方の損害賠償額については、保険会社から本人へ直接支払われていることから、一般会計の補正予算は専決処分してございません。

今後、このような事故が起こらないよう、町道の管理点検により一層努めてまいりたいと存じますので、御理解を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第1号について特に何か意見はないんですけど、私、今までこういうことは初めてだったと思うんですが、この間はどうか、この間こういうことが起こったことがあるのかどうか、この1年ぐらいでいいんですけど、お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 今、御質問いただきました道路管理瑕疵による事故の件数でございますけれども、過去の5年間の状況を御報告いたします。

平成24年度はありませんでした。平成25年度は1件、平成26年度が2件、平成27年度が1件、平成28年度、これは今回の分でございますけれども、1件でございます。損害賠償金の総額については、5件で約60万円でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） そしたら、今までは、特にこういうふうな承認とかなくても処理をされてたということですか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 今までは、損害賠償額については保険会社から支払われてたものから、議会の同意は必要ないというふうな認識を持っておりましたが、今回より是正し、提案するものでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、議案第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） おはようございます。

それでは、議案第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。平成29年1月1日に施行された地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律により、民間労働者及び国家公務員の育児支援、介護支援に係る規定が整備されたことに伴いまして、本町職員においても同様の規定を設けるため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。中ほどのページになるかと思っております。

初めに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正についてでございます。

1ページを御覧ください。第8条の2の改正は、育児休業の対象となる子に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されていることを追加するものです。養子縁組といいますと、民法に基づく特別養子縁組、それと将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親委託ということで、これを追加するものです。

3ページをお開きいただきたいと思っております。第15条の改正でございます。第15条の改正は、介護休業の取得期間である三月を3つの期間に分割して取得できるようにするためのものでございます。3回分けてとれるというような制度でございます。

4ページをお開きいただきたいと思っております。15条の2は、追加条文でございます。介護休業とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で労働時間を短縮する、いわゆる介護時間を新設したものでございます。

次に、職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。

参考資料の5ページを御覧ください。第2条の改正は、非常勤職員に係る育児休業の要件を1歳から1歳6か月に緩和するものです。

次に、8ページ及び9ページをお開きいただきたいと思っております。第3条及び第10条の改正は、育児休業の対象となる子の範囲を拡大したことに伴い、改正を行うものでございます。

最後に、10ページを御覧いただきたいと思っております。第20条の改正は、先ほど申しました介護時間、育児時間を新設したことに伴い、改正を行うものでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表の1ページ前にお戻りいただきたいと思っております。附則で

す。この条例は、平成29年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第3号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、議案第3号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） おはようございます。

議案第3号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

条例改正の主な内容は、本則第2条に規定しております介護保険の第1号被保険者の保険料率について、平成29年度の保険料率の特例を設けるものであります。

参考資料の3ページをお開きください。附則の第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げており、参考資料の1ページ前のページにおきまして、第2条の次に新たな第3条を加えております。

第3条の平成29年度における保険料率の特例では、第1項第6号アにおいて、合計所得金額を、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額と定めております。

以下、第7号から第10号まで同様でありまして、今回の改正は合計所得金額の定義を変えるものであります。

介護保険制度におきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料段階の判定に、所得をはかる指標として合計所得金額を用いていますが、この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、介護保険料が高額になる場合があります。今回の改正により、土地の売却等には災害や土地収用など本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、土地の売却収入等を所得として取り扱わないよう、現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることができることとされました。

最後に、改正条例の3枚目に戻っていただきまして、附則において、この条例は平成29年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第3号ですけれども、参考資料の一番最初のページですけど、その中の第3条の6番の、次のいずれかに該当する者だけに土地の売却収入などを所得として扱わないというのは係るんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） 第6号のアにおきまして、最初に合計所得金額という定義が出てきております。ここで譲渡所得の特別控除額を控除するということの規定しておりまして、以下の項目の合計所得金額につきましても同じことを適用するということでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません、第3条の1から5も全部関係するんですか。第3条の中の1、2、3、4、5、6と、3万4,200円とかいろいろありますけれども、この額に全部、地方税法の土地の売却収入などをしないというのに全部関係するんでしょうか。なかなか、すいません、参考資料もどういふふうに見ていいのかが分かりづらいので、お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） 議員おっしゃったように、1号から5号までの部分につきましても同じ合計所得の定義がございます。これは例の附則第20条の方に記載されておりますが、ちょっとこの資料では出てきておりませんが、全部に適用されるということになります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第4号 菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、議案第4号菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） 議案第4号菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町営住宅条例について、古閑原団地建替えに伴い、町営住宅の構造、建設年度、戸数の変更を行うものでございます。また、町営住宅駐車場設置管理条例について、古閑原団地駐車場の整備に伴います駐車場の名称、区画数、所在地、使用料の追加を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

参考資料の1ページをお開き願います。まず、菊陽町営住宅条例の改正でございますが、この表は、条例第3条、町営住宅の設置の別表でございます。別表の団地名の欄の古閑原団地でございますが、今年度新しく建て替えたことにより、建設年度の昭和43年度20戸が8戸に、今年度建設分が、構造欄に木造2階、建設年度が平成28年度、戸数4戸に改正するものでございます。

次に、町営住宅駐車場設置管理条例について説明申し上げます。

2ページをお開き願います。この表は、条例第2条、駐車場の名称及び所在地の別表1でございます。駐車場の名称が古閑原団地駐車場で、駐車場区画数が12、駐車場の所在地が菊陽町大字原水3509番地を追加するものでございます。

次に、条例9条、使用料の別表2で駐車場使用料金表でございます。駐車場名の欄に古閑原団地駐車場、駐車場使用料（月額）欄に1区画1,000円を追加するものでございます。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次の3ページは、古閑原団地の新築4戸ができております現在の配置図でございます。赤で



表示しております部分が今年度建設しました4戸で、青の表示部分が廃止します12戸でございます。

次の4ページは、古閑原団地12戸全てができ上がった住宅と駐車場の配置図でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第5号 菊陽町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、議案第5号菊陽町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） おはようございます。

議案第5号菊陽町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

提案理由でございますが、公共下水道認可区域外において公共下水道を使用する受益者に対する分担金の賦課徴収等に関する事項を定めることに伴い、菊陽町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、公共下水道区域といいますのは、下水道法第4条及び都市計画法第59条に基づいて国からの事業認可を受けた区域でございます。その区域内の受益者に対しましては、都市計画法第75条及び町の条例によりまして受益者負担金を賦課し、御負担をいただいているところでございます。

一方、下水道の事業認可区域外、これは国の事業認可を得ていない地域であります。この

区域において新たに開発等で下水道の使用開始申請があった場合には、開発者自らで行う排水設備工事に関しまして、まず物件設置の許可申請を提出をいただき、町は、熊本北部流域下水道管理者、この場合は県知事になりますが、管理者の承認を得て許可証を発行し、これにより開発申請人による公共ますを含む排水設備工事が行われております。この場合、受益者負担、実際は下水道処理区域内ではないため、地方自治法に基づく分担金の賦課徴収規定の採用となりますが、この分担金については、熊本北部流域下水道管理者の承認後、物件設置が行われた後に、区域内の場合と同様、条例の規定に基づいて賦課対象区域の公告を行い、申告書等の手続を行って納付書の発送を行ってるところです。

今回の条例改正は、事業認可区域外における受益者分担金の規定に関し、これを条例に規定し、下水道の排水区域外であっても国の排水区域としての認可を待たずに受益者分担金の賦課を行い、受益者が下水道の使用開始時点での分担金の支払いが合理的に行えるようにするものであります。これにより、区域外の受益者の分担金賦課徴収に関して、分担金の賦課漏れや遡及請求、さかのぼっての請求などが、受益者に対しての不効率な分担金の賦課徴収行為を防ぐこととするものであります。

それでは、条例改正案について御説明いたします。

参考資料の1ページをお開きください。左側が現行分で、右側が改正分でございます。まず、題名につきまして、現在の負担金を徴収する根拠法は都市計画法でございますが、分担金徴収の根拠法であります地方自治法を第1条で追加いたしますので、題名の方を、菊陽町下水道事業受益者負担に関する条例と改めます。

次に、第1条、総則において、区域外からの分担金の徴収については地方自治法第224条に定める分担金の規定が根拠となりますので、受益者負担金の次に「及び地方自治法第224条の規定に基づく分担金」を加え、根拠となる法令を明記しております。

また、この条文以降、「負担金」につきましては、「負担金等」に改めることとしております。

次に、第2条では、第2項の次に第3項を加え、下水道法第24条第1項の規定により許可を受けた者（以下「区域外流入者」という。）を受益者とみなすことを定め、また第4条から第12条までの規定を適用し、分担金の賦課徴収などに関して負担金と同様の取扱いとすることとしています。

次に、第4条、第1項の次に第2項を加えております。内容は、区域外流入者が負担する負担金等の1平方メートル当たりの単価は、現行の受益者負担金同様、340円とし、第5条、賦課対象区域の決定等に関しましても、第1項の次に第2項を加え、区域外流入者が汚水を排除する土地については、町長が賦課すべき土地を定めたときをもって賦課対象区域内の土地とみなすこととしております。

最後に、議案書の2枚目に戻っていただきまして、2枚目の裏に附則がございます。この条例は公布の日から施行し、経過措置を設けております。この条例の施行の日以前に下水道法第

24条第1項の規定による許可を受けた者が当該土地について支払った分担金に相当する額については、改正後の菊陽町下水道事業受益者負担に関する条例の規定により賦課されたものとみなすとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません、そもそも区域外流入者というのは菊陽町でいえばどの辺の地域とか、どういうところぐらいの割合の人たちが入っているのかとか、その辺が分かればお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 下水道課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 一番最近の例でいいますと、熊本リハビリテーション前に大福物流であるとか味千ラーメンとか、新たに今工場等が誘致されておりますけれども、あの地域自体がもともと下水道の区域外でございました。今回、あいつた企業が誘致されましたけども、幸い、あの前面道路、県道部分には下水道が布設されておりますが、そういった区域外の工場等の排水を行わせるために、本来であれば国の事業認可を得てからの施工ということになるわけでございますけれども、それを待っては許可に関しては1年以上の期間を要しますので、あらかじめ北部流域下水道の管理者の許可を得まして、排水設備工事等の施工をしていただいているところであります。

受益者負担金につきましては、本来であれば国の事業認可後に負担金を賦課することとなりますけれども、それを待っておれば、先ほど言いましたように1年以上たってからまたさかのぼって賦課をしなければならないということで、負担金を払う側にとっては大変、迷惑と言うといけませんけども、不合理な状況になってくるわけでありますので、これを改善するために、これまでは地方自治法の224条の規定を根拠に分担金の徴収をさせていただいていたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第6号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議案第6号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） おはようございます。

議案第6号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、平成28年度の年度末を迎え、国県支出金などの収入額が決定しているものなどの歳入の補正や、事業の進捗状況等により見直しを行った歳出の補正であります。

それでは、補正内容の説明に入りますが、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額から7億1,183万4,000円を減額し、総額を170億6,795万5,000円と定めるものであります。

次に、第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正を、第2表と第3表でそれぞれ計上しているところであります。

7ページをお開きください。第2表繰越明許費の補正です。1の追加は、9件の事業について繰越額の限度額を定めるものであります。

次に、8ページをお開きいただき、2の変更で、3件の事業について繰越額の限度額を変更するものであります。

9ページを御覧ください。第3表の地方債の補正です。1の変更で、9件の事業について限度額を変更するものであります。地方債の補正額は、合計で5億6,600万円減額となり、総額を20億2,090万円とするものであります。

11ページ以降は、補正予算に関する説明書になります。

14ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の1町税、項の1町民税、目の2法人は9,121万1,000円の増額、次に項の2固定資産税は2,953万9,000円増額するもので、内訳は説明欄に記載のとおりであります。

15ページを御覧ください。項の4町たばこ税は、6,846万9,000円増額しております。

款の14分担金及び負担金、項の2負担金、目の2民生費負担金は、実績見込みにより保育所入所者負担金を1,765万1,000円減額しています。

16ページをお開きください。款の16国庫支出金、項の1国庫負担金から19ページの項の3国庫委託金は、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業に係る増減であります。

19ページを御覧ください。款の17県支出金、項の1 県負担金から21ページの項の3 県委託金も、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業に係る増減であります。

このうち、20ページを御覧いただき、目の2 民生費補助金、節の5 隣保館等施設整備費補助金は、東部町民センターの非構造部材改修に対する補助金で、2,137万4,000円を計上しております。

22ページをお開きください。款の19寄附金、項の1 寄附金、目の1 一般寄附金は、さんふれあからの寄附金636万6,000円を計上しております。

款の20繰入金、項の1 特別会計繰入金は、平成27年度国民健康保険の保険基盤安定負担金の返還に対する国民健康保険特別会計からの繰入金であります。

項の2 基金繰入金は、財源不足により財政調整基金を8,000万円増額しております。

23ページを御覧ください。款の23町債は、次の24ページにかけて説明欄に記載のとおり、それぞれの事業で増減しております。

25ページを御覧ください。3の歳出になります。増額する主なものを中心に御説明いたします。

26ページをお開きください。款の2 総務費、項の1 総務管理費、目の8 財政調整基金等費は、さんふれあからの寄附金636万6,000円を公共施設整備基金に積み立てるものであります。

27ページを御覧ください。目の17三里木町民センター管理費、節区分の15工事請負費で、テニスコートの部分改修工事費を130万円計上しております。

29ページをお開きください。款の3 民生費、項の1 社会福祉費、目の1 社会福祉総務費は、節区分の20扶助費で、熊本地震関連死による災害弔慰金を750万円計上しております。

目の3 障害者福祉費、節区分の20扶助費は、利用者や利用日数の増から、障害福祉サービス費などを4,189万7,000円増額しております。

30ページをお開きください。項の2 児童福祉費、目の1 児童福祉総務費、節区分の15工事請負費は、中部小と西小の放課後児童クラブ施設整備工事費を7,043万9,000円増額しております。

31ページを御覧ください。節区分の19負担金、補助及び交付金は、幼稚園から認定こども園に移行したことによる利用者負担額に対する激変緩和補助金として123万7,000円計上しております。

34ページを御覧ください。款の6 農林水産業費、項の1 農業費、目の3 農業振興費、節区分の19負担金、補助及び交付金のうちJA菊池茶部会補助金は、お茶加工施設内の厚生施設建設に対する補助金として500万円を計上しております。

目の8 土地改良費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、白水地区漏水管復旧工事の助成金を344万7,000円計上しております。

35ページを御覧ください。項の2 林業費、目の2 林業振興費は、瀬田裏林道補修費負担金を194万6,000円計上しております。

39ページをお開きください。款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費、節区分の13委託料は、平成28年度実績見込みにより、災害ごみ処理委託料と損壊家屋解体撤去業務委託料を4億469万7,000円減額しております。節区分の19負担金、補助及び交付金は、熊本地震による災害廃棄物を大型車両で菊池市にある処理施設に持ち込むことで、道路の損傷が激しく、維持補修費が必要なことから、菊池市への環境保全協力金として1,045万8,000円計上しております。

44ページをお開きください。款の11災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費で節区分15の工事請負費は、下水道関連の道路災害復旧工事であることから、節区分19の下水道事業補助金と組み替えをしております。

項の4文教施設災害復旧費、目の1公立学校施設災害復旧費は、各小・中学校の災害復旧事業費の不用額を1億7,032万3,000円減額しております。

45ページを御覧ください。項の5その他公共施設・公用施設災害復旧費、目の1公共施設災害復旧費、節区分15の工事請負費は、光の森町民センターの災害復旧工事費を1,154万4,000円増額しております。

47ページをお開きください。款の14予備費は、調整のため、999万4,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第6号ですけれども、ページ22ページの款の20の財政調整基金からの繰入れが9億9,449万7,000円ということで、これは例年より多いのではないかというふうに思いますけれども、この原因は地震によるいろいろ多額の出費があったかどうか、それについてお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 財政調整基金等についてお答えいたします。

合計で基金繰入金としては9億9,449万7,000円ですけれども、財政調整基金繰入金としては8億円になります。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、災害復旧事業等が大きかったものですから、その関係で8億円を繰り入れるということになっております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 地震の影響が大きい場合に、ほかのところに無理が行くということがあるのかなと思いますが、本町の場合は財調とかそういうので手当てをして、そういうことは

なかったのかどうかお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 財政調整基金につきましては、27年度末では24億円持っておりました。今回の補正で8億円取り崩しますけども、平成27年度からの繰越金の2分の1を積み立てる3億1,000万円がありますので、28年度末としましては残高19億円まだございますので、まだ大丈夫かというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第7号 平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議案第7号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本章三君） おはようございます。

議案第7号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額から430万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億4,615万3,000円とするものであります。

8ページと9ページを御覧ください。今回の補正の主なものは、歳入では、国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金を増額して、療養給付費等交付金、共同事業交付金、繰入金を減額し、下のページの方ですけども、歳出では、保険給付費を増額し、後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金を減額しております。

10ページをお開きください。歳入の主なものについて説明いたします。

款の1国民健康保険税では、目の1一般被保険者国民健康保険税を800万円増額するなどしております。

次に、款の5国庫支出金では、項の1国庫負担金、目の1療養給付費等負担金を897万4,000円減額し、次の11ページの目の2高額医療費共同事業負担金を110万円増額するなどしております。

次に、同じく款の5国庫支出金で項の2国庫補助金では、目の2財政調整交付金を4,690万円増額しておりますが、これは熊本地震に係る特別調整交付金の増額分です。

次に、款の6療養給付費等交付金では、説明欄にありますように、退職者医療療養給付費等交付金現年度分を3,369万5,000円減額しております。

12ページをお開きください。款の7前期高齢者交付金では、前期高齢者交付金現年度分を4,337万3,000円増額しております。

次に、款の8県支出金では、下の段の項の2県補助金、目の2県財政調整交付金を5,800万円増額しておりますが、これは保険財政共同安定化事業に係る特別調整交付金の増額です。

次に、13ページの款の10共同事業交付金では、目の1高額医療費共同事業交付金を1,235万3,000円増額し、目の2保険財政共同安定化事業交付金を1億1,844万1,000円減額しております。

次に、款の13繰入金では、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金、節区分の4財政安定化支援事業繰入金を1,230万6,000円減額するなどしております。

次に、15ページをお開きください。歳出の主なものについて説明いたします。

款の2保険給付費では、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費を9,600万円増額し、目の2退職被保険者等療養給付費を1,100万円減額しております。

16ページをお開きください。同じく款の2保険給付費で、項の2高額療養費では、目の1一般被保険者高額療養費を1,642万円、目の2退職被保険者等高額療養費を180万円増額しております。

次に、款の3後期高齢者支援金等では、後期高齢者支援金を3,028万8,000円減額しております。

17ページを御覧ください。款の6介護納付金では、介護給付費納付金を2,443万2,000円減額しております。

次に、款の7共同事業拠出金では、項の1共同事業拠出金、目の1高額医療費拠出金を386万3,000円増額し、次の18ページに続きますが、目の2保険財政共同安定化事業拠出金を5,202万4,000円減額しております。

最後に、19ページを御覧ください。款の12予備費を403万8,000円減額し、財源の調整を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第7号ですけれども、ページ13ページの款の13の繰入金で、一般会計からの繰入金は今回の場合は法定内だけだったのかどうか、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本章三君） 今回の分は全部、法定内の分の繰入金の減額でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第8号 平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、議案第8号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本章三君） 議案第8号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額から1,390万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億2,164万9,000円とするものであります。

6ページと7ページを御覧ください。今回の補正は、6ページの歳入では後期高齢者医療保険料と繰入金を減額し、7ページの歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額しております。

8ページをお開きください。歳入について、款の1後期高齢者医療保険料、項の1後期高齢者医療保険料、目の1特別徴収保険料を770万7,000円、目の2普通徴収保険料を513万

8,000円、合わせて保険料を1,284万5,000円減額しております。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2保険基盤安定繰入金を105万7,000円減額しております。

下の9ページで、歳出について、款の2後期高齢者医療広域連合納付金を1,390万2,000円減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第8号のページ8ページの歳入ですけれども、歳入の款の1の後期高齢者医療保険料の補正額が1,284万5,000円になっていますが、この理由は人数が減ったのか、何かほかに原因があるのか、お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本章三君） これは、地震による、減免による影響額でございます。この算定につきましては、1月26日現在で算定した金額に基づいて後期高齢者医療の方から通知が参っておりますので、その額を補正しております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 地震による減免はいつまで続くのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本章三君） つい先日、2月末に県の方の報道等でも御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、もともと今年の2月までが期限だったのが、先日、末に9月までに延長になりました。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第9号 平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、議案第9号平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） では、議案第9号平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額から1億2,394万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億7,366万3,000円とするものがあります。

6ページをお開きください。今回の補正の主なものは、歳入では、国、県からの交付決定に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額し、下のページの歳出では、事業見込みに基づき、保険給付費、地域支援事業費を減額しております。

次に、8ページをお開きください。歳入の主なものについて説明いたします。

まず、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金を1,814万1,000円減額しておりますが、これは国庫負担金の交付決定に伴うものであります。

下のページで、款の5支払基金交付金、目の1介護給付費交付金を、社会診療報酬支払基金からの交付決定に基づき、5,894万7,000円減額しております。

次に、款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費県負担金を、県負担金の交付決定に基づき、2,290万5,000円減額しております。

10ページをお開きいただき、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金を、給付実績見込みにより1,332万9,000円減額しております。

12ページを御覧ください。歳出では、款の2保険給付費、目の1介護サービス等諸費を1億663万2,000円減額しておりますが、これは給付費実績見込みによるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第10号 平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、議案第10号平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 議案第10号平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

まず、今回の補正予算の編成をいたしました主な理由としましては、使用料の増額及び維持管理費、建設改良費の減額でございます。

それでは、1ページをお開きください。詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明いたします。第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。第1款収益的収入を220万2,000円減額し、13億7,795万2,000円としております。それから、支出につきましても220万2,000円減額し、13億6,938万3,000円としております。

続きまして、2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。第1款資本的収入を1,280万円減額し、7億4,957万8,000円としております。それから、支出につきましても1,280万円減額し、11億966万円としております。

続いて、第4条、他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を2,746万1,000円減額し、2億394万6,000円としております。

次に、4ページの補正予算実施計画をお開きください。ここからは附属書類になります。主なものを御説明いたします。

収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料は、有収水量の増に伴い、1,148万3,000円増額し、7億6,079万7,000円としております。

続いて、項の2営業外収益、目の2他会計補助金は、使用料の増加と次のページの事業費用の減額に伴いまして1,368万5,000円を減額し、1億883万1,000円とするものです。

以上、収入合計は、220万2,000円減額し、13億7,795万2,000円とするものです。

次に、5ページの支出でございますが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費は、569万7,000円減額し、3億7,809万4,000円とするものです。これは、青葉台、東ヶ丘地区の管路修繕工事につきまして、熊本地震の影響もありまして、道路管理者であります国土交通

省との協議時間が得られにくく、難航しております。年度内執行が不可能な状況であるために410万4,000円の減額とし、管路清掃等の維持管理委託につきましては、入札請負残分を159万3,000円減額としております。

次に、目の3セミコンテクノパーク維持管理費は、221万8,000円減額し、1,373万4,000円とするものです。熊本地震の影響により、事業所からの流入量が一時的に減少いたしましてポンプの稼働時間も例年より減少し、劣化の方が少なかったために、ポンプのオーバーホールを次年度に行うこととし、減額とするものでございます。

続いて、項の2営業外費用、目の1支払利息は、平成27年度繰越事業の財源であります公共下水道事業債につきまして、事業完成に伴い、3月27日に借りかえる予定となっておりますが、定期償還日である3月1日から借りかえ日までの期間の利子が不足してまいりますので、3万8,000円増額し、1億7,953万5,000円とするものです。

次に、目の3消費税及び地方消費税は、使用料の増額により消費税納税額も増える見込みでありまして、また今回、維持管理費などを減額したことによりまして、計算上、仕入れ控除される消費税額が減額となる見込みのため、納税予定額が現予算額よりも増額となりますので、482万5,000円増額し、1,337万2,000円とするものでございます。

以上、支出合計は、220万2,000円減額し、13億6,938万3,000円とするものです。

次に、6ページをお願いいたします。資本的収入の款の1資本的収入、項の3負担金、目の2受益者負担金は、開発などによります店舗、住宅建設などに伴う増額見込み額でありまして、97万6,000円増額し、1,893万9,000円としております。

続いて、項の4補助金、目3他会計補助金は、汚水事業や災害対策事業などの建設改良費に関する一般会計からの繰入金でございまして、事業費の減に合わせて、備考欄のとおり、計1,377万6,000円を減額し、9,511万5,000円としております。

以上、収入合計は、1,280万円減額し、7億4,957万8,000円とするものです。

次のページの支出につきましては、款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費は、農業集落排水事業の減額でございまして、住宅建築等の集落内開発に対応するための工事を予定しておりましたが、開発申請がなかったために事業費を580万円減額し、4億2,254万9,000円としております。

目の3災害復旧費は、熊本地震の影響によります管路部の舗装復旧工事の減額です。下水道の災害復旧に関する費用につきましては、一般会計から、一般会計債である地方公営企業等災害復旧事業債を財源として、繰入金を受け入れて行う予定となっておりますが、道路路盤に至るような大規模な復旧工事を必要とする舗装復旧工事につきましては一般単独の災害復旧事業債が対象となりますので、対象となり得る700万円を減額し、一般会計予算へ組み替えることとしております。残額の7,300万円につきましては、中継ポンプ場やマンホールポンプなどの修繕、県道などの下水道の堀山部分の陥没補修、そして下水道管路内部の被災調査などの費用に執行いたしております。

以上、支出合計は、1,280万円減額し、11億966万円とするものです。

次の8ページにつきましては、予定キャッシュフロー計算書でございます。

まず、業務活動キャッシュフローが、当期純利益702万869円を予定しております。固定資産減価償却費に見合う使用料が6億8,717万円余、利息の支払い1億7,953万円余、それから未収金あるいは未払金の増減等がございまして、業務活動によるキャッシュフローは3億2,074万円余を予定しております。

次に、投資活動によるキャッシュフローは、マイナスの1億326万円余を予定しております。この投資活動によるマイナス分を業務活動のキャッシュフローでカバーいたしております。

最後に、財務活動によるキャッシュフローはマイナス1億7,452万円余を予定しております。最終的に資金の期末残高は1億2,922万2,677円を予定しております。期末残高としては非常に大きい金額でございますけれども、これは3月末を工期といたします委託費あるいは工事費の支払いが4月に入ってから行われるために、こういった高額な金額となっているところであります。

なお、業務活動によるキャッシュフロー、一番上の当期純利益の702万869円の根拠につきましては、次の11ページの予定貸借対照表の資本の部の一番下段にあります利益剰余金の部分で示しております。またさらには最後のページ、13ページのセグメント情報によりましても、その根拠を示しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第11号 町道路線の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、議案第11号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） 議案第11号町道路線の認定について、御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。①の路線は、中屋敷1号線であります。場所は、上津久礼区公民館の北東側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

2 ページを御覧ください。②、③、④の路線は、新成3号線、新成4号線、新成5号線であります。場所は、新成区、辛川鹿本線、三里木高架橋の北東側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

3 ページを御覧ください。⑤の路線は、上堀川1号線であります。場所は、鉄砲小路区、大永産業有限会社の東側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

4 ページを御覧ください。⑥の路線は、原水駅前3号線であります。場所は、駅前区公民館の北東側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

最後に、5 ページを御覧ください。⑦の路線は、村上13号線であります。場所は、あさひヶ丘区、パチンコシルバーバック菊陽店の東側になりまして、昭和57年に民間住宅地開発により築造された道路で、関係地権者5名の共有名義の私道であります。今回、所有者からの要望により町に帰属された道路であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時6分



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成29年3月9日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成29年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成29年3月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |   |     |    |     |   |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番  | 大久保 | 輝   | 君 | 2番  | 阪本 | 俊浩  | 君 |
| 3番  | 西本  | 友春  | 君 | 4番  | 那須 | 真理子 | 君 |
| 5番  | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番  | 中岡 | 敏博  | 君 |
| 7番  | 吉本  | 孝寿  | 君 | 8番  | 吉山 | 哲也  | 君 |
| 9番  | 北山  | 正樹  | 君 | 10番 | 坂本 | 秀則  | 君 |
| 11番 | 石原  | 武義  | 君 | 12番 | 岩下 | 和高  | 君 |
| 13番 | 大塚  | 昇   | 君 | 14番 | 川俣 | 鐵也  | 君 |
| 15番 | 上田  | 茂政  | 君 | 16番 | 小林 | 久美子 | 君 |
| 17番 | 甲斐  | 榮治  | 君 | 18番 | 渡邊 | 裕之  | 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行徳 君  
書記 山川 真喜子 君  
書記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |         |                      |         |
|----------------------|---------|----------------------|---------|
| 町 長                  | 後藤 三雄 君 | 副 町 長                | 井手 義隆 君 |
| 教 育 長                | 赤峰 洋次 君 | 教 育 次 長              | 徳淵 盛也 君 |
| 総 務 部 長              | 吉野 邦宏 君 | 福祉生活部長               | 佐藤 清孝 君 |
| 産業建設部長兼<br>商工振興課長    | 松本 洋昭 君 | 会計管理者兼<br>会計課長       | 山崎 謙三 君 |
| 総務部審議員兼<br>総務課長      | 吉川 義則 君 | 総合政策課長               | 阪本 浩徳 君 |
| 財 政 課 長              | 東 桂一郎 君 | 税 務 課 長              | 酒井 章彦 君 |
| 人権教育・啓発課長            | 高木 定伸 君 | 福 祉 課 長              | 西本 一浩 君 |
| 福祉生活部審議員兼<br>子育て支援課長 | 宮本 義雄 君 | 健康・保険課長              | 阪本 章三 君 |
| 介護保険課長               | 市原 憲吾 君 | 町 民 課 長              | 宮川 照之 君 |
| 西 部 支 所 長            | 服部 誠也 君 | 産業建設部審議員兼<br>農 政 課 長 | 志垣 敏夫 君 |
| 建 設 課 長              | 小野 秀幸 君 | 産業建設部審議員兼<br>都市計画課長  | 大山 陽祐 君 |

産業建設部審議員兼  
環境生活課長兼  
下水道課長  
学務課長  
図書館長

今村敬士君  
士野公典君  
矢野信哉君

総務課長補佐兼  
総務法制係長  
生涯学習課長兼  
中央公民館長  
農業委員会事務局長

中島秀樹君  
古賀直之君  
川上一弘君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 皆様おはようございます。

今日は、お忙しい中、多数の傍聴をいただきまして、本当にありがとうございます。

議員番号3番、公明党の西本友春です。議会においては熊本地震の復興支援特別委員会の副委員長として、また町におきましても熊本地震復旧・復興計画の策定にもかかわらせていただきました。

震災からの復興元年となります本年、町では基本計画をもとに詳細な検討に入っているところであると思いますが、策定に参画したメンバーとしては、よいものができるのを期待するとともに、協力できることはぜひ協力させていただきたいとの思いで、今回は町の今後の基本的な考え方を確認し、提案できるものがあれば提案したいとの思いで質問をさせていただきます。

質問は質問席にてさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 菊陽町の総合防災マップは、平成27年9月に安全や防犯等を含め新たに見直しされ、全世帯に配布されております。私自身も、前の防災マップに比べたら非常によくなっていると思います。

しかし、今回の熊本地震に伴い、避難経路や危険箇所、避難場所等の見直しを行うこととされています。今まで2回質問させていただきましたが、明確に防災マップに表記するとの回答をいただいている豊後街道菊陽杉並木は、平成27年の台風でもかなりの倒木があり、道路の復旧までに時間がかかりました。幸いなことに、車を巻き込む事故はありませんでしたが、倒木被害エリアについて今回の見直しで表記することについて町はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

これ、以前にもお答えしてたかと思いますが、この県道熊本菊陽線、非常に豊後街道菊陽杉並木のございますけれども、これ以前にもお話ししたとおり、400年前に加藤清正が屋

久杉を取り寄せて植えたということで伝わっております。この豊後街道菊陽杉並木は、昭和61年8月に日本の道百選にも選ばれておりまして、本町の観光資源の面から重要なものとなっております。

現在においても、杉並木の中に旧国道と豊肥本線が併走するなど、阿蘇観光への重要なルートとなっており、防災マップに倒木被害の表記を行いますと、危険地域とみなされ、観光道路として利用されない可能性がございます。土砂災害の特別警戒区域等の法的規制による危険箇所については、土砂災害防止法第3条に規定する土砂災害防止対策基本方針に基づきまして熊本県が指定した危険箇所をエリア表示としておりますけれども、法的規制外の対象物等については文字での記載ということでさせていただいております。

菊陽杉並木は、絶えず危険な状態であるということではありませんので、県道熊本菊陽線が台風時、平均風速毎秒15メートル以上になるようなときには、道路管理者、これ県でございませぬけれども、の判断により通行止めとなる可能性がございますという記載内容といたしております。

なお、道路管理者である熊本県においては、杉並木の実態調査を行い、平成26年度から杉の枝落とし等の作業を行っており、適正管理に努めておられます。

先ほど議員の方もおっしゃいましたとおり、27年の台風時には、県の方に通行止めということで、町からも依頼し、警察からも依頼して、通行止めをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 少しここが意見の分かれるところかと思いますが、基本的にお伺いしますが、防災マップの目的はどういうことで作られているのかを、そこが少し私自身としては理解できないという思いがありますので、そこがもし分かれば、防災マップの目的というのは、何のためにつくっているかというのだけをちょっとお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 防災マップにつきましては、危険箇所等を表示する、住民の方にお知らせするというようなところで重点を置いておるかと考えております。当然法定規制があるようなところについてはもうエリア表示までさせていただいております。今回のような杉並木につきましては、先ほど申しましたとおり、絶えず危険ということではございませんので、危険な状態になる、例えば台風時に危険な状態になるというふうなときにはそういうことがございますというような文字表記ということでさせていただいております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 文字で書くと場所が分からないというのが非常に私としてはあるんですけども、菊陽町の総合防災マップ、これもつくられて、ホームページもリニューアルされて、き

ちんと明記はされています。そういう部分で、先ほど、基本的にはこの防災マップは、町内の住民の方、だからそれ以外の方は町のホームページで見るしかないというふうには思っておりますが、配布する部分では、町民のやはり生命を守るという観点からいっても、これ台風時のことで記入されるわけですから、前回の台風の時も、正直通行止めになるのは、もう倒れた後ですよ。私、1番目に行きましたけども、そのときはまだ通行止めになってなくて、その後通行止めとかという、若干対応も遅かったような部分もありますので、非常に私としては、この観点は非常にまだまだ全然理解できてないし、去年も言いましたけども、最近RE S A S、データが何か余り更新されてないみたいなんですけども、菊陽町の滞在人口推移は、平日で約1万人から1万1,000人ということをしてRE S A Sの前のデータではありましたが、内訳としては県内の方が95%、町内が36%という形となっております。その部分では、いわゆる防災マップという観点からいっても、私としては表記するのが当然かと思いますが、再度このところをまた検討を、よろしければぜひ検討して、やはり表記をしていただきたいというふうに思っております。

それでは続きまして、指定避難所の機能強化で、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、多機能トイレ等となっているが、ほかにどのようなことを考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えいたします。

従来の想定を超え、広域かつ大規模な災害となった熊本地震では、避難所の機能の強化の必要性が改めて認識させられました。避難所は、災害の直前、直後において住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらにその後は生活する施設として重要な役割を果たします。

まず、避難所の機能、避難所で提供する生活支援の主な内容は以下のとおりというふうに考えております。

第1に優先されるのは安全の確保です。地震発生直後の余震による家屋の倒壊のおそれがある場合と、安全な施設に迅速かつ確実に避難者を受け入れ、避難者の生命・身体の安全を守ることです。次に、水、食料、生活物資の提供です。避難者に対し、飲料水や非常食、食材の供給、被服、寝具の提供等を行います。次に、生活場所の提供です。家屋の損壊やライフラインの途絶等により自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって生活の場を提供することとなります。次に、健康の確保です。避難者の傷病の治療や健康相談等の健康医療サービスの提供を行います。避難の長期化に伴い、心のケアや高齢者や障がい者に対する介護支援等が重要となります。次に、トイレなど衛生的環境の提供です。避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂、シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する必要があります。最後に、情報の提供、交換、収集、コミュニティの維持の形成です。避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行えるようにします。また、避難している近隣の住民同士が互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう、従前のコミュニティを維持する必要があります。

このように、避難所の機能を十分に発揮することができるよう、ハード面でも機能強化とし  
まして、ラジオやテレビ等による情報入手、支援要請のための情報通信設備、パソコンやイン  
ターネット回線などネット環境の整備が必要と考えております。さらには、指定避難所の太陽  
光発電設備や蓄電池の整備ができたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。熊本地震では、避難所における情報収集にはスマ  
ホが大きな役割を果たしたことは間違いのない事実と感じています。防災の観点から、防災拠点  
での公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、災害発生時の情報伝達手段の確保のため、避  
難場所として想定される災害対応の強化が望まれる公的な拠点、菊陽町でいいますと、通常の  
避難所以外にも幾つか公共施設があると思いますが、そういうところにおきましてWi-Fi  
環境の整備を行う地方公共団体に対し、国の方も平成29年にはその費用の2分の1を補助する  
ということで、公衆無線LAN環境整備支援事業ということを行っておりますので、先ほど言  
われました、検討ということでおっしゃいましたけれども、防災拠点及びその公的拠点に対  
しての環境整備を行うことについてはどのように考えているか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 当然指定避難所、基幹避難所となりますところにつ  
きましては、今議員がおっしゃいましたそういう助成等ございますので、その辺はきちんと対応  
してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ぜひそういう事業を利用させていただいて、早期の導入をお願いしたいとい  
うふうに思っております。

また、先ほど言われました情報の提供という、情報収集というところで、テレビ等もという  
ことではありましたんで、できるだけアンテナ、通常はテレビは置かなくてもいいと思うん  
ですが、テレビが見れる環境づくりということで、アンテナのケーブル敷設という形で、そうい  
う避難所にしっかりとテレビの見れる環境ということで、通常は例えば違う場所でモニターは  
使っても、そういうものがあればきちんとできるかというふうに思いますので、その検討  
と。

それからもう一点、震災時に給水活動のお手伝いをさせていただいたときに、非常に避難所  
に災害ごみの町からの情報とかというそういうパネル、各避難所に手書きでどうしても書いて  
いたんで、必要不可欠なものは、やはり防災パネルというような形でもう事前に、結構台風で  
はしょっちゅう同じようなことを書いて置かなくちゃいけないということがありますので、そ  
ういふ部分では、そういうものを作成、必要箇所のところをきちんとホワイトボードに印刷  
したやつを作成をしたらいいというふうに提案しますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 災害ボードみたいな感じのやつですかね。それについては、例えば議員おっしゃいましたとおり、前もって、台風等、前もって事前の避難とかそういうものもごさいますので、そういうものができましたらというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） そういうのがあれば非常に簡単に周知等もできると思いますんで、ぜひ検討をお願いします。

昨年研修で訪問した宮城県東松島市では、平成15年の宮城北部地震の経験から自助・共助・公助の大切さを知り、市民協働の自主防災組織の組織化を進め、その結果として、東日本大震災のときには地域の共助が機能したとのことで、この背景には、同市が進める、避難所運営は基本的に地域が担い、市職員は初期の避難所開設の準備、不足物資などの連絡を行う、つまり職員が食事の配布や安否確認等を主体的に行うものではないという共通認識の存在があることを学んでまいりました。なかなか取組としては難しいと思いますが、避難所の運営は地域との協力が必要不可欠だが、今後の運営方針をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 質問にお答えいたします。

未曾有の大災害と言われました阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年において日本各地では大規模な地震が発生し、本町におきましても昨年4月の熊本地震により甚大な被害が発生しております。いずれの災害においても、多くの住民の方が被災され、長期間の避難生活が余儀なくされておられます。

避難所の開設、運営は原則として町が行いますが、台風や水害等のようにあらかじめ災害の発生が予想される場合と違い、地震等のように突発的かつ大規模な災害が発生した場合、町民だけじゃなく、町や公的機関の職員も被災者となり、行政だけの避難所運営は非常に困難な状況にあります。そのため、避難所での生活が長期間予想される場合は、行政や自治会、自主防災組織等の地域住民の方が協力連携のもと、先ほど議員おっしゃいましたとおり、共助の精神にのっとり避難所の運営を行うことも重要であると考えております。

今後、避難所の運営については地域防災計画の中で検討していくこととしており、発災期、発災期といいますと、避難所が開設するから終息期、避難所閉鎖までの段階に応じた避難所のあり方を含めたものとなるよう作成したいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） そういうステップで検討していただく中で、また昨年の研修の東松島市の話で申し訳ないんですけども、東日本震災前に、公民館8つ全てを公民館制度から地域の住民に指定管理者になってもらい、市は経費を負担するが、実質的には地域の住民が運営するという市民センター制度に移行し、地域の自立をより強固なものにしており、震災時もそれがうまく生かされたとのことでした。非常に理想的な取組が実現していますが、地域住民が運営する制度を町はどのように考えているのか、あればお願いいたします。



○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） その辺につきましては、先進地、先ほどおっしゃいました東松島市やその辺をちょっと検証させていただきまして、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 非常に時間のかかって、住民の協力を得ないとできない事業ではありますが、できるだけそういう、やはり先進地でいい事例があればぜひ検討していただければというふうに思っております。

仮設住宅の利用期間は2年となっているために、みなし仮設住宅の人も含めて、現在計画のない災害公営住宅の必要性について見直してもらいたいとの声を頂戴したところです。

再建困難な人たちへの町営住宅の新たな提供についてどのように考えているのか……。

○議長（渡邊裕之君） 西本議員、5番目ですよ、大丈夫ですか。

○3番（西本友春君） ごめんなさい、飛びましたね。

大変失礼しました。昨年12月に特別委員会として、仮設住宅の方々と意見交換をさせていただきました。その中で、いろんな意見を頂戴し、町の方にも情報は提供させていただきましたけども、仮設及びみなし仮設への再建に向けたニーズ把握をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） おはようございます。では、ただいまの御質問にお答えいたします。

本町における2月24日現在の仮設及びみなし仮設の状況は、光の森仮設団地が20世帯54名、みなし仮設住宅が107世帯326名、町内の町営住宅が11世帯23名となっております。

みなし仮設住宅は、町内での転居が77世帯241名、約75%であります。町外への転居も30世帯85名、約25%あり、町外転居先は、熊本市など県内6市町のほかに、県外1世帯もございます。

ただいま議員がおっしゃられました町議会での復興支援に向けての活動につきましては大変感謝申し上げます。本町でも、2月17日に蒲島県知事と後藤町長が光の森仮設団地を訪問し、入居者の方々から、高齢でローンなどが組めず、家を建てられない、建築費用が高く、資金が不足して、住宅再建ができないなどの御意見を直接お伺いしているところです。そのため、本町では、発災から間もなく1年を迎え、今後さらに被災者の皆様の健康維持、住宅、生活の再建に向けての支援の取組を進めていく必要があるものと考えております。

そこで、役場内の関係課で再建の進捗状況や再建の課題、ニーズ等を把握するアンケート実施に向けて検討してまいりましたところ、熊本県から応急仮設住宅、みなし仮設住宅及び公営住宅等の入居世帯を対象として、現在の生活実態や今後の住まいの再建に対するニーズ調査が提案をされました。調査内容を県下で標準化し、それぞれの市町村で調査を実施することとなりましたので、本町でも、他市町村と歩調を合わせ、そのニーズ調査を実施してまいりたいと

思います。そして、ニーズ調査の結果を分析、精査し、今後の対応策を検討することになると考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほどは大変失礼いたしました。1枚紙が紛失しておりまして、私自身今焦っているところではございますが。

ニーズ把握ということでされるということなのですが、基本的に2年間という期間が短い、それから家の再建には非常に時間を要するということになりますと、非常にニーズ把握は早急にしていただき、やはり対策をしっかりと考えていただきたいという思いがありますので、できればニーズ把握はいつぐらいまでされる予定があれば、またそこを教えていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） ニーズ把握をどのような時期にするかという御質問でございますけども、今月、3月から4月上旬を目途に対象世帯の方に送付、回答をする予定としているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） そうしますと、大体5月ぐらいには取りまとめができるようなイメージかと思いますが、またそういう取りまとめができましたら、また情報をいただければというふうに思っておりますので、しっかりとニーズ把握と取りまとめの方よろしく願いいたします。

それでは、(5)のところ、すいません、先ほど言ってしまいましたので、もう直接回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） おはようございます。御質問にお答えします。

昨年熊本地震が発生し、町制始まって以来の未曾有の大災害に見舞われました。現在町では、総力を挙げて、被災者の生活再建と被災地の再生に取り組んでいるところであります。

このような状況の中、本町での被災者の生活支援については、住宅が半壊以上の損壊を受け、居住が困難な方を対象に、既存の公営住宅の空き家の利用と、それから民間の賃貸住宅を借り上げて被災者に提供する、いわゆるみなし仮設という形以外にも、光の森仮設住宅の建設による仮住まいについて、最長2年間の支援を行っております。

詳細な数字については、先ほど福祉課長が答弁しましたので割愛しますが、このように被災者の方々の住まいの確保も着実に進んでいるところであります。

さて、御質問の再建困難な人たちへの町営住宅の新たな提供についてであります。新たな提供としては災害公営住宅のことで存じますが、この住宅は、災害で家屋を失い、自力で住宅を確保することが困難な被災者のために、地方公共団体が国の補助を受けて供給する住宅であ

ります。県内では11市町村で1,000戸を整備すると県が公表しているところでありまして、本町においては全壊の戸数が18戸と多くないことから、災害公営住宅建設をしなくとも、他の手段により対応できると判断しているところでもあります。

他の手段について御説明申し上げますと、町内には現在町営住宅が9団地252戸存在しておりますが、一般公募を行わず、政策的に町営住宅を確保させることで、仮設住宅、みなし仮設に入っておられる被災者に提供することとしております。

また、公営住宅に関連して、西部地域には県営武蔵ヶ丘団地1,298戸が存在しておりますが、県によりますと、昨年12月の後期の募集時に、仮設住宅、みなし仮設の方々からも多くの申し込みがされているというふう伺っているところでもあります。

さらに、町内には民間の賃貸住宅が多く存在しておりますし、町では今年度より古閑原団地建て替え事業を進めておりますが、その団地では平成29年度末に新築の空き家が3戸確保できる予定でありますので、被災者向けとして対応することが可能であります。

総括しますと、町営住宅、県営住宅、民間賃貸住宅等により被災者向けの住宅支援は対応可能であると判断しているところでもあります。

最後に、今後の被災者の住まいの確保については、個々の被災者の置かれた状況を踏まえつつ、対応を検討していくものと考えております。町としては、県、近隣市町と連携しながら、必要な助言、支援に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 町営住宅、空き家になったときには、政策的に公募をせずにそこを利用するというをおっしゃったと思いますが、それでは町営住宅の空きが現在どれぐらいで、通年公営住宅の入れかわりがどれぐらいあるかというのが分かれば、把握されていれば教えていただきたいというふうに思っています。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） まず、町営住宅の現在の空き家でございますけれども、青葉台に1戸、それから中代団地に1戸、合わせて2戸が空き家としてあいている状況でございます。

それから、過去5年の空き家というか、同じ意味でございますけれども、町営住宅の退去戸数、そちらの方を申し上げますと、平成24年度で10戸、25年度で12戸、26年度で17戸、27年度で9戸、28年度で6戸、平均しますと年11戸という形になるものでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 菊陽町は年々人口が増えており、広報きくようによると1月末で4万1,083人で、昨年1月末より500人が増加しております。転入する人でも町営住宅の希望者はいるというふうには考えております。

非常に難しいんでしょうけども、菊陽町は町営として先ほど252戸と、大津町は813戸という

形で町営住宅を持っていますが、先ほど質問させていただきましたみなし仮設と仮設のニーズ把握をして、今2戸あいてる、平均10戸ということで行きますと、十二、三戸は対応できるんでしょうけども、県そのものが全壊を対象としていわゆる災害公営住宅というのを考えてること自体が私からすると少し、大規模半壊のところも結構皆さん、もう解体されてるところが結構多いという部分で行きますと、やはり非常に通年の、先ほどオーバーしたときの対策が非常に重要になるかというふうに思っておりますが、そのことについて何かお考えがあればよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 公営住宅の入居希望が多かった場合の対応については、町営住宅の退去数は、先ほど申しましたとおり、過去5年間を平均して年11戸、それから武蔵ヶ丘県営住宅については、過去3年間を平均して年68戸退去があると県より伺っております。

また、平成25年に総務省統計局が住宅・土地統計調査を行っております資料によりますと、町内にあります民間賃貸住宅が4,350戸、それから先ほども申しましたが、古閑原団地でも3戸確保が可能であるということから、被災者に対する住宅支援は対応可能と考えているところであります。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 民間も大事なんですけども、結構被災されてる方で、年配とか年金暮らしの方等もいらっしゃいますので、そういうのもまた今後、課題として提供してきますんで、検討をしていただいて、被災された方が、やはり年数たってきたときに、どうも住む場所がないということが起きないようにしっかりと検討をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、地方創生に向けた取組の一環として空き家対策が項目にあり、それを利用して空き家の実態調査を行っておりますが、どのような結果となっておりますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

御存じと思いますが、平成27年5月26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されております。この法律の第2条で空き家の定義が規定されておまして、「空き家とは、建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地」とされております。このうちアパートやマンションは、全室があいてなければ空き家ではないというふうなことで捉えられております。

また、空き家等のうち、そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上の危険がある状態のもの、それから著しく衛生上有害となるおそれのある状態、それから適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、またその他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等が特定空き家等と規定されております。

さて、御質問は、空き家の実態調査の結果はということでございますが、本町では、平成

27年度に地方創生先行型交付金を活用しまして空き家の実態調査を行っております。調査の基準月は平成27年12月でございますが、ちょっと古うございますが、対象としておりまして、対象は戸建ての住宅、公営住宅や民間の賃貸アパート・マンションは対象外といたしております。

次に、結果でございますが、空き家等の状態は、基準の月から日々へと変改しますものから、また熊本地震もありました関係で、今年の11月末現在で整理をし直しましたところ、把握できております空き家の軒数は173軒でございます。これはあくまでも11月末ということで御理解いただければと思います。

また、国が策定しております空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針や、特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針などを参考としまして、空き家の状態、どういう状態かということ进行分类をしております。この分類では、173軒のうち、改修は必要ないというのが29軒でございます。次に、壁や屋根が一部剥離しまして窓ガラスが割れているという家屋が90軒、それから壁もしくは屋根が大幅に剥離しているというのが38軒、それから環境に問題があるような、ジャングルみたいな家屋が13軒、それから倒壊の危険があると考えられる家屋が3軒でございます。倒壊してる家屋はちなみにございませんでした。

次に、空き家の分布を申し上げますと、小学校区単位でございますけれども、菊陽南小学校区が28軒、菊陽中部小学校区が39軒、菊陽北小学校区が43軒、菊陽西小学校区が29軒、武蔵ヶ丘小学校区が4軒、武蔵ヶ丘北小学校区が30軒でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 実態調査は今教えていただいたんですが、空き家の場合、非常にいろんな問題があって、家族がいるケース、いないケースというようなのがあると思います。空き家対策をするにしても、所有者と何らかのコンタクトをして、家を貸すにしても何してもやっていかなくはいけないというふうに思っておりますが、そういう内容というか、所有者との連絡先とかそういうものの把握とかそういうものはされていますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） お答えします。

空き家等の特別措置法の中で、いろんな所有者等の把握方法というのは定められておまして、固定資産の情報等を活用できるということになっておりますので、そういったのを活用させていただきます。

それから、分からないものにつきましては、当然登記簿謄本等で確認をさせていただいております。

それから、今回の空き家等の詳細におきましては、可能な限りアンケート調査というのをいたしております。これは、住所等を調べまして送りまして、そのうち社宅等は会社の所有なも

んですから省いておりますけども、百四十数件アンケートを出しまして六十数件返ってきております。その中で、48件の回答が空き家であるということはいただいております。その中で、利活用の問題とか、どうされますかということも聞いておりました、賃したいという方もいらっしやいますし、当然もう、いや、これは自分の家だから貸さないよという方もいらっしやいますので、これはやっぱり個人の財産のものですから、慎重に取り扱っていく必要があるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 国土交通省は、2016年に空き家対策に取り組む自治体や民間事業者を支援する補助制度を新設し、空家等対策計画に基づいて、民間事業者と連携した総合的な空き家対策の支援に20億円、法務や不動産の専門家の協力を得た空き家対策の運用などの支援に1億円を16年度予算に計上しております。また、2017年度には、優先課題推進枠として30億円の予算化をしています。

今おっしゃった実態調査を踏まえた今後の空き家対策をどのように考えているのかお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、空き家対策ということでお答えをしたいと思います。

先ほどの答えと重複いたしますけれども、特別措置法が27年5月に施行されまして、その後空き家等の実態調査も、区長等にもお願いしまして震災後の実態調査も行ったところで、173軒の数字が出たところでございまして、現在はその台帳整備を行っております。やっぱり空き家というのは日々動いていきますもんですから、区長様方、住民の方とか情報がありますから、そういったところを集めまして、現在は台帳整備を行っているという状況でございます。

今後の計画としましては、法律に基づきます町の空き家等対策協議会を設置いたしまして、先ほど議員が、空き家等の利活用及び除去に関するガイドライン、基準を新たにつくらんといかんと思います。それから、今おっしゃいました空家等対策計画の策定、それから条例の制定という流れになろうかと思ひまして、これは議会の方でも今までお答えしてきたとおりでございます。

この中で、空家等対策計画でございますけども、これ、特別措置法の第6条で規定されておりました、空き家等対策に関します基本的な事項、それから計画の期間、調査の方法などを定めるということはもとより、要望に係る施策、それから応急対応に係る施策、流通や利活用に係る施策、そして空き家対策を総合的に推進する体制の整備なども盛り込む必要があるかというふうに思っております。

また、空き家の状態や数は地域によってそれぞれ異なりますので、地域の特性を考慮したところで対策もしていく必要があるというふうに思っております。

さらに、空き家対策は、町を単位としました小さな生活基本の中の対策ではなく、例えば菊池郡市とか、熊本市の北東部に位置する地域というような広域的な視点からも考えていく必要があるというふうに考えております。

先ほどおっしゃいました補助金の件でございますけども、補助金は確かにございますが、その前にやっぱり計画等を策定する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 基本的には、先ほど言いましたように、空き家の持ち主さんとの相続の方との部分が非常に、先ほどはアンケートをとられたということでございますので、今後のアクションをしっかりと進めていただきたいというふうに思っております。

現在、ハウスメーカーや不動産などが空き家の販売や利活用などをホームページ等で紹介を行っております。また、国は、空き家所有者情報を活用するために必要な体制整備等のモデル的な取組を行う地方公共団体を支援するとも言っております。

先ほどから体制づくりということをおっしゃっておりましたけれども、空き家流通の促進を図るための体制づくりと、熊本県の空き家バンクへの情報提供が必要と考えておりますが、町はどのように考えているか教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） いまのは2番の関係、それとも3番の関係。

（3番西本友春君「2番の状態だった」の声あり）

2番の関連。分かりました。空き家バンクでございますけども、空き家バンクは、空き家対策を先進的に進めている市町村は空き家バンクを登録しているという状況は聞いております。実際、近くの近隣もございますけど、なかなかやっぱり個人の財産ということで難しいということは聞いております。空き家バンクといえますと、当然住むためということになりますので、リフォームなりをする必要があるということで、じゃあそれを誰がするのかとか、そういった課題がございますので、そういったのは今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 国土交通省が発表した平成29年度予算決定概要によると、住宅対策については、「安心して暮らせる住まいづくりの確保と魅力ある生活環境の整備」のタイトルのもとで、大きく空き家対策の推進、既存住宅流通、リフォーム市場の活性化と子育て世帯や高齢者が安心として暮らせる住まいの確保という2本の政策の柱を掲げ、これに関して、12月25日で、古い新聞ではありますが、日経新聞の中では、財務大臣と国土交通大臣との大臣折衝で復活が認められました住宅セーフティーネット制度の創設を取り上げており、その報道の骨子としては、国土交通省は空き家に入居する子育て世帯や高齢者に最大で月4万円を家賃補助す

る、受け入れる住宅の持ち主については、住宅改修費として最大100万円配る、早ければ2017年の秋から始めるというふうにされていますが、最終的にはそれが確定しているかどうかは現時点では私自身確認できていませんが、今後町で検討委員会等が進むと思いますが、空き家を町営住宅として提供することや、優先課題推進として、子育て支援施設、小規模保育への提供などを今後の検討事項として提案します。

今後新たな空き家となる可能性世帯への対策はどのように考えているかお答えをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

先ほど2番の御質問でもお答えしましたとおり、空家等対策計画には、要望に係る施策を盛り込む必要があると考えておるところでございます。参考までに申しますと、平成25年に行われました全国の土地・住宅統計調査というのがございまして、その中で、全国の空き家率、全国平均の空き家率は13.5%という数字が出ております。熊本県は、全国平均よりも若干高い14.3%でございました。やはり空き家率が高いのは都市圏というよりもやっぱり地方というのは間違いないというふうに思っております。

現在、町としましては、町内の空き家の把握につきましては、関係各課からの情報、それから区長様や自治会長様、それから町民の皆様からの情報提供、現地調査などにより行っておりますが、新たな空き家になる可能性が高いのは、やはり高齢者世帯だというふうに考えております。

参考までにまた申しますと、平成25年度から2年間にわたりまして、旧熊本都市圏協議会の中におきまして、菊陽町が中心となって、熊本市、菊陽町の武蔵ヶ丘団地の戸建て住宅の居住者を対象としまして意向調査などを行っております。そのときのテーマとしましては、「持続可能な戸建て住宅団地の再生の可能性」ということでございました。高齢化率が高い武蔵ヶ丘団地の戸建て住宅の地域の活力を維持するにはどのような対策があるのかなどの問題意識の調査でありまして、熊本大学と協力しまして、町の職員や学生さん等が訪問調査をいたしまして、今の活力を維持するための6つの方策をまとめておるところでございます。

今後は、これらの調査結果なども参考としながら、高齢者世帯の動向を把握しながら、高齢者対策も含めたところの総合的な構想、施策を構築をしていくというのが大事だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。今後、空き家は高齢化社会とともにどんどん増えてくると思います。熊本市あたりは、リバースモーゲージという形で、土地の利用価値のあるところはそれでいいんですけども、菊陽においては、先ほどおっしゃったように、田舎のところはそういう土地の価値がないということでなかなか難しいとは思いますが、しっかりと空き



家対策の方もまたよろしく申し上げます。

それでは、最後になりますが、子育て支援について、1番から3番まで、もう項目は出ておりますので、回答だけ、時間がなくて申し訳ございませんが、よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。では、質問が3項目ありますので、順を追って答弁させていただきます。

まず最初に、御質問の熊本連携中枢都市圏でのいわゆる熊本市と菊陽町の病児・病後児保育の利用状況はどのようになっているかということについてまず答弁いたします。

本町では、熊本市を中枢都市としまして、熊本都市圏を含みます16市町村と連携中枢都市圏を形成するために、平成26年度から熊本市と協議を進め、合意した事業につきまして、平成28年4月からその取組を開始しております。

平成28年度から平成32年度までの5年間、構成自治体が協力して、地域活性化、あるいは人口減少、少子・高齢化等に取り組むこととしております。

議員御質問の病児保育事業、これは病児対応型、あるいは病後児対応型の2つございますが、この病児保育事業につきましては、圏域全体の生活関連機能サービス向上のために、熊本市内の小児科専門の医療機関あるいは民間保育所等の市内8か所の病児保育施設におきまして、利用にあきがある場合に受入れ可能として利用を認め、運営費の負担割合及び自己負担額の調整等の課題につきましては、近隣市町村と協議の上に、熊本市民以外の方の住民の利用を認めるということのシステムであります。

本町では、熊本市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約に基づきまして、連携事業の一つとして病児・病後児保育施設の相互利用を行っておりまして、本町側の受入れ施設としましては、武蔵ヶ丘のふれあい交流・福祉支援センターにあります病後児対応型の保育室を設けております。

御質問の利用状況ですけれども、昨年4月から12月までのこの9か月間の分ですが、菊陽町民の方の利用は、熊本市内のこの病児保育施設が延べ68人、本町の病後児保育施設が延べ278人になってます。相互からいくと、熊本市内の利用が1と、菊陽町側の施設利用が4ということで、大体その割合で、基本的には菊陽町の病後児保育をしまして、昨年4月からは熊本市の施設も利用が拡大されてるところでございます。

それと、2番目の質問ですけれども、今度は保育所入所の待機児童の現状ということの御質問です。

現在、本年4月から入所決定をほぼ終えたところでありまして、4月1日現在の待機児童数につきましては、今後の精査後に判明いたしますけれども、現時点では昨年を上回るものと予想されます。

この待機児童の早期解消に向けましては、国は待機児童解消の加速化プランを策定しまして、解消までの緊急的な取組として、保育所の入所定員を超えて児童の受入れを行う定員の弾

力的運用を方策の一つとして掲げております。

町では、町内の私立保育所あるいは小規模保育所等を運営されています代表者の方に対して、先の定員の弾力的運用により、より多くの児童を受け入れていただくよう依頼をいたしましたところ、各施設の方から全面的に協力するという意向が示されまして、今後入所児童の拡大が図られる見通しとなったところであります。

そして、今後町では、この待機児童解消に向けまして、町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、小規模保育所を中心にしまして施設整備を図り、こうした保育ニーズに対応していきたいと考えております。

それと、最後の質問でございますが、ゼロ歳児の編成ということはどうなっているかということですが、本年4月からのゼロ歳児さんの保育所等の入所につきましては、まず町立保育所におきましては、フルタイムの臨時職員さん、あるいは短時間勤務の非常勤職員さんを対象としました任用希望調査を昨年実施しまして、その結果、あるいは新規採用等の募集の結果等を踏まえまして、必要な臨時職員さんの配置が困難であるということが判明しまして、安全で十分な保育を確保するという観点から、児童数に対して保育士の配置基準が最も高いゼロ歳児の受入れについてはしばらく見合わせるということにしたところであります。

本町では、こうした事態を早期に改善するために、町立保育所に勤務し、平成29年度も引き続き勤務することを保留されていらっしゃる保育士の方と現在面談をしております、町としては全力で保育士の確保に努めているところであります。

一方、この町立保育所へ入所申し込みをされた先ほどのゼロ歳児の方、全体では29人いらっしゃいます。この29人の保護者の方には、入所希望先を私立保育所等へ変更をお願いしまして、町立保育所で必要な職員を確保して、受入れができた場合については、また町立で受け入れるという内容の文書を1月に送ったところであります。

その後、対象世帯29人の中で27人の保護者の方から私立保育所等への変更の申し出がありまして、最終的には私立保育所へは23人が入所が決定したところであります。

そして、本町では、この町立保育所の保育士が不足しているという事態を踏まえまして、先ほど申しましたように、国の定員の弾力的運用というのがありますので、これにより、町内の私立保育所あるいは小規模保育所等の各施設に、このゼロ歳児を中心に、多く子どもたちを受け入れてもらうように各施設にはお願いをしたところであります。

この結果、昨日、8日現在ですけれども、私立保育所にゼロ歳児が新規に7人入所が決まったと、入所対象となったというところでありますので、今現在、このゼロ歳児の保護者の方に入所の確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 本当に私の時間、段取りが悪くて、宮本課長、申し訳ございませんでした。

この質問をさせていただいた趣旨としては、私自身も相談を、ゼロ歳児をお持ちのお母さんから相談を受けて保育園に相談したときが去年暮れで、それでオーケーでしょうということで4月からの正規社員としての雇用が確定してたのが、正規社員では雇用がだめになったということがあったものですから、町もかなり頑張っていたいておりますが、今後ゼロ歳児の枠をきちんと確保していただくようお願いを申しまして、私の一般質問を終了させていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんの声をしっかりと議会で届けていきたいと思っています。

今日は、質問の通告ですけれども、第1が国民健康保険について、事業主体が都道府県になるが、どのように変わるのか、そのことにより町民の負担はどうか、今後の町の対応はどうするのか、2つ目に子育て支援について、就学援助の入学準備費用の単価の引き上げをすべきだと思うが、どうか、学校給食の無料化を本町でも進めるべきだと思うが、どうか、公立保育所の民営化については、白鈴園やさくら園などの人口が集中しているところを拠点として公立で運営するべきではないか、私立と公立のバランス、地域別で見ても問題があるのではないか、各保育所の公有財産の処置をどうするのか、障がい児の受入れについてはどうか、公立保育所の保育士をはじめとした職員の処遇はどうか、各公立保育所の特徴をどう考えているのかということで質問の通告をしております。

ちょっと申し訳ないんですけれども、子育て支援を2番にしていますが、一番最初に子育て支援を行いまして、国民健康保険につきましては2番目にかえさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、子育て支援についてです。

皆様方の中にも、今年2月のNHKで「見えない貧困、未来を奪われる子どもたち」という番組が放送されました。非常に衝撃的な内容でした。私は、全部見れたわけではないんですけれども、小学生の子どもさんが小学校に入っても新しい服が買えない、またアルバイトのかけ持ちをしながら家計を支えている、そして成績が優秀で大学の奨学金を借りることは決まっているけれども、入学金の70万円の工面ができない。先生の方からどういうふうにするのかとい

うような場面がありまして、本当に優秀な子どもさんで大学にも入れるのに、お金がない問題でなかなかそこが突破できないというものが本当に印象に残っています。

今回子育て支援を取り上げた背景には、子どもの貧困の問題があります。熊日の紙面でも、藤田孝典さんは、子どもたちの親世帯の収入が増えていない、働く労働者の約半数は、働いて得られる年収が400万円以下であると指摘をしています。

2012年、子どもの相対的貧困率、過去最悪の16.3%となり、なかなか相対的貧困率といいますがとちょっとびんとこないかもしれませんが、平均の収入のその半分以下というのを貧困というふうに、大ざっぱに言えばそういうふうに捉えていいのかと思います。

子どもの貧困、その連鎖が大きな社会問題になっています。子どもの貧困対策の法律も制定されていますが、現実には格差と貧困が今ますます深刻になっている状況です。そういうところで、子育て支援を町として、見えない子どもの貧困の問題をどういうふうに施策として考えていくのかというのが今日私が質問をするテーマの一つです。

その第1番目として、就学援助の問題ですけれども、具体的な対策として、公立の小・中学校の児童・生徒の教育費負担軽減をどうしていくかという問題があります。就学援助制度が、これは私たち共産党の国会議員の方が昨年議会でも取り上げ、新年度から新入学の学用品費が単価が上がることになりました。小学校で、今新入学の学用品費が2万470円を4万6,000円に、中学校では2万3,550円が4万7,400円に引き上げられます。菊陽町では2017年度から引き上げ額が実施できるのかどうか、この点が1つ質問です。

それから、それに関連して、就学援助は、要保護・準要保護とありますけれども、準要保護の国庫補助は2005年に廃止され、これは一般財源化されています。今回の単価改定は要保護の単価改定だというふうに思いますが、準要保護の世帯にも適用ができないのか、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

それから、それに関連してなんですけれども、国の補助は、今の入学準備金の時期なんですけど、これは申請をしまして、恐らく菊陽町の場合は6月から7月にその準備金が出されるのかなというふうに思いますけれども、これもやはり子どもの状況に合わせて、入学するときにお金なくてランドセルや制服が買えないという問題がありまして、今各地でも、それがもっと早目に、入学前にできないのかということが議論になっています。進んだところなどでは、その前の年の12月というのもありますけれども、熊本市などでも2017年3月からというふうに聞いていますので、この辺の検討等今後お願いしたいと思います。就学援助についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

義務教育段階の就学援助につきましては、学校教育法第19条におきまして、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定されております。

本町では、この規定に基づき、菊陽町就学援助支給規則によりまして、当該保護者に対し、義務教育の円滑な実施に資するため援助を行っているところです。

平成29年度の当初予算案には、要保護及び準要保護児童・生徒援助費補助としまして、新入学児童・生徒学用品費等、それから修学旅行費、それから学校給食費などに小・中学校合わせまして428名で3,452万3,000円を計上しております。

御質問の就学援助の入学準備費用の単価につきましては、議員が先ほど申されましたが、入学時にランドセルや制服代などの費用として支給されるものです。支給される区分は新入学児童・生徒学用品費等となりまして、現在の支給額が1人当たり、小学校が2万470円、中学校が2万3,550円支給されております。

しかし、生活扶助基準の見直しの対応としまして、平成29年度の国の予算案におきまして補助単価の一部見直しが行われております。先ほど議員が申されましたが、1人当たり、小学校が4万600円で、2万130円の増額となります。それから、中学校が4万7,400円で、2万3,850円の増額と改定が予定されております。

平成29年度町の当初予算案には、新入学児童・生徒学用品等は187万2,390円を計上しております。国の改定後の単価で試算しますと374万3,400円となりまして、187万1,010円の増額が必要となるところでございます。今後、国の動向を見ながら検討、対応してまいりたいと思っております。

それから、現在支給につきましては、入学準備費用としまして7月に今支給をしているところでございますが、この前倒しで2月か3月に支給をするようになりますと、就学援助規則等の見直しが必要となりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 1つは、準要保護の単価はどうなるのか、見直しがあるのかどうかをお尋ねしたいのと、それから2月、3月の支給をぜひ前向きに検討していただきたいんですけど、やはりなかなか生活が厳しい方なものですから、入学の準備をするときも、制服とかいろいろそういう問題もありますので、7月に支給されると、その分を先に手出しをしとかないといけないというやりくりが必要なものですから、2月、3月もぜひ、熊本市などもできるといところもありますので、実現できないか、今検討するということでしたけれども、それは要望なんですけど、準要保護の取扱いについてお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） 要保護及び準要保護ですけども、単価的には同じになりますので、今後国の動向を見ながら、小学校が4万600円、それから中学校が4万7,400円になるように検討していきたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、準要保護は私は自治体で違うというふうにはちょっと捉えて

たものですから、一緒だという答弁ですので、準要保護も一緒に取扱いをお願いして、次に移ります。

次、2番目は、学校給食の無料化を本町でも進めるべきだと思うがどうかという問題です。

やはり先ほどの貧困の問題から、食べられない子どもたちへの支援の問題なんですけれども、学校給食の負担軽減に取り組んでいる自治体が全国でも年々増えてきています。私たち「赤旗」の調査では、全国1,741市区町村のうち、給食費の全額並びに一部補助を実施している自治体が424あるということで、3分の1近い自治体が給食費の負担軽減に取り組んでいるという状況です。うち、全額補助は62市町村に上っています。また、県内でも、この数日前、荒尾市が小学校のみ全額補助をするということで決定をしています。

この菊陽町でも給食費の全額補助ができないのか。現在、なかなか予算書には給食費等入ってきませんので、小学校、中学校合わせて2億円弱ぐらいだというふうに理解していますけれども、給食費、今の分がどのくらいかということもあわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えいたします。

学校給食につきましては、学校給食法第11条で、学校給食をつくる経費、つまり人件費や光熱水費、それから施設管理費は設置者である町が負担しております。給食の直接的な材料費、いわゆる主食や副食の材料費と牛乳代につきましては保護者の負担というふうに定められております。

現在の学校給食費につきましては、1人当たり小学校が月額4,100円です。年間4万5,100円でございます。それから、中学校は、菊陽中と武蔵ヶ丘中で若干違いがありますが、月額5,000円、年間で5万5,000円となっております。平成28年度の小・中学校給食費保護者負担額は2億490万円ほどの見込みでございます。

それから、熊本県の全額または一部補助をしている市町村の状況を申しますと、全額補助をしているところが2村あります。それから、一部補助が14市町村で、全額補助と一部補助を合わせまして、全体の35.6%で実施されているという状態でございます。

本町の平成29年度の小・中学校の児童・生徒数4,349人の学校給食を無料化にしますと、年間2億824万円ほど必要でございます。御質問の学校給食の無料化につきましては、年間2億824万円ほどかかりまして、大変高額であり、現時点では学校給食の無料化は考えておりません。

なお、平成29年度の小・中学校給食費就学援助予算案は1,958万円ほどを計上しておりまして、経済的理由によって支払いが困難な学齢児童・生徒の保護者にはこの就学援助制度を活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 小・中合わせて4,449人で2億824万円必要ということでしたけれど

も、就学援助の分が約2,000万円なので、1億八千円幾らという、大体1億8,000万円から9,000万円必要ということなんですけれども、県内では、益城町は月500円の一部補助を行っていますし、宇土市では多子世帯への補助を実現しています。なかなか全額、今の財政状況の中で全額、この2億円を出すというのは非常に厳しいというのは今の答弁で分かりましたけれども、憲法26条では、義務教育はこれを無償とすると、そういうこともうたわれていますし、県内でも一部補助をする自治体、また、荒尾は先ほど言いましたように小学校だけなんですけれども、その宇土市の多子世帯への補助も約700万円ほどできてるといってもありますので、この近隣の状況や県内の状況をぜひ調査していただいて、検討をお願いしたいと思います。

町内のあるお母さんは、本当に3人から4人子どもさんを育ててらっしゃって、自分たちが出さないといけないんだけど、本当に生活が厳しくて、もう半額でも補助してもらえると助かるということで、実際そういう声も聞いていますので、また多子世帯への補助や、あと地産地消に向けての補助を行っている、全国的にはそういう自治体などもありますから、そして子ども食堂が非常に増えてるという問題もありますので、給食費については、何らかの補助ができないか、今後検討してもらいたいと思いますが、これは町長、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） できれば一番いいんですけども、先ほど言われました準要保護の関係の方も、これも小林議員が言われたように一般財源化されておるということで、交付税の需要額で入るということでもありますので、実際に来るのはそのうちの、こちらの方でほかの面で試算してみますと、この財政力指数によって変わってきますので、大体5.4%ぐらいしか実際の金額では入ってこないというような状況であります。

そしてまた、この教育委員会の方から聞きますと、この給食費については、児童手当の方の関係からいろいろ納めて、そういう同意が得られれば納めていただいとるということで、未納率も非常に減つとるということでもあります。

この児童手当も、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担ということで、そういう面でも非常に増えているような状況であります。

そういうことでもありますので、県内の方でも、本当にこの児童・生徒数の少ないところではその無料あるいは一部負担をしてるところはありますけれども、もう少し、非常にこの学校給食関係の方でも、特に給食等の立てかえ等も、そういうところもいろいろ整備する必要があるということでも出てますので、もう少しいろんな近隣の状況も見ながら、一方ではそういう進んでいるところがあるということまで、今後の課題としておきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） この学校給食費の無料化を取り上げたのは、やはり子どもたちの貧困が非常に見えにくい、学校の現場の状況とかも、また委員会等でもお聞きしたいというふうに思っていますけれども、やはり全国では、自治体が子どもの貧困の実態についてアンケートな

どを実施して把握する努力なども行われていますので、そういうことも視野に入れていただき、無料化も引き続き、何らかの補助を検討していただきたいということで次に移りたいと思います。

次は、公立保育所の民営化なんですけれども、町の民営化計画案が示されました。パブリックコメントが3月6日までということで、町民の方からも意見が寄せられているのではないかと思います。現在ある7園を、みどり園となかよし園を除く5園を一挙に民営化するというもので、私は到底納得できるものではありません。私は、やはり公立の保育所というのは、子どものゼロ歳から6歳までのその期の生活を保障するというか、そういう意味では福祉的な視点が非常にあり、公立がそういうのを担ってきたというふうに思っています。

今まで子育てのサポートの中心的役割を果たしてきた白鈴園、ファミリー・サポート・センターなども以前は置いてあったと思いますけれども、私も三里木北に住んでいますので、白鈴園はすぐ近くです。西小もすぐ近くにあるということで、人口も、沖野とか、本当にこの間急増しています。私の住んでいるところも、私が住み始めたときは250世帯でしたけれども、今は500世帯と、倍になっています。

そういう人口が集中している、また建物も、さくら園などは平成14年2月に建設していますし、その後、中部小のいろいろあわせて駐車場の整備なども行っています。

また、武蔵ヶ丘第一保育園、第二保育園も、県営武蔵ヶ丘団地が近くにありまして、やはり経済的にも困難な世帯も多く、単身で、シングルで子育てをされているお母さんもほかの園よりも多いという特徴があったのではないかとこのように思います。保育士さんたちも、そういう状況のお母さんに対してしっかりと支援をされてきていました。

公立保育所は、小学校との連携をはじめ、地域での子育ての中心的役割を果たしてきたのではないかとこのように、この質問なんですけれども、1つは、白鈴園やさくら園などの人口が集中しているところをやはり公立の拠点としては運営するべきではないかという、これは町民の方もそういうふうに私に意見をおっしゃる方もいらっしゃいますし、あと私立と公立のバランス、今公立として残すみどりとなかよしは、どちらかというとう東部にありますので、そういうことは考慮されなかったのかどうか、この点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、御質問がありました公立保育所民営化計画について答弁しますが、一番最初、ちょっと今日、この会場に全員の方が、今の公立保育所民営化計画の策定状況について御承知ない方もいらっしゃいますので、ちょっと簡単に御説明して、その後答弁に移ります。

今の……

（16番小林久美子君「課長、何分ぐらいですか」の声あり）

すぐ終わります。今おっしゃったように、菊陽町では、平成21年に公立保育所民営化計画を策定しました。そのときは、民営化対象は2園ということでした。武蔵ヶ丘第一保育園、



そしてさくら園ということでした。

その後、いろいろ保育環境が変わってきました。そして昨年4月は、前の町立保育所もみじ園が民営化をしました。そうした流れもありまして、昨年9月から菊陽町では公立保育所民営化計画案を再度見直しをしたと。そして、民営化計画の検討委員会を設けまして、そして昨年12月に民営化計画、この検討委員会から計画の素案ができました。その素案をもとにしまして、町の方で具体的にどこの保育所を民営化するか、あるいは町立保育所として残すかというところの案を今つくっているところでございます。これは、まだ案でございますので、今月末に最終的に決定をするというところでございます。今まで、議会の皆様あるいは保護者の皆様、各地域の皆様、そして先ほど話あったように、意見公募、いわゆるパブリックコメントをしてやっておりますので、その成果を踏まえて最終決定をしていきたいと思っております。

では、まず最初の御質問についてお答えいたします。

まず、児童福祉法では、第24条第1項で「市町村は、保護者の労働または疾病その他の事由により、乳児・幼児、その他の児童について、保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない」としまして、保育の実施義務が市町村にあることを決めております。

そして、その実施方法につきましては、その児童福祉法第35条第3項に基づきまして、市町村が都道府県知事に届け出まして、直接運営します公立保育所による方法と、児童福祉法の35条第4項に基づき、都道府県知事の認可を受けた社会福祉法人さん等に委託して運営します私立保育所による方法のいずれかとなります。

そして、この町立保育所、私立保育所のいずれも、この児童福祉法の第45条の規定に基づきまして、職員配置あるいは施設整備について児童福祉施設最低基準というのが設けられまして、それを当然満たしている施設であります。そしてさらには、国の保育所保育指針で定められた目標等に基づいて各園で保育が実施されております。

ですから、いわゆる公立保育所と私立保育所の保育については、その質におきましては一定のレベルがきちんと保たれております。ですから、公立であれ、私立であれ、どちらに通う子どもも、この質の高い保育を受けられる環境はあるということでもあります。

まず、そして国が平成14年に保育所運営の民間委託を推進する方針を閣議決定しまして……

(16番小林久美子君「課長さん、すいません。ちょっとそれ、質問に答えてもらった方がいいです」の声あり)

時間の関係で、大事なところ言いますけれども、今議員の御質問にあります、その具体的には白鈴園、さくら園につきましては、いずれも園舎が比較的新しく、保育室や園庭が広いこと、あるいは駐車スペースが十分に確保されていること、あるいは交通アクセスがよく、送迎等の利便がよいこと等から、民営化対象5園のうち2園といたしたところであります。

まず、その2園の決定には、まず民営化計画検討委員会の中での議論の中で、民営化対象となる保育所につきましては、まず保護者の方が安心できる保育を保障することを前提に、移管

先法人が長期的、かつ安定的に経営できるよう、3つの点から決めたということで、まず入所児童の確保、あるいは施設の広さ……

(16番小林久美子君「宮本課長、そこ分かってます」の声あり)

送迎等の利便性、安全性について総合的に判断するという、そうしたところで今回2園を決めたというところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 十分分かってますし、私も検討会等傍聴させていただいて、町の今の考えが私は一番問題だと思っているのは、要するに移管先法人、質はもう私立も公立も保たれてるのが宮本課長の最初の答弁でしたけれども、質は、いろんな施設だったり、そういうのは保たれてると思いますけど、その保育の内容は、やっぱり民間だとそこそこの目玉保育だったり、いろいろプールだったり、教育勅語はないでしょうけど、論語を読むとかいろいろあると思いますけれども、私立になると私たちは何も言えないわけですよ。町民は、やっぱり民間のところに質がどうのこうのとは言えない。

一番問題なのは、移管先法人を決めるときに、移管先法人が経営がしやすいように、だから白鈴とかさくらとか、経営がしやすい、人も募集しやすい、そして駐車場も安全なところ、そういうところで移管先法人をさくらとか白鈴、そして第一、第二は統合して、前あった武蔵ヶ丘支所を統合してするということなんですけれども、ちょっと発想が、民間が経営が安定していいようにというのが先行し過ぎてるんじゃないですかということが一番ポイントでお聞きしたいんですよ。公立の今までやってきた白鈴は、西小とも連携をしていますし、さくらは中部小との連携も、養護教諭の方や、いろんな子どもさんの連携もあるし、兄弟がどういう状況とか、今ある障害の境界型の方がどうかとか、そういうのをやってきたと思うんですけれども、そういうことを配慮せずに、民間がやりやすいように、民間が経営が今後やっていけるようにというのが余りにも前面に来てるんじゃないでしょうかというのがこの質問なんですけど、その点について町長どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今おっしゃったように、民間の方が先だというところのお話なんですけど、この計画そのものが、町立の7園についての民営化計画というところでございますので、全体を考えた中で、まず対象になるのは全園になってきます。それと、やはり私たちの考えというのは、大事な保育を民間の方に引き継ぐわけですから、まずは一番心配しますのは、民間への移管後のきちんとした保育はできるか、あるいは財政的に安定した経営ができるか、そういったところ、あるいはやっぱり引き受けてもいいというような法人さんが公募の結果ちゃんと応募してもらえるか、そういったところを観点に、今回の分というのは前の検討委員会からの素案をもとにしたものでありまして、町もその方針には沿ったところであります。

ですから、そこはもう小林議員のお考えと私どもの今回の民営化についての計画策定の視点がちよっと違うというところはあるかと思いますが、町は、今申しましたような内容で今回民営化対象分を5園決めたというところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） これはやっぱりトップの考え方だと思います。そのとき、伊藤先生でしたかね、座長は。これは、自治体がどういうふうにするかは自治体が決めることですよ、その公立、民間を2園にするか、2園以上にするかといういろんな議論があったときに、国はお金をどんどん公立に少なくしてきてるけども、自治体がどうするかは自治体のトップの考えだというのははっきりおっしゃいました。そのときも、何園以上とかというのも出てましたけれども、そのときは複数以上にするのかということ、5園というのは全く審議会では出てなかったというふうに思います。

それで、中身なんですけれども、例えば各保育所の公有財産の処置なんですけど、これは、それこそ今問題になっている森友学園でないと思いますけれども、各保育所の公有財産は、土地については時価より低い金額での貸し付けを基本とする、建物及び備品については対価を設定した上での譲渡を基本とするというふうにあります。だから、全部民間にとって非常にいい条件になるわけです。

今まで町執行部はかなり努力されて公立を守ってきたわけなんですけれども、さくら園などは、非常に税金も投入してきたというふうに思いますが、建設費、そして駐車場道整備代など、この14年から今までに整備したお金というのは大体どのくらいなのかについて1つはお尋ねをしたいと思います。

それから、時間の関係もありますので、続けて質問をさせていただきます。

障がい児の受入れについてです。今まで打ち合わせをするときも、障がい児は私立も公立も受け入れていますので問題ありませんというふうに執行部の方はおっしゃいますが、実際私がお聞きしますと、私立に以前希望しても、うちではそういうことは、障がいを持った方は受け入れてもらえなかったこともあるということで、結局町立で受けましたということで町立の保育士さんから聞いたことありますけれども、そういうことは実際今までなかったのか。障がい児の受入れは公立でも私立でも同じように受け入れているのか。

それから、3つ目の職員の問題ですけれども、公立保育所の保育士さんをはじめとした職員については、この民営化の説明では、民営化後の保育所での継続雇用を働きかけるというふうにありますけれども、今まで臨時・非常勤で働いていた保育士さんが私の家の近所にもいらっしゃいますけれども、本当に今後どうなるんだろうかということで不安を持たれていましたが、公立で働いていた保育士さんは正職員の道が民間で開けるのかどうか。もみじ園の場合は実際どうだったのか。

3点ですね。1つは、さくら園がどれぐらい税金を使ってきたのかということと、障がい児の受入れが私立でもいいのか、職員の処遇は、もみじ園は実際、希望をかなえるというふうに

言うけども、実際どういうふうに臨時の方が正職でいったことがあるのかどうか、そこが分かればその3点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、まず順を追って答弁させていただきます。

まず最初に言われました町立保育所は、さくら園の分ですけども、このさくら園の園舎は、これまず平成14年に園舎ができてます。ここの分の園舎の工事費が約1億4,200万円ぐらいかかっております。それと、平成23年から25年まで、中部小学校の改築工事に伴いまして周辺関係の工事をやっております。これが約3,000万円程度というところでお答えいたします。

次の質問の第2点目の障がい児の受入れについてお答えをいたします。

この児童福祉法では、児童福祉施設の長というのは、市町村長から法律に基づいて措置を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないという規定されておまして、子どもの入所につきましては、町が入所調整をしたものについては、定員オーバーを除いて、当然応諾義務が課させられているところではあります。

保育所の入所希望については、町で申し込みを受け付けています。そして、保育所において配慮すべき障がいのある子どもさんがいらっしゃる場合については、保護者の方と面談、受付をした際にしっかり状況を聞いて、町立あるいは私立の各保育所に対して、職員配置などの受入れ態勢を求めまして、最終的に入所調整を図っております。

こうして、保育所は、町立であっても私立保育所であっても、障がい児の受入れに当たっては、担当の保育士さんを加配、増やしてもらって、子どもが安全に安心して過ごすことができる環境整備に努めております。

現在、この各園で障がい児のお子さんが入ってる状況ですけども、今年1月1日現在ですが、町立保育所は7園、全園で15人と、私立保育所は6園の中で8人のお子さんが入ってらっしゃいます。合わせて、町立・私立で23人の受入れを行っているというところでありまして、でするので、決して私立保育所が障がい児のお子さんの受入れを拒んでいるということは決してありませんので、ここでしっかり答弁させていただきます。

3点目ですけども、昨年4月に民営化しましたもみじ園の例についてお話をいたします。

これについては、移管先法人が社会福祉法人菊陽会さんになりました。このときも、もみじ園の先生方、フルタイムの臨時職員さん、あるいは短時間勤務の非常勤職員さんがいらっしゃった中では、まず法人側からは、積極的に正職員の方で登用したいと、採用したいというような申し出もありました。あるいは、臨時でもいいということで、そういういい条件を非常に出されたんですけども、最終的には、各保育士さん、対象者が7人いらっしゃいました。7人の中で、家庭の事情、あるいはいろいろな事情があって、最終的にはお二人、今の私立保育所のもみじ園に残られました。あと数人は、町立保育所に行かれた方もいらっしゃいますし、町外の民間保育所に行かれた方もいらっしゃいます。それぞれでありまして、しっかりここは、

私たちももみじ園民営化に当たっては、引受法人さんにできるだけ多く町立の時代の先生たちを採用してほしいということで、しっかり継続雇用を働きかけて、法人さんもきちんとそれは応えていただきました。最終的には、先生たちの判断で先ほどの結果になったというところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 障がい児の問題については、そしたら私立も公立も、重度、それに関係なく、同じように受入れが可能だということで受けとめていいのかどうかを確認したいと思います。

それから、もみじ園の場合は、実際臨時・非常勤の方は正職員になられた、2名の方は正職員になられたのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それと、民営化により生み出される財源を子育て支援策に取り組んでいくということでありますけれども、どの程度の、この5園を、公立を民営化した場合に、どの程度の財源が生まれるというふうに見てられるのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、今また御質問については3つだったと思います。

まず、障がい児さんの受入れについて、重度のお子さんですね。これは、先ほど申しましたように、町立であれ、私立であれ、重度のお子さん、ただ重度というのも、非常にそれぞれ範囲が広がりますので、そのお子さんの状況あるいは各保育所での先生の、保育士の確保の状況によっては変わってくるかと思えますけれども、そこのところは、町立、私立同じように受入れは基本的にしていくというところでございます。

それと、2番目のもみじ園の民営化については、先ほど申しました新しいもみじ園に残られた方お二人とも、本人さんの都合で、正職ではなくて臨時というところでございます。

今回、5園を民営化をしていくというところについては、やはり公立保育所の運営については非常にこれ財政的に厳しいところがございます。これについては、何度も言っていますが、平成16年から国の方の運営費あるいは県の運営費等がもう全くないといった状況で、全て町の方で負担というところになってきます。若干地方交付税の基準財政需要額に入ってますけれども、実質そこは入っておりません。

（16番小林久美子君「宮本課長、どれだけ財源が生まれるかを」の声あり）

一応これ、今検討、民営化計画の中で出してるんですけども、これ平成27年度の実績です。定員が90人程度の方で、やっぱり町立、私立でこれをかえた場合、やはり大体3,000万円から3,500万円ぐらいの町の負担が変わってきてるところでございます。これはあくまでも1年当たりのおよその額でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、1園あたり3,000万円で、5園で1億5,000万円というふう  
に考えていいということですか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） これは、定員が50人の保育所もあります、  
あるいは100人、120人というのがありますので、今1つ申したのは、基本となる保育所、90人  
保育所というのが一番町内で多いので、その分でございます。ですから、そのところは最  
終的などころでまた今後集計していきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それは、その公立を民営化した、1億5,000万円なのかまだはっきり  
しないということでしたけれども、それは全部子育て支援に回すということですか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） この金額については、また今後、いろいろ  
なところで、保育需要、子育て需要もありますし、町のいろんな需要がありますから、その  
ところはまた今後いろいろなところで御説明をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長にお尋ねをします。

この民営化計画の素案のところでは、今最後の方がちょっと宮本課長の答弁ではっきりしま  
せんでしたけれども、民営化により生み出される財源を活用した子育て支援施策に回すとい  
うことで考えておられるのかどうか1つ町長にお尋ねしたいと思います。

それから、この民営化計画の中で、地方財政の変化のところ、熊本地震からの復旧・復興  
に向けた事業が加わって、厳しい状況が続くので、効率的・効果的な保育施策の展開が求めら  
れるということでありましたけれども、これは、熊本地震の事業というのはまた、復興計画と  
かいろいろありますし、国に求めることもありますので、この保育と、その財政のしわ寄せを  
保育に持ってくるのはいかかなものかというふうに思いますが、その点。

それから最後なんですけど、やはり、先ほど子どもの貧困をテーマに今日は質問をしたいと  
いうことで言いましたけれども、やはり保育の本質である、公的に保障するというのが一番大  
事な今時期だと思います。特に子どもの貧困がこれだけ深刻になっている中で、こういうとき  
だからこそ公立保育所の果たす役割が私は大きいというふうに思っています。

宮本課長は、町の考えと私は違うというふうにおっしゃいましたけれども、最後に町長にそ  
の3点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、町立として残しますこのなかよし園とみどり園でありますけども、

これは東部地域の方にあるわけでありまして、近年、住宅開発とか企業の進出等がある、町の東部も南部地区も広がっておりまして、どちらも今後町民の通勤者の増加等が期待されるようなところでもあります。そういう中で、町外からも入りたいというようなところにも、余裕があればそういう受入れもできるようなところでもあります。

その中で、なかよし園とみどり園でありますけれども、今後のこの人口増加にも対応しながら、一方では子育て支援の拠点として、いろんなこの子育て支援の中で課題とか必要なものが出てきますけれども、そういったときにこの2つの園を子育て支援の拠点として発展させて、公立保育所として果たすべきこの新たな役割を担っていきたいというふうに思っているところがあります。

そして、地域バランスにつきましては、この公立と私立、どちらの保育所においても質の高い保育を提供できること、それから保育所の利用は町内全域にわたっているところから、公立・私立を問わず、この町内全域にバランスよく保育所の方は配置されてる現状であるということで、その点については、小林議員が言われました、白鈴とさくらを残すべきではないかということでありましたけれども、そういう面では、この2つの町立は残していきますので、それを公立が当然担っていくような子育て支援の方の、またそういうものも強化していきたいというところでもあります。

それと、運営費の話でありますけれども、今は、小林議員も御存じのように、町立についてはもう一般財源化されてますので、この運営費の分については交付税の需要額です。需要額といいますと、さっきも言いましたように、基準財政収入額の分を引いた分で今町に来とるということで、そういう面では、全体の需要額として入っても、実際このお金として来る分は全体の5%か6%しか来ないということで、これを民営化するということになりますと、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで、そういう面で、ここから民営化することで生まれてくるのは、さっきからいろいろありましたけれども、子育て支援の方に、もう中心に、いろんな面でその財源を充てて取り組んでいきたいということでもあります。

それと、地震関係の方でありますけれども、これは町全体の中で非常に今後のことを見とかなければならないのは、いろいろ復興といいますか、いわゆる地方債で充てておりますけれども、これにつきましては交付税措置をされるということで出てますけれども、特別交付税で交付される場合は、これはもう現金で来ますから問題はありません。ただ、普通交付税の中の需要額に算入するというようになっておりますので、その分が非常に今後膨れ上がってくるということが予想されます。そうしますと、全体的な、全ての町がこの実施いたします、福祉ももちろんでありますけれども、教育、それからまだほかの教育、それから環境の件とか、いろんなところで町の一般財源が必要になりますけれども、そちらに影響が出てくるということで、非常に今大きな事業は復旧・復興のためにやらなければなりませんけれども、そういう意味で、非常に財政措置される分が実質的にどう入ってくるかということは十分視野に入れながらしないと、非常に後年度に負担が残るというふうなところになりますので、いろんな面から、そういう地震関

係に伴いますお金の要る分のことについては、この財政規律を守ったような運営の必要があるというふうに考えております。

よろしいですか。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は、やっぱり公立と私立のバランスは、町長とれてるということでしたけれども、残す公立は東部の方だし、西部の方には全然ないというのは、もうバランスが悪いというのははっきりしてると思います。

それから、やはり地震関係の財政難の状況を公立保育所の民営化計画のところに充てて財政規律というのはいかかなものかというふうに思っています。

最後ですけれども、国民健康保険に移ります。

国民健康保険については、国は平成30年度から、国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移すようになります。これは、国民健康保険税を抑えるため、今町、例えば菊陽町でも行っている一般会計からの繰入れとかそういう問題が出てきますし、保険税の大幅な引き上げになるのではないかとということで懸念をされています。事業主体が都道府県になることでどのように制度は変わるのかお尋ねをします。

時間がもうありませんので、10月ぐらいにならないと、県からのこの保険税の一定の基準が示されないというところもありますが、今町としてはどのように対応を考えておられるのかお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本章三君） こんにちは。時間が短くて申し訳ありませんけども。

現在市町村単位で運営されている国民健康保険、以後国保と言わせていただきますけれども、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、都道府県と市町村の合同による運営を行うということになります。

それで、今まで国保の抱える課題がいろいろとございましたものですから、県の方がその財政運営の主体を担うということになりまして、具体的に、今まではもう直接保険税を集めて支払ってたんですけども、今回は一旦県の方に保険税を集めたものを払って、そしてそれをまた県の方から交付されると、必要な保険給付に対する費用を交付されるという流れに変わります。それで、支払い自体もこれまでと同じように市町村の方で行うこととなります。

このほか、国保の加入者の資格管理とか、被保険者証の発行とか、保険税の賦課徴収、保険事業などにつきましては引き続き市町村の方で行うということになりますので、加入者の手続の方が大きく変わるということは特にございません。

そして、今お尋ねになりました税金の方はどうなるかということでございますけども、おっしゃるとおり、秋以降に県の方から標準保険料率というのが示される予定でございますので、その示されたものを参考に、町の方で実際保険税率をどうするかというのを決めていく必要がございますので、その標準保険料率の方が示されるまでは、町の方としてはまだ何とも言えな



いというふうな状況でございます。

時間の関係で簡潔に申しましたけども、以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） また、10月等ははっきりしてくると思いますけれども、やっぱり一番大きく変わるのは、県が国保財政の元締めとなって、自治体への監督役としての強力な権限を持つようになることです。新しい制度のもとでは、県が市町村に国保事業に必要な費用を納付金として割り当て、町が集めた保険税を県に納付する、そして県が必要な財源を町に交付するという流れになります。町は納付金の100%完納が義務づけられますので、例えば滞納が増えて保険税の収入が減った場合も、納付猶予や減額は認められないということになります。

このように、全国の統一の算出基準をもとに県が市町村ごとに保険料率を示してくるということにもなりますので、やはり今自治体が努力している、一般会計からの繰入れで負担を抑えている問題などがまた課題となってくるのではないかというふうに思っています。

また、この問題につきましては、来年度からですので、今年度の議会で引き続き取り組んでいきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

昼食休憩といたします。

午後は13時10分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時10分

再開 午後1時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。議席番号17番甲斐榮治、一般質問を行いたいと思えます。

昭和55年10月に菊陽町の企画課が発行したA4判の163ページにわたるまちづくりの提言書があります。今日の菊陽町の基礎となった提言書だと私は思っております。私は、個人的にこれを昭和55年提言書と呼んでおりますけれども、折に触れてこの提言書に返りながらいろいろ考えるというふうなことを行っております。政策には、その骨格となるような理想や概念が必要だというふう考えるからであります。この昭和55年提言書には、そういった概念、それから理想、こういったものが全て盛られているというふう考えております。

提言の柱は3つです。簡単に申し上げます。1番目の柱が生活創造都市、これは産業を興し、教育文化を振興し、食と住が両立する自立した都市をつくると、単なる熊本市のベッドタウンにはしないという考え方ですね。それから、2番目、独自の顔を持つ町にする。菊陽町に

は顔がないと、当時の話です。顔をつくるためには核が要ると。核は複数あってもよいと。熊本市から発散されてくるエネルギーをただ漫然と受け止めたのではいびつな町になるので、それを整序して受け入れて、核をつくり、町の顔をつくると、こういう考え方です。3番目に、住民のために住民が手づくりする町。国や県から縦割りにおりてくる方針をうのみにしない。それらを横に受けとめ、この辺の表現は実に見事なものですけれども、かみ砕き、地域に合致した施策とし、水平に広げていくと、これがその昭和55年提言書に盛られた精神であります。

今の町も、大体この方向でずっと受け継がれてきているというふうに思いますけれども、これは1人、我が町だけに当てはまるのではなくて、自主自立を目指す、そういう町であるならば、全ての自治体に共通する非常にすぐれた基本的コンセプトであるというふうに思います。このことを胸に秘めながら、本日の質問を行いたいと思います。

担当課に行って、聞いて分かってることもございますが、議員の皆さんあるいは町民の方々と情報を共有するという意味で、その辺についても改めて質問をしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 本日は、先ほど申し上げましたように、特にこのまちづくり全般的にやるわけにはいきませんので、その中で、国の政策と照らし合わせて、触れたいと思っている部分について質問をいたします。

まず、インフラですけれども、これもこの昭和55年の企画書では、このインフラをどうするかというふうなところから全てが出發をしているように私は思います。このインフラについては、もうこれから先は、新設するというよりも、維持管理をし、更新すると、改良するとかそういうことが増加する傾向にあるというふうに聞いております。特に道路とかそういった施設については、国交省の資料を見てみますと、1970年代にほとんどが、大変多くの社会資本の投資が行われております。それがもうそろそろ老朽化になってきておると。大体グラフを見てもみますと、2030年ぐらいから、この社会資本に対する投資というのは、新設はなくなって、維持管理費の部分が非常に大きくなるというふうな統計が出ておるようです。

そういった傾向がございますので、当然町としてもその辺は捉えてらっしゃると思いますが、これから道路を新設する、後の質問にも関連しますが、道路を新設する際に、国や県の補助が今後どうなっていくのかというのは大変大事な問題であると。その傾向について質問をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

本町においても、甲斐議員が申されましたとおり、高度成長期以降に急速に蓄積された膨大な社会資本の老朽化が進んでおります。増加する維持管理・更新費用への対応が大きな課題となっており、特に道路や橋梁、下水道、そういった基本的なインフラ施設の老朽化により、集中して大規模修繕が必要になる時期が来ると言われております。

本町でも現在、将来的にはこれらの修繕、改築等には膨大な財源が必要となることから、危機感を持っているところでございます。

このような中、本町では、既設インフラの維持管理については、長期的な視点を持って財政負担を軽減、平準化するため、公共施設等の全体の状況を把握した上で管理主体ごとの長寿命化計画を作成しておりますので、その計画に沿って行っているところであります。

このような社会資本は、国全体で老朽化が進んできており、国全体で取り組む必要がありますので、国の方針として、末端の自治体が長寿命化計画を立てて行っていくこととなっておりますのでございます。

このことについて、本町での代表的な公共事業でいいますと、菊陽町管内舗装維持管理計画があります。この長寿命化計画は、菊陽町が管理する道路を対象として、道路舗装を維持管理していく上で、最低限のサービス水準の維持と維持管理コストの最小化を達成するための中・長期的維持管理計画でありまして、計画的に施設の更新を行い、長寿命化を図るためのものがございます。

次に、道路の新設等に対する国や県の補助ですが、県補助はありませんので、国の補助事業であります社会資本総合整備交付金事業について御説明いたします。

この交付金事業は、地方公共団体等が平準化も視野に入れて作成しました社会資本総合整備計画に基づき、同計画の目標を実現するための事業に対して、地方公共団体の要望を踏まえ、交付金を交付する事業であります。近年、要望額に対しての交付金の配分率が低下しております。そのため、計画どおりの事業展開が難しく、配分額を町の各事業別に振り割る作業時におきまして、重要事業を優先したり、事業によっては先送りすることで対応しているところであります。

このように、補助事業については将来にわたって厳しい状況は続くと思われませんが、事業化の平準化やめり張りをつけながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 私たちが先般勉強に行きましたけれども、その中で指摘されたとおり、国の補助が減りつつあるという状況を確認しておきたいと思えます。

特にその中で聞きましたのは、橋梁の老朽化が特に問題になっておると。何が問題かという、金の問題もありますけれども、橋梁のその老朽化を点検する人材が不足しているという指摘がありました。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 橋梁の維持管理につきましても、先ほど申しましたが、長寿命化計画を立てながら、修繕計画を立てながら進めているところでありますけれども、確かに人材不足という話も出てきておりますけれども、本町においては、全橋梁が今現在62橋ございまして、国の指示により、5年に1回は近接目視で点検しなさいという指導のもとで点検を進めており

ます。その中で、毎年計画的に点検業務を発注しておりますが、人材不足で点検業務が滞ったりといったことは今現在あっておりません。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それから、もう一点については、財源確保を今後どのようにするかという質問を用意しておったんですけども、先ほどの課長のもう答えの中にありましたので、長寿命化計画に従って国にいろいろ要請をしていくと、こういうふうに理解しとっていいですね。

（建設課長小野秀幸君「はい」の声あり）

それでは、次に移ります。

以上のことを下敷きにして、2番目に行きます。

菊陽空港線の延伸問題でございますが、これは平成26年12月の定例会で坂本秀則議員が質問をしております、それに町は次のように答えております。「当面は、渋滞緩和及び踏切の危険性を防止するために平面交差による整備を先行して行っていきますが、将来の延伸については、引き続き熊本県へしっかりと要望を続けてまいりたい」と、こういう答弁でございました。

それが、そこにありますように、平成29年発行の、これ総合政策課の冊子だと思っておりますが、菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略の平成28年度改訂版案の中では、馬場踏切付近は「高架化」と変更されております。この変更の経緯、それと理由について、向学のために聞かせていただきたいと。

同時に、この高架橋ができて、先の方に延伸していくわけですけども、合志市の道につながる菊陽町内の路線の整備、これは誰がどのように行うのか、まとめて御返答いただきたい。これは、町長の一番初日の施政方針にも詳しく書かれておりますけれども、その中のコメントに、「この菊陽空港線の延伸は、熊本空港とセミコンテクノパークを結び、将来の中九州横断道路とを結ぶことにより、生活道路にとどまらず、主要な経済道路としての性格を持つことになることから、菊陽空港線の延伸路線と中九州横断道路との結節点から熊本空港までの沿線開発を視野に入れた開発構想に着手する」というふうに言っておられます。

ずっと幾つか質問点がありましたが、最後に、沿線開発を視野に入れた開発構想、この辺について、そんなに詳しい計画はまだないと思いますが、町長の構想といたしますか、現在での考え方をお聞かせいただきたいと。

なお、この菊陽空港線の延伸については、町民も大変期待しておったところですので、これが将来的にうまく進むということが大変望ましいというふうに考えます。よろしく願います。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） まず、高架化と変更されているが、この変更の経緯と理由を示せということと、あと高架橋より北側から合志市道に接続するまでの菊陽町内の路線の整備は誰がど

のように行うかについてお答えいたします。

甲斐議員が申されましたとおり、菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略の平成28年度改訂版案で、馬場踏切付近は高架化としておりますが、以前から高架化としており、変更はありません。

さて、菊陽空港線延伸ですが、セミコンテクノパークと阿蘇くまもと空港を結び、周辺道路の渋滞緩和や経済・社会活動の発展のために重要な役割を担う幹線道路として、また将来は中九州地域高規格道路へアクセスする最重要路線であることは、町長が施政方針で申し上げましたとおりであります。

町道であります菊陽空港線については、平成4年度に供用開始しておりますが、その当時から、将来の立体交差化のため用地も確保してある状況でありまして、その立体化については今もぶれてはおりません。

さて、JR馬場踏切であります。通学路として使う上で、狭隘のため安全確保が難しく、さらに早急な立体交差の整備は難しいことから、短期的、暫定的な対応として、平面交差でできないか県にお願いしたところでもあります。関係機関のJR協議についてはクリアできましたが、その後熊本県警との協議の中で、県道熊本菊陽線の交差点とJR馬場踏切が接近しているため、安全性に課題があるとして平面交差は認めないと、そういった指摘があったことで、事業を進めるためには立体交差しかないというふうな状態になっていたところでございます。このような中、町長が施政方針で平成29年1月に熊本県から県道新山原水線まではJR馬場踏切の立体交差により県で整備すると回答いただいたところでございます。

この回答によりまして、協定を結ぶための準備を進めておりますけれども、施工区間の設定等については、今後協定の中身の交渉を進めていく中で、町の希望であります全線県施行について、粘り強く県に対して要望を続けてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この菊陽空港線について、今建設課長が申し上げましたけども、これ、今の菊陽空港線がこの町の方で整備した時点からこの中央の部分をあけてあるのは、いわゆる高架でこの上の方に持っていくというふうな構想があった中でのこの準備をしてあったところでもありますけども、これはもうぜひこの高架の方で渡して、セミコンテクノパークあるいは将来の中九州高規格道路と連携する、そういう道路になるという意味では、そういう思いでずっとおりました。

ただ、なかなか、県の方でまず辛川鹿本線の方から進めるということで、あれが進んだことによって、さっき言いました、当面は短期的な対応でということで、平面交差の方でいろいろお願いしておりましたけども、JRの方の、今答弁したような内容で、やはり平面交差は難しいということになったところでもありますけども、今年に入りまして、県の方からもいわゆる高架の方ですというような答えがいただいたところであったところでもあります。

これ、熊本県の方でも、この震災後の大空港構想等も出ておりますけども、そういった中で、この道路はやはり菊陽の中では非常に重要な道路と位置づけておりまして、これができると、やはり将来的にはこの道路をもとに、いわゆる経済道路としてのいろいろな面で非常に、何ていいますか、将来のための、企業とかいろいろな面で、これもずっと南部の方にも、今もうできておりますけども、そちらにつながる道路ということで、将来的に見た場合には非常に重要な道路であるということで、今のところ、まだどのような構想の内容というのはまだ具体的には出ておりませんが、非常に発展性につながる。そういうような道路という意味で、施政方針の方で出したところであります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） ちゃんと理解しておきたいんですけど、この高架化、質問としては変わったかというふうに質問しておりますが、町としては高架化についてはぶれておらんと、最初から。ただ、交渉の過程として、あそこをどうしても通したいので、平面交差ということも町の方から提案をしたと。基本的には高架化が望ましいというふうなずっと考えてきたと、こういうふうな理解していいんですかね。

（「はい」の声あり）

それと、先に、その高架橋で越えた先の道路ですけども、これは何ですかね、県道なんですよ、新山原水線ですか。県道ですから、当然県がやるというのが筋合いでしょうけれども、ただこの高架橋という随分の財源が必要だというふうに思いますが、県としては、余り豊かな財政状況というふうには聞こえてきませんので、場合によっては、いや、そこまではできませんと言うかもしれないですね。仮定の話をするわけにはいきませんが、県がやるのが筋合いと言いながら、町としてももしものことをやっぱり考えておく必要があると思いますが、町でやるというふうな、そういう心構えといたしますか、そういったものはありませんか。これは町長ですかね。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これについては、今後、協定を結ぶというふうなところに、中身に入っていくわけでありまして、やはり県道の場合も、この該当する市町村の負担金あたりは出てきますので、そういうところありますけども、当面はこの交渉を進めていく中で、ぜひ県の方でやっていただきたいというところは粘り強く交渉しながらやってはいきますけども、これからその辺の中身に入っていきますので、その辺、まずはこの県の方に力強く、粘り強く、そういう要望をまずはやりながら、自然とどういう方法だったかということが出るかと思っておりますけども、その辺はこれからの交渉といたしますか、そういう協定の協議に入っていくような予定であります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 相手があることですから、こちらの希望ばかり言ってもこれは通用しませんので、交渉しながら考えるということだろうと思っておりますが、ぜひこれはやはり、中九州横

断自動車道路につながりまでやっばりなし遂げてほしいというふうに思います。町民の願いであるかというふうに思いますので。

当然道路ができますと、その道路の沿線にブドウの房みたいに工業関係の企業とか、あるいは商業施設とか、そういったものができていくというのが普通のその発展の仕方ですけれども、多分そういうことも考えてるというふうに思っております。

それと同時に、今同じこのまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に久保田台地の開発事業というのがありますけれども、これはこの道路と関連した考え方ですか、それとも全く別の考え方ですか。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○産業建設部審議員兼都市計画課長（大山陽祐君） では、私の方から土地利用に関する件、あるいは開発に関する件なものですから、ひっくるめて御説明したいと思います。

まず、時間の都合もありますので、簡潔に御説明したいと思うんですけれども、一概に道路といいますが、A点からB点に行くための通過交通の道路、これは高速道路が極端でありますし、地域高規格道路もそうですね、土地の沿道利用は考えてないと。次に、この沿道利用を考えるとというのが、極端に言えば区画整理用の道路、そこに土地がある、宅地がある、事業活動とか生活のための道路、道路の中に、道路を通らないとその土地に行けないし、その中に上下水道が敷設されてライフラインがという形になる。

今回の道路そのものは、通過交通の、言うように南北の高規格、空港から高規格の道路という意味合いもあるんですけれども、場所が場所なものですから、町としてはこれを有効に生かしたいということもありますから、その性質として、そういう沿道の道路であったり、あるいは防災的な道路だという多機能の道路、その4車線、あるいは多分橋梁のところは2車線ぐらいになるかと思うんですけど、相当の交通量が見込めます。その大規模な幹線、血液で言う動脈からちょっと入り込むかもしれませんが、その近くの久保田台地でありますとか、あるいは南校区の活性化のその枝の道路でありますとか、原水台地のさらなる発展とか、これも商業も工業も住宅も踏まえたところで、今後その具体的になりましたから、さらに先般の広域計画の中の、個別計画の中にもある程度の道路線形は入れてあるかと思うんですけれども、その具体化、事業の熟度を見直しながら、さらなる具体的な開発計画というのは今後練っていく必要があるのかなというふうに思っているところです。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 本町は、町長がいつも言ってるんですけども、人口が増えて元気のある町というふうな評価を受けてるということですが、いつも思ってたのは、それはそれで結構なことなんですけども、10年先、20年先を考えると、必ずこれは人口減少の社会状況になるということがございます。ですから、そのときにやっばり町の勢いを保っていくためには、それなりのまた新しい手を今から打っておかないと、そのときにはもう人口減少をもの

かぶるといふことになるのではないかというふうに思っておりましたが、この菊陽空港線等の道路については、そういった次の世代につながる、そういう事業ではないかというふうには考えております。どうぞ頑張ってください。

それから、次に移ります。

同じく道路の問題ですけれども、武蔵ヶ丘小学校南側の町道、町道だったと思いますが、から九州自動車道側道までの西部地区道路構想において、東西両端から先の連結をどう考えているかという質問ですが、私たちの区域にいらっしゃる方はよく分からないかもしれませんが、尚綱大学の南側を通過して武蔵ヶ丘小学校の方につながる、言うならば県道熊本住吉線のバイパス的な存在、あるいは生活道路にするか、そういうバイパスにするかというのは決まっておりますけれども、だからそういう道路構想を組み込んでいただきましたが、これは熊本住吉線の沿線に住んでいらっしゃる方からすると大変期待されておる道路だと思います。今県道の熊本住吉線というのは、土地の人に聞きますと、とにかくあの道路幅を渡るのに一苦労だと。農家あたりは農機具が出せないと。農機具出すのにも一苦労だというふうな話をしょっちゅう聞かされております。これを散らす、バイパス的に散らす道ができるということは、それなりに地元としても歓迎すべきことだと思っておりますが、ただその道路構想の両端、ここについてはどうなるのかという心配がしょっちゅう聞こえてきます。

まず、どっちが入り口か分かりませんが、九州自動車道の側道側、それから武蔵ヶ丘小学校の南側の道路につながる、その部分ですね、それから先ですね。あの病院と団地の間の道路、武蔵中と団地の間の道路、7町内ですか、その間の道路とか、その先につながっていくと非常に混み合うところがあるんですよ。その辺をどういうふうに構想されているのか、まだそこまで行っていないのかお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

西部地区道路構想においては、西側の起点を九州自動車道の側道であります町道高速側道1号線、東側の終点は、旧武蔵ヶ丘支所の通り、町道武蔵ヶ丘団地1号線までと設定しているところであります。起点側、終点側ともに現道への接続を考えております。

起点側につきましては、御承知のとおり、高速道路があり、高速道路をまたぐ、または潜る計画については、事業費が膨大となることが予見されること、また熊本市と協議を行いました。熊本市側に接続できる主要な道路はありませんで、今後計画もしないということから、道路構想には含めておりません。

また、先ほど起点と申し上げました高速側道ですが、その路線についても、県道熊本大津線までの連結は現況の道路幅員では対応できませんので、あわせて改良を行う必要があります。

しかしながら、最大のネックとなりますのは、整備を行ったとしても、県道熊本大津線が高速道路を横断するボックスの改良が困難であるため、費用対効果が期待できないと感じているところでございます。



次に、終点側であります。旧武蔵ヶ丘支所前の町道武蔵ヶ丘団地1号線までを計画しておりますけれども、その先の連結については、南側の武蔵プラザがある都市計画道路麻生田三里木線であったり、北側の県道熊本大津線であったりしますが、懸念しておりますのが、東側の武蔵ヶ丘コミュニティセンター前の町道新山武蔵ヶ丘線に向かう車両も相当数あると判断しているところであります。そのため、住宅地に通行車両が入り込み、新たな交通混雑を引き起こすのではないかと危惧しているところがございます。なお、その路線までの改良については、住宅が密集しており、困難であります。

本町の西部地区の道路につきましては、熊本市との結びつきが非常に強く、横軸の移動が非常に多い状況です。横軸の移動の主たる路線は、県道熊本大津線、都市計画道路麻生田三里木線の2路線に交通が集中し、熊本市からの流入・流出が突出して多く、日常的に渋滞が発生している状況となっているところであります。

このようなことから、西部地区道路構想にて新設道路を整備することにより交通機能を補完するとともに、主たる2路線への負荷を緩和し、東西方向の移動を円滑にすることが主な整備の目的として考えておりますが、新しい2車線道路をつくることにより、武蔵ヶ丘小学校用地への多大な影響、九州電力の鉄塔の移設など、事業費の増加が見込まれる状況であります。

また、新設道路からの通り抜け車両が菊陽町・熊本市双方の住宅街を利用する可能性もありまして、新たな交通安全対策の問題の誘発等も懸念をしているところであります。

最後に、西部地区道路構想を事業化するに当たっては、メリット・デメリット、費用対効果等を検証し、地域とも相談しながら結論を出したいと考えているところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 初めての質問でありますし、今日はもうこれぐらいに止めておきたいと思っております。

また、今課長の答弁にありましたように、今後地元ともしっかり相談をされて、なかなか渋滞をすぐさま解消というふうにはいかないかもしれませんが、最大限のことを行っていただきたいというふうに思います。

次行きます。

菊陽まち・ひと・しごと創生総合戦略にオールドニュータウン再開発事業というのがありますが、これは、これも私がこの前勉強しに行った、その中で出てきたことですが、国の政策の立地適正化計画とか、あるいはコンパクトシティー計画というのがありますけれども、そういったものを受けた構想であるのか、あるいは全く別物であるのか、その基本的なコンセプトはどういうものかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

答を申し上げますと、オールドニュータウン再開発事業は、空洞化した中心部に活気を取り戻

そうと、商業地や行政サービスといった生活上必要な機能を一定範囲に集め、効率的な生活、行政を目指すとする国の施策でありますコンパクトシティ計画を受けた構想ではございません。

本町のオールドニュータウン再開発構想は、昭和40年代以降の高度成長期、人口急増期に開発されました武蔵ヶ丘団地をはじめとしました比較的大規模な戸建て住宅及び公営集合住宅団地、これをオールドニュータウンと定義づけしておりますけども、このオールドニュータウンにおいて進展しています高齢化や住宅の老朽化、独居世代の増加、空き家の発生、また家庭のつながりや地域コミュニティ機能の希薄化など、さまざまな都市の成熟化によって発生します課題に対応するため、都市を再生させ、成長、持続していこうとする構想でございます。

事業の効果としましては、再開発、再配置を行うことによりまして、高齢者に安全で安心な生活を保障することができ、それから積極的な地域コミュニティが形成されて、ついでに住みかとして生活ができるようになるんじゃないかというふうに考えております。

また、高齢者が集まるということは、医療、介護、商店などの生活関連サービス業が必要となるため、新たな就業の場が創出できるということになります。新たな就業の場ができますと、人が集まり、そして子育て、教育、商業施設、アミューズメントなどの消費需要が拡大しまして、経済が活性化するという好循環が生まれてきます。これがオールドニュータウン再開発構想のコンセプトでございます。

なお、このオールドニュータウン再開発事業につきましては、総合計画の後期計画にも掲げておりまして、地方創生の総合戦略にも取り組む事業として記載しておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 言い忘れましたが、オールドニュータウンというのは、要するに武蔵ヶ丘の県営住宅、あるいは一戸建て住宅ですが、7町内、8町内ですね、その付近を中心にした計画のことでございます。

ちょっと心配しましたのは、このコンパクトシティとかという計画が国の政策の中にありますけれども、これは実地に適用してみると、助成金を言うならばあめにして、そして中心部等にずっと施設を寄せていくといいますか、公共施設とか、住宅まで寄せていって、そしてあいたところは売り払うとか、そういうふうな、少し地方としてはそのまんま受け取るには難しいところがあるかなというふうに思ったものですから、その質問してみたわけです。

ただ、今のお聞きしますと、要するに、単に菊陽町の武蔵ヶ丘団地、それだけではなくて、何か合志市とか近隣まで含めた再生戦略というふうに理解すればいいんですかね。はい、分かりました。

それでは、次に移ります。

同じくこのまち・ひと・しごと創生総合戦略の中にもありますけれども、光の森駅の高架歩

道橋の整備事業というのがありますけれども、これのその効果をどう考えていらっしゃるのか、またその事業を起こすとすれば、その事業の主体はどこなのか、利用者はどういう人たちなのか、それから高架歩道橋周囲の整備は考えているのか、その辺についてお聞かせいただきたい。

今は言えないかもしれませんが、例えば交番の場所とか、これが来るか来んかも明確には聞いておりませんが、そういったこともちらっと頭の中をかすめますので、お答えよろしくをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

御承知のとおり、光の森を中心とする地域は、町内でも人口が増加している地域でありまして、また公共交通の基軸でありますJR豊肥本線光の森駅がありますし、また大型商業施設などの店舗が立地しており、にぎわいが創出されているかと思えます。その一方で、交通混雑や駅利用者の円滑な通行が妨げられているという問題も発生しているというのが事実でございます。

このような中でございますけれども、光の森駅の利用者は年々増加しておりまして、平成27年の1日の平均乗降客数は4,764人でございます。平成26年が4,325人ですから、439人、率にしますと10.1%増えているというところでございます。これを1年に換算しますと、174万人の乗降客があつてることになります。

また、光の森駅が開業しましたのが平成18年3月でございますが、平成19年の利用者を見てみますと2,349人ということでございまして、現在は2倍に増えているというのが状況でございます。

さて、御質問の光の森駅高架歩道整備事業の効果についてですが、これまでも一般質問等でお答えしてきておりますが、町のまち・ひと・しごと創生総合戦略にも記載しておりますとおり、町の顔としまして、光の森駅から駅前駐輪場及び大型商業施設までの高架歩道の整備ができますれば、駅前全体の利便性の向上、また光の森駅利用者をはじめとして、高齢者や障がい者、妊婦等の歩行者の安全が確保されるとともに、大型商業施設の利便性が飛躍的に向上します。あわせまして、交通渋滞の緩和やさらなるにぎわい、交流人口の増加などにもつながるものと考えております。これが一応効果ということで考えております。

以上のような定性的な効果は推測されますが、事業化に当たってのこれからのつきましては、定量効果の測定が必要になるかというふうに考えております。

また、昨年の3月議会だったと思えますけど、吉本議員から住民の理解はという御指摘もございました。この点につきましても、定量効果の測定をはかっていく必要があるというふうに思っております。

それから、事業の実施主体はという御質問でございますが、事業実施に当たりましては、予算の確保のため、国や県との当然協議が必要になりますし、補助事業等の協議がなりますし、

また2次的恩恵を受けます大型商業施設をはじめとしまして、地域公共交通でも関連があります周辺自治体の費用負担の協議、さらにはJR様や警察との協議、費用対効果の検証など、事業化に向けての整理するさまざま課題がありますので、主体としましては町が中心となるというふうに考えるものと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これも、まだ申したいことはありますけれども、最初の質問です。また引き続いて今後注目をしていきたいと。要するに、ただここで確認しておきたいのは、事業の主体は町がやると、町であるということでもいいですね、確認していいですかね。

それでは、あと15分ほどですけれども、町の財政について、これもいろいろ、第三者を入れた勉強なんかもしてみますと、今菊陽町の財政上の問題は、その町というよりも、国のあり方、国のその財政に対する考え方、あるいは、今度地震で災害を受けましたけれども、その災害、こういったことが町の財政にとっては問題と言えば問題ということですよ。ほかにはそんなに大きな問題はないと。

ただ、この国の、特に臨時財政対策債、何回勉強しても余りよく分からないんですけれども、どうも何か国からちょっとだまかされてるような、言葉悪いですけど、そういう感じが拭えない、そういうことございます。

臨時財政対策債というのは、要するに交付金の足りない部分を補うわけですから、それどこに起債するかといえば、地方銀行ですよ、これは。日銀でも何でもありません。地方銀行に起債するわけですから、そこに返さなくちゃいけないというのがありますですね。このあり方によっては、その町の財政に大きな影響を及ぼすと、そういうふうな感覚を持っています。

2つ一緒に質問をいたしますけれども、勉強のつもりで聞きますので、財政課長、教えてください。

要点は2つですね。この災害復旧に関連して、どこに注意しながら財政運営してるかということが1つ、それからもう一つは、この臨時財政対策債、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） それでは、お答えいたします。

まず、財政規律関係でございますけれども、災害復旧関連事業で、多額の地方債の借入れや財政調整基金の取崩しを行わなければなりません。よって、財政規律を守るため、全ての事業において可能な限り進捗調整をしていくという予算方針編成を立てまして、熊本地震復旧・復興計画の事業を優先とし、後期基本計画、まち・ひと・しごと総合戦略の事業は厳選しながら、可能な限り進捗調整を行いました。

また、できるだけ将来に負担を残さないように、財政調整機能を有する財政調整基金と減債基金の合計額は、標準財政規模、これ約83億8,000万円になりますけれども、この金額の20%以

上を確保するというようにしております。

地方債の残高につきましては、災害復旧債と臨時財政対策債を除く普通債については残高を減額させるという予算編成を行ったところでございます。

今後も、財政指標の推移を注視しながら、苦しい財政事情ではありますけれども、慎重な財政運営を行っていく所存でございます。

それから、臨時財政対策債を説明させていただきます。

これは、議員も御存じのとおり、臨時財政対策債は、普通交付税として交付すべきところ、国の交付税の財源が不足のため、地方自治体に借金をさせて補填するという地方債でありまして、その元利償還金については全額を後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されるとされております。

この基準財政需要額は、標準的な水準の行政サービスに必要な経費の額でありまして、人口や面積、児童・生徒数、学校数、道路の延長などの測定単位に単位費用という単価を乗じて算定される個別算定経費や包括算定経費というのがありまして、それに加えて交付税措置された地方債の元利償還金が含まれた公債費分という項目があります。これを合計した額が基準財政需要額ということになります。

平成28年度の普通交付税で説明いたしますと、基準財政需要額の公債費の項目の中に臨時財政対策債償還費として元利償還金分が約3億4,000万円算入されています。国や県は、この公債費分として基準財政需要額に加算しているのです、その分普通交付税が増額しているというふうに説明されますけれども、普通交付税は全体の基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額となりますので、そのまま増額になっているというふうには考えておりません。地方交付税交付金の中に組み込まれた額ということで説明させていただきますと、基準財政需要額の総額、これ62億6,000万円になりますけれども、これに対しまして臨時財政対策債償還費として算入された額は3億4,000万円でありますので、その比率は5.4%になります。平成28年度の普通交付税の交付額は4億3,000万円でありましたが、この4億3,000万円に対する5.4%は約2,000万円にしか当たりません。

このことから、臨時財政対策債の元利償還金は、全額が基準財政需要額には算入されていませんけれども、元利償還金の全額は地方交付税、普通交付税として交付されていないというふうに考えております。

御質問の通達にありました臨時財政対策債を起債せねば町の財政は成り立たないかの質問についてお答えいたします。

平成28年度の臨時財政対策債は4億6,000万円でしたけれども、この4億6,000万円を借入れしないとしますと、一般財源がその分減額となりますので、一般財源を必要とする建設事業などが、4億6,000万円分の事業ができなくなるということになります。また、その4億6,000万円分の事業を実施するというふうにした場合は、財政調整基金等の繰入金で対応しなければならないということになります。

このようなことから、本町の場合は実質的に臨時財政対策債を借りなければ予算を組むことができませんので、この制度が導入された平成13年度から毎年度借入れをしているという状況でございます。

ただし、借りたものは返さなければなりませんので、その推移につきましては最大限の注意を払っておかなければなりません。それが財政運営としての大事な点だと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 分かった部分と、まだまだ分からない部分と、なかなか難しくて分からないんですけど、要するにこの交付金、地方交付税交付金、これを算定する場合に、基準財政需要額というのが必要なわけですよ。これは国が算定するんでしょう。違いますか。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 単位費用とかは国の方が算定されますけども、町の場合は、そういう、先ほど言いましたような人口や面積とか、学校数とか児童数とか、そういうのを掛け算したところで計算した合計額が基準財政需要額というふうになります。そのもともとの単位費用を決めるのは、国の方の地方財政計画の中で決められてくるというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 心配するのは、その基準財政需要額は、これを国が算定する場合に、だんだん最近では減らしてきてると、そういう傾向にあるということを知ったんですよね。それはどうですか。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 減らしてきてるということではなくて、基準財政需要額というのは、あくまでも標準的なサービスをどこの市町村でも行えるという需要額を計算するのが基準財政需要額ですので、そこが減ってきてるというふうには思いません。あくまでも歳入、地方交付税の財源が足りないの、その差額分が地方交付税として交付されなくて、足りない分を臨時財政対策債ということで借りてくださいというふうになってきているのかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） まだ完全に理解したわけじゃありませんけれども、理解が足りないところはまた課長のところに勉強しに行きますので、よろしくお願いをしたいと思います。

心配してるのは、要するに臨時財政対策債というのが、単純に言いますと、その交付税交付金の足りない部分を補うために地方に借金をさせるというわけでしょう。それは後で、後年度国がそこに措置をするということですよ。その国が措置をする部分が、しつこいようです。

が、例えば交付金の中に明確に分かるんですかね、これだけ措置されたというのが。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 28年度で申しますと、28年度に今まで借りてきた臨時財政対策債の元金と利子が3億4,000万円ありますよということでありますので、その分は、同額ではないんですけども、理論償還ということで、国全体でこのぐらいという利率がありますから、その利率での計算で同額程度の元利償還金が3億4,000万円、基準財政需要額の中の公債費分の中の項目の中の臨時財政対策債償還費として3億4,000万円が加算されてるということになっております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それでは、これ返さなくちゃいけないとおっしゃったですよ。その返すというのは、やっぱり要するに、大体このぐらいは入ってるというその計算たつわけでしょう。その分について翌年度返していくというわけですか。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 28年度の交付税と一般財源で返してるというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） どうもまだよく理解できずに、この場で幾ら言ってもしょうがありませんので、いずれまた課長のところに勉強に参りたいと思います。

ただ、本当にこれ心配しますのは、町の場合には、この菊陽町の場合は、国のその財政のあり方、その辺をしっかりと見ていかないといけないんじゃないかという気持ちがあるものですから、ちょっとしつこいようですけども、この質問をいたしました。また勉強しに参ります。よろしくをお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時6分

再開 午後2時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 皆さんこんにちは。今日最後の一般質問になります。皆さん多少お疲れだと思いますが、ぜひよろしくお願いたしたいと思います。

質問は、通告に従いまして3問について、後藤町長以下執行部の皆様方の方針をお尋ねをいたします。

3問いずれも計画的に準備をしていく必要がある問題でありますので、今日は文字どおり、方針、有無、方向などについてお答えをいただければ大変ありがたいと思います。

早速質問に入ります。

1番の1、役場本庁舎の建て替え及び増築の可能性について後藤町長の考えをお尋ねいたします。

以下は質問席より質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問にお答えいたします。

本町のこの役場本庁舎でありますけども、これ昭和53年に建設しておりまして、38年が経過したところであります。また、別館の第2庁舎の方も、本庁舎が手狭になった平成8年に建てておりますので、20年がもう経過しているような状況であります。

本庁舎のそういう中で、平成22年に、これはもう役場が災害の場合の対策本部になつとるということで、耐震工事を終えておりまして、震度6弱に耐え得る補強を行っていたために、昨年の熊本地震による被害は、この場、議場の天井や庁舎壁のひび割れ補修などの災害復旧の必要はありますけども、被災度判定では、いわゆる小破のレベルで済んだ状況であります。別館の第2庁舎の方も、この窓ガラスは割れましたけども、ほとんど被害はあっておりません。

ところで、本町の人口の、少しそれますけども、2月末現在で1万6,521世帯、4万1,083人となっております、震災後もこの人口が続いているような状況であります。

本町の場合は、昭和44年に町制施行、村から町になっておりますけども、人口増加は継続しておりまして、昭和40年代の後半に武蔵ヶ丘団地の建設より急激な人口増加が始まりまして、平成15年ごろから光の森地域の開発によって第2次の人口増加になったところであります。

その要因としては、職と住が接近する生活市の実現のために、環境整備と、基幹となる道路、交通網、区画整理事業や都市計画道路の整備を進めて、加えて下水道の事業等に取り組んで、着実にこのインフラを充実させてきたことが、この人や企業、そういったのを受け入れて、このにぎわいの町になったところであります。

そういうような状況である中で、また加えてこの女性の働く、いわゆる就業時間、就労形態等も変わって、この子育てのしやすいというところで子どもたちの人口も増えておるようなところであります。

そういうような状況でありますけども、非常にインフラ整備とか人口増加によって、子育てや教育施設等に多くの予算を要しておりまして、また国の流れとしては、全国的に人口が減少する中であって、国の施策がそれに伴ういわゆる人口、いわゆるうちの町のような増えとるところに対する支援というのが、もう人口急増しとった時代と比べて非常に少なくなつとるのが現状であります。そういう意味で、さっきも臨時財政対策債の話が出ましたけども、国の財政支援というのは、本当に財政力の指数の高いところには国の支援が非常に配分が少なくなつてくるような状況であります。



そういう意味で、人口増加とか企業誘致によってこの税収は増えておりますけども、それに伴います行政需要、税収は増えて国の支援がなくなるけども、人が増えとるということで、非常に行政需要は増えておまして、この財政的には非常にそういう面で厳しい財政運営に迫られとるといふようなところであります。

そういう中で、どうしてもやはり子育て支援、教育、それから高齢者の方も団塊の世代の方々が後期高齢者になられる時期もだんだん近まっておりますけども、こういった高齢者対策等の事業が優先となって、庁舎建設はなかなか今の状況ですと難しいなというところであります。

庁舎棟の建設、いわゆる箱物につきましては、今のこの庁舎については、そういう意味で、計画的な予防保全に努めまして、できるだけ長い期間良好な状態で使えるよう、いわゆる施設の長寿命化に取り組んでいくことが大事であると考えております。

しかしながら、今回の震災を経験しまして、災害時の対策本部を設置する役場庁舎の役割というのは大変重要であります。このため、現在進めております都市防災総合推進事業で復興まちづくり計画をつくっていきますけども、その中で、役場庁舎及び役場周辺の防災機能としての役割がどのようにあるべきかを検討していくこととしております。

あわせて、この役場庁舎が被災して使用できなくなった場合も、優先的にこの実施すべき業務、いわゆる非常時に優先する業務を適切に行えるような、そういった業務継続計画もつくっていく必要があるというふうに考えているところであります。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 確かに昨年地震がありまして、いろんな面でお金がかかってくるということはありますので、いろんな施策も打っていかなくちゃいけませんから、多方面でお金が必要だということ分かりますので、今日はその方針というところに絞ってお尋ねをしていくということは先ほど言ったとおりですけれども、この後、図書館のことについてもちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、要するに問題は2つ別々にあって、その本庁舎を建て替える必要があるかどうかという質問と、そのための財源をどうするかというのを、本来なら別々の問題があって、それを2つ一緒にすると、お金がないから考えないという話になってくると、そこから先の検討も全く進まないということになりますので、お金のことはとりあえず一旦置いて、必要があるかないかということに絞ってちょっと議論をさせていただきたいなと思います。

先ほど町長の方から言われたとおり、この本庁舎ができたのが昭和53年、1978年で、そのときの人口が1万7,000人。ざっくり20年、20年ということでやると、プレハブのできたときまで20年、そのときが約2万7,000人余りで、約1万人増えてる。その後、今年ですけども、20年たっておりませんが、ざっくり20年でやると、先ほど町長が言われたみたいに4万1,000人を超えていると。庁舎ができたときから見ると、もう既に2万4,000人増えてるんですよ。もう2倍以上になっていると。地方分権一括法というところで、各地方自治体がやらなけ

ればいけない事務というか、それが物すごく増えてますので、担当課の個数もどんどん増えていて、ですから町長も役場庁舎歩けば分かると思いますけども、その各職員の背中にもほとんどスペースありませんね。もう、ちょっと移動するときに、「ちょっとごめんなさい、ごめんなさい」って言いながら移動する。また、書類に埋もれてるような状態です。

総合政策課がまとめていただいた人口ビジョンというところの概要版ですけども、概要版を見れば、2040年、今から23年後ですけど、23年後の予想している人口、その国の社人研の方ですと4万3,000人余り。町の予想ですと4万8,900人余りで、約5万人弱というところですね。ですから、後23年後に至っても人口的にはどんどん増えていくんですね。ですから、この役場そのものは去年の地震でそんな大きな被害はなかった。だから、修理すれば使えるかもしれない。だったら増築をするなり、やはりもうちょっとスペースを確保した方がいいんじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 確かに言われるように、いろんな、特に介護とか健康とか、その面で業務も増えてきておりまして、職員も増えとるような状況です。それで、もう見ていただくと分かるように、1階のロビーのところも、何ていいますか、パスポート関係のああいうところもつくっておりますし、それからいろいろ持とった会議室等もかなり潰して事務室に増やしたところもあります。

そういう意味で、将来的に見れば、そういう必要性といたしますか、将来の事務というのが、町の事務をどう、一方ではアウトソーシングとかいろんなこともありますので、そういうこともありますが、この庁舎自体をどうするかということについては、大事な部分でありますけども、これも実際やろうとすると、いろんな、一方では町民総合体育館をいうのも、私行くとどきどこでも言われておりますけども、そういうような非常に、これもやっぱり人口1万人時代のときにできた体育館でありますので、もう4万人を超えて、非常にスポーツというのが、健康づくりとか仲間づくりとか競技力の向上で大事な施設でありますけども、そういうこともありますが、庁舎の方についても、できるならやりたいとは思いますが、今現状的にはそういうような状況であります。

ただ、議員が言われますように、将来、やがて人口4万8,000にもなったときには、もう熊本県内での市の中と比べても、今でも市の人口を含めても、市が14ありますけども、人口規模ではもう10番目の位置にあるわけです。そういう意味から、何ていいますか、いろんな施設等についても、庁舎だけではなくて、ほかのところでもまたいろんなものが必要になるかと思っておりますけども、こういう面についても、きちんと将来を見据えたところでどうなっていくかということとはきちんとやっぱり整理をしておきたいと思っておりますし。

さっきも最後の方で言いましたように、この都市防災総合支援事業の中での復興まちづくりの計画の中で、そういう面を活用して何かできないかというようなところはまたいろいろ、この業務継続計画を策定していく必要があると思っておりますので、その辺で十分見ていきたい

と思います。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 体育館の要望が上がってるというのは私も承知してますので、あちらは要らないという言うつもりはないんですが、ただ、町長、この本庁舎には、毎日二百四、五十名の役場の職員さんが毎日来て、この役場に用がある町民の皆さんも毎日来るわけですね。ですから、その年間を通しての延べ人数というところで考えていけば、体育館は要らないとは僕は一言も言いませんが、重要性はおのずからやっぱり分かるかなと思います。災害の関係から考えていきたいというふうな話ですけども、確かにどういう経緯を通っても、僕はもう、あと向こう23年以降先までしか出ていませんから、2040年までしか出ていませんので、それも予想は予想ですからどうなるか分かりませんが、とりあえず増えていくということも分かっているわけで、現在はもう狭いというのも分かっているわけですから、そういう中では、やはり検討だけでも進んでいくということは必要なのかなと思います。

来年度予算でもって、この役場庁舎の補修、この議場の中にもありますけれども、5,380万円余りが計上されておりますが、僕の考えでは、もうできるだけ最小限にして、新たなものに振り向けていった方がいいというのが僕の意見ではあるんですけども、まずちょっと別な点から、増築をした方がいいというところをちょっとお尋ねをしたいと思いますけど。

例えば職員の昼食風景です。もう御覧になってると思いますけれども、皆さんもそうだと思いますが、皆さん自分の机の上で、書類を載って仕事をしていたのを、時間になったからざっと片づけて場所をつくって、そこで食事をされてますよね。大体企業的に言うと、自席で食事はとるな、汚れるし、いろんなことがあるからということ言ってる企業も結構多い。でも、役場の庁舎ですと、今まで仕事してきたのを、書類を片づけて場所をつくって食事をする。場合によってはそこに来客者が来られて、いや、食事してますから待ってくださいって最近はいませんよね。昔は12時から1時までばちっと閉じましたけど、今そういう時代じゃありませんから対応する。そうすると、昼食を中断して業務に入ってしまう。やはり福利厚生という面から見ても、僕の感覚からすると、やはり職員の皆さんには1時間の昼食休憩というのは認めてるわけですから、ですからそれでしたら、もうカフェテリアというようなものを別につくって、やはり1時間、職員さんたちと、ほかの人たちと、めいめいに本を読むなり、音楽を聞くなり、1時間精神的な休憩を入れて休みを、やはり町長としては職員にそれを保障するというような形が望ましいんじゃないかと思いますが、やはり今のままですと、職員さんのサービス業務っていいですか、今休憩時間なんだけど、その業務に入るといような、善意に基づいて何か運営されてると。これは、確かに今の職員さんにとっては、非常にやっていただいてありがたいなと思いますけど、それにあぐらをかいてずっとそのまま続けていくというのはいかがなものかなと、そう思いますけど、それについてはいかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 確かに町内も誘致した企業等行きますと、そりゃ立派な社内食堂があっ

て、そこに案内されたこともありますけども、現状非常に厳しい中で、休み時間あたりもなかなかとりにくいというところがあるかもしれませんけども、言われたような点については、また、もともと男子・女子休憩室がありましたけども、そこもいろんな物を置いたりしながら手狭になっるといようなところもありますので、そういう点については、できるだけ改善に向かってやっていきたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今言われたみたいに、実際に我々議員の立場にとっても、会議する場所がなかったりしますので、恐らく担当課の皆さん方も、ちょっとした打ち合わせをする場所がなかったりとか、どうしてもその町民の皆さんの目から離れて、もう検討するという場所も必要だと思いますので、このままですと、役場のその業務の幾重にもかなり支障が出るかと思えますので、ぜひ検討だけは、役場庁舎を建て替える、もう増築するという、仮になったとしたとしても恐らく三、四年、5年ぐらいの時間をかけて物事を進めていくことだと思いますので、検討だけは進めていただければと、そのように思えます。

じゃあ、2番目の図書館の方に移ります。

図書館の利用者がかなり増えてきておりますね。休みの日なんか行くと、小・中学生、高校生、勉強をして、テーブルを全部占領されて、私たちがちょっと行っても座るところがないというぐらい利用者が非常に多い、非常に喜ばしい状況です。

また、蔵書用の棚ですけれども、来年度予算としては、雑誌以外に蔵書用として900万円計上されておりますので、その本をちょっとなくて頼む、ちょっと調べてもらうと裏の方から、書庫の方から出てきますので、書庫の方には入ってる本も含めて、できるだけ書棚の方にどんどんどんどん出して、誰でも本を見れるようにしとった方がいいかと思えます。

現在では、席をちょっと奪い合いと言うとちょっと変ですけど、席が足りなくなってる印象もありますので、この辺の今後についての見通し、もしくは考えはいかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 図書館長。

○図書館長（矢野信哉君） こんにちは。御質問にお答えします。

まず初めに、図書館の平成27年度における来館者数について申し上げます。

総来館者数は19万8,933人で、平日が9万8,495人、土日・祝日が10万438人で、1日平均では686人となっており、おかげさまで多くのお客様に御利用いただいております。

当館は、本と親しむ場所としてだけではなく、調べ学習や学生の自習、社会人のキャリアアップのための学習の場としても活用することができますので、そういったところも多くの方に御来館いただいている理由の一つと考えております。

御質問にあるとおり、近年学習の場として利用される方の増加が見受けられますが、平日に関しましては、まだまだ余裕がある状態で御利用いただいております。なお、土日・祝日や夏休み等に関しては、日によっては満席状態となることも見受けられますが、そのような状態になる際には、視聴覚室を学習ルームとして開放するなどして対応しているところです。

満席の際には御不便をかけることもありますが、増席に関しましては、現状のままでは場所の確保が難しく、施設の整備等しなければ簡単に増席することができない状況です。また、熊本地震からの復旧・復興に取り組んでいる町の状況等もあり、今のところは現状での利用を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 図書館の方は、現在でまだしのげていけるということですね。

（図書館長矢野信哉君「はい」の声あり）

分かりました。利用者が多いということですので、今後ますます利用者が増えていくように運営をしていただきたいなと思います。

じゃあ、3番の図書館ホールですけども、今まである文化団体の関係者という立場でもおりまして、図書館ホールを毎年利用させていただきましたが、その中で、使いづらいというような点は何点かありましたね。それは、ステージの裏に準備用のスペースがないために、これから舞台に出るといときに、ちょっとした体のリハーサル的な練習ができない、そういうスペースがない、出演者の着がえの場所などがなくて、その小学校、あとは役場の方からテントを借りて、テントを外に立ててそこで着がえをしているとか、階段、スロープがありますよね。ホワイエの方からその舞台裏の方に行くところですけど、そのところも非常に狭くて、何か用があったときに、ちょっと置くところがないからその辺に物を置いたりすると。そのときに、車椅子なんかはもう全然通らないという状況になってしまってますので、全体的に図書館ホールの方の使い勝手が悪いというのが僕のそのときの見た印象です。

そのことについて、現状で満足をしていらっしゃるのかどうか、増改築の必要があると思うんですけど、検討はどうかというところでお答えをお願いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 図書館長。

○図書館長（矢野信哉君） お答えいたします。

図書館ホールの整備、改修については、これまでも御質問があり、お答えさせていただいておりますが、検討状況等について改めて経緯を説明させていただきます。

平成23年度に図書館ホール基本調査を行いました。この基本調査の内容は、楽屋、倉庫の増設の可能性、場所、建設費というものでした。その調査結果をもとに、平成25年度当初予算要求時に基本設計を実施することについて検討を行ったものの、平成25年度には、菊陽中部小学校改築事業、菊陽中学校増築・改修事業及び光の森町民センター建設事業など、大きな財源を必要とする事業があったために、図書館の整備計画については再検討を行うこととなりました。

そのような中、満杯になりつつある図書館の閉架書庫の増設や少女雑誌の展示場及び保管場所といった新たな機能が必要となってまいりました。

そういった状況から、整備計画について、改めて必要な機能、規模、場所、財源等について

総合的に見直すことが必要であると認識しております。

ところで、今回の熊本地震により被災された方などからのいろいろな文化的資料や書籍などの寄贈の申し出品及び当館に関係する被災物品等の保管場所が必要となりましたので、平成29年度において一時的な倉庫兼作業場を整備することとしています。

なお、御質問の増改築の件につきましては、先ほども述べましたとおり、熊本地震が発生し、現在地震からの復旧・復興に取り組んでおり、そのことも考慮しながら施設の整備を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 見直しをすると、倉庫とか作業場をとりあえずつくるということですよ。そっから始めるということですよ。

先ほど言ったみたいに、財源を考えるとなかなかそれは難しいので、方針的にはということで方針をお尋ねしてますので、そこで進めていただければと思います。

図書館ホールは菊陽町の文化事業の中核的な位置にありますので、ですから菊陽町の人のみならず、ほかのところからもいろんな方が来て図書館ホールを利用する、もしくは図書館ホールを体験するといいますか、そういう場所ですので、人口4万人を超えて元気な菊陽町の図書館ホールというところの顔もやはりある程度は相当なものにつくっていただきたい、そのように思っております。

検討していく場合は、いろいろと使っていただいている方々がいっぱいおりますので、そういう方々といろいろと意見を調整しながら、よいプランニングをしていただければと思います。

財政上の問題を、ちょっと先ほどからもう出てきてますので、財政上の問題をちょっと、今回の問題とちょっと関係ないかもしれませんが、ふるさと納税という話がありますよね。この件ではどうなってるかなと思って、ちょっと僕が調べていただきました。そしたら、昨年度ですから27年度になりますかね、27年度の実績で、菊陽町から納税を外に出した、ほかの自治体に出した方が223人、控除後の税額としては720万円余りが菊陽町の税収としては入らなかったと。来年度予算、29年度予算ですけども、一応見込み額として50万円のふるさと納税額が収入減として計上されている、そういうふうになってますよね。

単純にふるさと納税って、返礼品を目的にするというのは、僕はあれはもうふるさと納税の考え方の趣旨を逸脱してると思いますんで、あんなことはまねする必要はないわけですけど、でも基本的に菊陽町で生まれ育って、ここでもって小・中学校卒業して、成人して外に出た人たちには、やはり何らかの形で菊陽町に応援をしてもらいたい、そういうのがふるさと納税の基本的な考え方だと思いますので、今の段階では、もうマイナス六百七、八十万円ぐらい、そのあたりがマイナスですから、ですからこれ以上マイナスにならないように、加えて財源を確保するというのは、ふるさと納税に限らず大変重要なことだと思いますので、何らかの形で、そういう機会もあれば、そういう呼びかけを町民の皆さんにしていくべきだなと、そのように

思っております。

図書館ホールは今後も使う人がいっぱいいると思いますので、ぜひ菊陽町の顔というところで整備していただければと思います。

続いて、防災士制度の方に入ります。

昨年度の6月議会で西本議員の方から防災士制度のことについて質問をしてありました。改めて防災士制度ということについて、僕なりに見て、2月に防災士の養成講座がありましたので、それを受けてまいりました。そのときの感覚も踏まえまして、ちょっと菊陽町の防災士制度というか、防災士の育成というか、どのように考えているのかお尋ねをしてみたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、防災士の制度、防災活動についてということで、1番の質問で、今後の防災士の育成の方針はどう考えているのかと。これ、先ほどおっしゃられたとおり、西本議員の方からも御質問あったかと思っておりますけれども、一応菊陽町の地域防災計画、この中にも明記しておりますように、自主防災組織の活動を活発にするため、リーダー研修会を実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災意識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図りたいというふうに考えております。

また、熊本県においても、市町村が行う自主防災組織の設立促進と活動活性化を支援する目的としまして、熊本県地域防災コーディネーター養成研修が毎年開催されております。これにも積極的な参加を促したいというふうに考えております。

この熊本県の地域防災リーダーの養成研修、これ火の国ぼうさい塾というんですけれども、防災士資格の試験の受験のための講習修了者として認められますので、防災士資格の取得には大いに役立つものと考えております。

この研修は毎年度開催されておまして、平成28年度、今年度ですけれども、熊本地震の直後ということもありまして、受講希望が多くなると予想されましたので、NPO法人日本防災士機構の協力を得まして、菊池市、合志市、本町、菊陽町が共同で防災士の養成講座を今回開催しております。これが、今年度の防災士養成講座としましては、今年29年2月18日土曜日と19日の日曜日、それと26日の日曜日の3日間、菊池市の七城公民館で開催し、本町からは、自治会や自主防災組織の代表者など11名の受講者があっております。せんだって、合否の判断が参りまして、11名の方全員合格されておられたということで、大変優秀な成績で合格されとられました。

一応防災士養成講座は、専門家の講師の講義による12講座、1時間60分以上になるんですけど、これが12講座ございまして、3日目、最終日が午後から受講修了者に対しまして防災士の認証試験というのが行われております。

講義の内容としましては、防災士の役割、避難と避難所について、災害とボランティア活動

など、地域のリーダーとして必要なカリキュラムとなっております。今回の防災士の養成講座では、熊本地震の直後ということもありまして、地震の仕組みと被害、熊本地震と災害対応といった内容も取り組まれておりました。

平成29年度以降も、この3市町で防災士養成講座の共同開催を考えております。次回からは、自治会や防災に関係のある方など、広く町内の皆様に受講を呼びかけまして取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 菊陽町から11人、私を含めて11人だったんですが、とりあえず最初のスタートとしてはこれでいいと思います。11人じゃ絶対足りませんので、最低限でも各行政区に1人はいて、その方を中心に。

防災士の役割というか、昨年の西本議員に対する質疑をもう一回改めて読んだんですけども、そこでは、災害以後の対応のことに、ちょっと重きがそちらの方にあったような気がします。

僕が今回受けてきたときに、「防災」という言葉ですよ。言葉、ちょっと厳密に言うと、防災というのは「災いを防ぐ」と書きますよね。ですから、その防災活動というのは日常、その災害が起きる前に何をするのかと、そういうところです。ですから、そのメンタル面で物すごく、まず準備をしておかなければ、災害が起きてから、被災してからでは、はっきり言ってもその場の対応でしかないという形になりますので、ですから地区に最低限でも1人でもいて、その人たちがその地区の中の防災活動をしていくというふうになると思うんですが。

先ほど西本議員が言われたみたいに、東松島市では、各公民館の運営も全部住民に任せると。ですから、そういうようなやり方で、その防災士を今後どのように育成して、どのようにまた活用していくおつもりなのか。僕は、基本的には、災害が起きてからじゃなくて、災害が起きる前に、町の方としてその民間の防災士に何を期待するのか、その辺のところがもし明確な答えがあればお尋ねしたいなと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 議員おっしゃられたとおり、災害があつてからの防災活動というんじゃなくて、日ごろからの訓練、知識の習得、それが大事かと思っております。防災士の方は、そのリーダーとして住民の方を導いていく、そういうような活動をやっていただきたいと思いますので、今回11名の受講者、合格者ということなんですけれども、それ以外に、町内におきましては防災士有資格者が何人もおられますので、その辺の方にもお声がけをして、今後とも防災活動に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） そうですね。防災士の講座を受けて、防災というのは日常ですというような話があつて、やっぱりそこを思いながら、去年の地震のときをちょっと自分なりに振り返っ



てみたわけですね。そのときに、多くの町民の皆さんから受けた印象です。そういう言葉で言われたわけじゃないんですけど。その前に、自助・公助・共助という表みたいなの絵がありますよね。丸い円の中に自助・共助。あれを見ると、感覚的には、何か災害というか、被災したときに、自助・共助・公助で、自分は3分の1で、あとの3分の2は何か他人なり行政が見てくれるという印象がどうしてもあの絵からはするわけですけども、今回私が受けた防災士の中で言うと、要するに公助というのは支援なんですよね。ですから、あるかないか分からない。そんなもの期待してあなたの命どうするんですかという話が前提ですよ。ですから、サバイバルということと言うならば、自助と共助です、お隣近所です。ですから、そういうところで僕の印象が新たになったなというところもあったんですけども。

僕がその地震のときに住民の皆様方から受けた印象というのはこうでしたね。まず、災害対策というのは発災後から始まる。2番目で、行政が災害対応の主要な点を担う。住民は、従来の行政サービスを受けると同じように要求すればいいというような印象を僕は受けた。それはもう全然間違ってますよと、そういうことです。

僕は、行政の皆さん方が、いや、自助が一番中心でもって、公助というのはあるかないか分からないように取り組んでくださいなんて言うと、町の人たちは、じゃあ役場は何をするんだというような、そういう話になっちゃうわけですよ。そのために、防災士という方々がその地区地区にいて、いや、日ごろから心構え、日ごろから準備をしていかなければいけませんよ、被害が起きたら、72時間当たりの水と食料ぐらひは自分で用意しなくちゃいけませんよというのを役場の皆さんたちが言っていると、大きな反感みたいな、そんなものを感じますので、それをその防災士の皆さん方がその町民の皆さん方に啓発活動をしていくという面では、僕は防災士制度というのを今後どんどん充実していかなければいけないと思いますし、今後いつ起きるか、話はちょっとズレますけど、災害は起きるんですよ。災害は防ぐことはできない。災害のほとんどというのは自然災害でしょう。地震があり、台風があり、大雨があり、何があり、とにかく自然災害がほとんどですよ。災害は起こるんですよ。それを防ぐことはできない。でも、減災はできますね。ですから、減災をするためにどうするのかというところで、僕は防災士制度を活用していただきたいなと、そのように思います。

菊陽町は、今のところ11人です。だから、来年度になるかどうか分かりませんが、今後ますます増やしていただきたいし、聞くところによりますと、大津町は100人余りいらっしゃると、そういうことですから、今後も増やしていただいて、そして、2番目に入るんですけども、連絡協議会、その地区の中だけで運動していてもそんなに大きな力にはなりません。これはもうどんな動きでもそうですけど。ですから、菊陽町全体として意見を統一し、アイデアを出し合い、やり方をみんなで検討し合って、その菊陽町全体の防災力というものを上げていく必要があると思いますが、その辺についての見込みと申しますか、お考えはあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 防災士は、自助・共助、協働という防災士の原則のもと、町民に対し、防災意識の啓発、防災活動の支援等を行うもので、菊陽町全体の防災力向上及び自主防災活動の促進には寄与するものと考えております。

これからも、地域のリーダーとなる防災士の育成に努めるとともに、防災士資格のある町内の皆様と防災士の組織化をちょっと図りたいというふうに考えております。

先ほど議員おっしゃられましたけど、11名と言われましたけど、そのほかにもたくさんおられます。町内には、町職員も3人の有資格者がおりますので、そういう方たちとそういう組織化を図りたい。ただ、今後、来年度以降もこういう養成講座を行いますので、その辺も含めて対応を考えたいというふうに思っております。

あわせて、地域のリーダーとなる防災士もあるんですけども、参考までに、防災士の資格を有する有志で構成される日本防災士会というのがございます。日本防災士会は、会員相互の交流と親睦を図り、一人一人のスキルアップと地域防災力の向上を目指して、安全で安心な社会の実現のために活動しております。

それとあわせて、平成28年4月には日本防災士会地方議員連絡会なるものが設立されておりますので、あわせて御参考までに御報告申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） そうですね、熊本市議の方も来てそういうお話をされていかれたので、横断的にいろんな組織をつくって、地域の防災力を図っていただきたいなと思います。

今回の、去年の災害をもとに、やっぱりちょっとそごがありました。町民の皆さん方が、役場なりほかの人、共助を求めるなり、そのときにやっぱりちょっとそごがあって、ここまでやってくれるだろうということと、実力としてやれるところって、やっぱりその辺の差がありましたので、やっぱりそのところはちょっと埋めていただきたいなと、そういうふうに思います。

防災士に僕はお願いしたいと思うのは、その地域でいろんな防災活動をするときに、僕は一番大事だと思うのは、おのおのが何をするのか、何ができるのかはそうなんですよ。もう一つ大事なことは、何ができないかを明確にするということです。役場は、もうこれできません。例えば地震がどんと来ました。住民の皆さんは、避難するためにあらかじめ定められた避難所に行きました。ところが、そこは鍵があいていない。そりゃそうですよね。町の皆さん、職員の皆さんは一旦役場に出るわけですから。ですから、そのタイミングでもって避難しても、避難所はあいてません。ですから、さっきの西本議員の議論じゃありませんが、やはり地区の避難所はもう地区の方に管理を全部任せていくと。町は、ここまではできるけど、ここはできないと、できないところを明確にするというところで、じゃあ、一人一人がサバイバルという形で、じゃあ自分たちとしては何をするのかという考えるスタンスがそこから始まりますので。全てできますよというところでしたら、全て任せてしまうという話にしかありませんので、やはりできないことを明確にしていっていただきたいなと、そういうふうに思ってま

す。

連絡協議会の方は、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3番目の町立保育園の保育士の確保の見通しについてをお尋ねをいたします。

全国的に保育士の奪い合いの現象があります。東京というか、首都圏あたりは、もう予定していた人がもう突然来なくなると、突然やめると言い出したりとかして、本当に保育園を運営するのが大変だというようなことを、そういう報道がありますね。本町にそのまますぐ波及するということはないとは思いますが、人手不足はいろんなところで深刻です、いろんなところで。ですから、1つ例ですけど、JR九州ではついに特急列車をワンマンで動かすということになりましたよね。賛否両論ありますけれども、いろんなところでやっぱり人手不足が顕著になりました。それは、日本は生産年齢人口がずっと減少してきてるわけですよ。全国レベルでは1990年がピークでしたね。もうそこから二十七、八年ぐらいたつわけです。菊陽町は、その総合政策課の人口ビジョンによりますけれども、この表で見ると2015年がピークになって、そこから減少に転じてると。ですから、菊陽町は、首都圏を中心にした1990年代に人口減少になってなかったの、ある程度保育士の手当てみたいなの、人数の手当てみたいなのを何とかなると思われてたのかしれませんけれども、いよいよ菊陽町でも減少に転じてますので、このあたりから、先ほどの子育て支援課の方の答弁でもありましたみたいに、臨職さんが退職をしていくという現象になっているような気がします。

今後の菊陽町の保育所は、ほとんどが、5園が民営化をしていくということになれば、菊陽町が確保する保育士の数というのはそんなに多くはないかもしれませんが、それについても、保育士をどのように確保していくのか、その点について、見通しについてお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

女性の社会参加の進展や近年の厳しい経済状況を背景としまして、保育需要が増大しまして、全国的に保育所への入所希望の児童が増加しております、今おっしゃったように、保育士の需要が非常に近年高まっているところであります。

こうしたことを受けまして、国が、待機児童解消加速化プランというのがありますが、この中で保育の量の拡大を図ってまいりますが、それに対してその保育士の確保というところが、全国的に公立あるいは私立保育所を問わず、喫緊の課題となっているところであります。

こうしたことを受けまして、国では保育士確保プランというのを策定しまして、これ、国あるいは地方の各行政機関で総力を挙げまして、平成25年度から平成29年度末まで、この待機児童解消を図るための必要な保育士が日本全体で約6万9,000人必要だということで国は設定しております。それに対して、保育士資格取得の受講支援等の人材育成、あるいは潜在保育士さん等の就職のあっせん等を行いながら、いわゆる資格を持ってる人に対する再就職支援とい

ような事業が今展開されておまして、今後その事業の効果が期待されるところであります。

本町におきましても、町立保育所の保育士確保というのが非常に重要な課題となっております。ところでありますが、平成29年度の保育所を運営するに当たって、保育士を確保するに当たりまして、フルタイム勤務の臨時職員さんあるいは短時間勤務の非常勤職員さんとして現在、平成28年度に勤務されてる方で、まだ今後こういう契約を引き続きするかしないかというところがまだ決まってない方もいらっしゃるんですが、うちの方でいろいろ希望調査をしましたら、今後雇用契約を、勤務しない人の人数の方が、新規に契約を結ぼうとする人よりも人数的には上回っておりますので、平成28年度よりも平成29年度においては保育士の配置というのがちょっと少なくなってくるということで、大変厳しい状況ではあります。

この背景としましては、1つは勤務条件であります賃金あるいは職務の内容、あるいは勤務時間等というのが本人の希望とはうまく条件が合わないといったところで退職者が増えているのかなというふうに思っております。

全国的に人材難となっております保育士職というのは、いわゆる求職者側が今有利になっていくところですから、この保育士さんが、勤務条件を職場ごとに選別しながら、自分でいいところを決めていくというふうな、そういった志向が今象徴的にあらわれてるところだと思います。

ですから、町では、今後保育士の確保というところに当たりましては、まずは賃金というところの分の水準を、まず近隣市町村等見きわめながら、そしてあわせて労働条件全般、そういったものを再度見きわめて、この処遇改善を図っていくところで考えています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） もう2番お答えいただいてありがとうございます。

2つあるんですね。保育士さんが待遇のいい別な園に移るとした場合の人手が足りない、それが1点です。もう一点は、保育士の資格は持っているけれども、ほかの仕事の方が待遇がいいからそっちに行くというケースです。ですから、待遇改善が必要だと考えるというのが次の質問だったんですけども、そういうふうなお答えで。

臨採の方々に、僕一番菊陽町の、雇う側として提供されてないことの1つは、これは私の職場、私の職業人としての意識、意欲全てをかけるという、そういう場ということを提供できてないというふうに僕は思ってるわけですね。ですから、臨時職員の比率が菊陽町は高いですから、八十何%ぐらいでしたか、ですから高いですから、ですから公務員保育士というものをやはり増やして行って、やはりお給料が足りないというのは、国が足りないのしょうがないんですけど、やっぱりそういったものも増やす。正職ならば、賞与の問題であるとか、あとはやはり生きがいをかけていただくという職場の提供もつながりますので、そういう面では待遇改善は絶対に必要だと思っております。そうですね、お答えいただいたから。

将来のその菊陽町の保育所の運営というのは、大方はもう民営化されてきますので、民営化されたものは、もう民営化したところの中で全部そういったことをしていきますので、それは菊陽町は関係ありませんが、じゃあ公立がやらなければいけない保育というのは何があるかという、やはりその病後児保育であるとか、あとはもう身体的なハンディキャップを持ったお子さんであるとか、あとは何らかの御都合で、集团的なものが、保育がなかなかちょっと、集団の中ではそのいれないというお子さんであるとか、ちょっと普通の考え方では、保育受入れ側、保育園側がちょっと受け入れられないという人たちを受け皿になるべきものがその公立保育園なんだろうと思ってます。そういうときには、そういう保育園では、やはり優秀な、経験の豊富な、そして人生的に落ちついたというか、いろんな意味でメンタルが整った保育士さんがいる必要があると思いますので、そういうのは、やはり臨時採用でそういう、保育士にそこまで求めるのはちょっと難しいかなと僕は感覚的ではと思ってます。ですから、公務員保育士の増加ということについてどのようにお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、これ保育士の確保というよりも、今日の午前中のテーマとなっていました、今後町が考えています公立保育所民営化計画についてに関連してくるかと思います。

今の計画案でいきますと、町立保育所が2園残りますけども、そのこのところについては、今議員がおっしゃったように、1つは子育て支援の中で、1つは、残るのがなかよし園、みどり園ということですから、西部地区にはありますけども、ないのが、子育て支援センターとかそういったものの機能を果たす施設、あるいは今障がい児のお子さんが非常に多くなっていますから、障がい児の中でも、結構保育所、幼稚園というのは発達障害のお子さんが増えていますので、そういったところをうまくケアするような分、それは当然私立保育所も含めたところで、うまくフォローができるようなセンター機能を持たせていったらいいかなというところであります。

それについては、具体的はこの計画案の中に記してありますけれども、公立保育所の今後の運営検討委員会の中で関係者の方に議論をしていただくと。当然それについては、今おっしゃったように、正職の保育士さんを充てるというところで考えてます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 菊陽町は人口が増える、その人口流入というところですけど、この人口ビジョンの5ページで、流入している年代というところのグラフがございましてね、5ページですけども、それで見ると、大体20代から40代。20代から40代というのは、先ほど言ったように、生産年齢人口の年代なんです。ですから、ここずっとこの年代は菊陽町に流入してきた、だからその国のピークは1990年だったけれども、菊陽町は2015年というところで、この年代がたくさん今も入ってきているというところと考えられますので、今後引き続き保育園ニーズ

というのは、減ることはありません、私立・公立含めて。ですから、質の高い保育が、民営化していけばいくほど公立の保育園の質というのは求められていくと思いますので、保育士さんがその生きがいを持って仕事をしていただけるような制度をつくっていただくように、その辺のところの展開をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時16分

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成29年3月10日（金）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成29年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成29年3月10日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番 | 大久保 | 輝 | 君 | 2番 | 阪本 | 俊浩 | 君 |
| 3番 | 西本 | 友春 | 君 | 4番 | 那須 | 真理子 | 君 |
| 5番 | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番 | 中岡 | 敏博 | 君 |
| 7番 | 吉本 | 孝寿 | 君 | 8番 | 吉山 | 哲也 | 君 |
| 9番 | 北山 | 正樹 | 君 | 10番 | 坂本 | 秀則 | 君 |
| 11番 | 石原 | 武義 | 君 | 12番 | 岩下 | 和高 | 君 |
| 13番 | 大塚 | 昇 | 君 | 14番 | 川俣 | 鐵也 | 君 |
| 15番 | 上田 | 茂政 | 君 | 16番 | 小林 | 久美子 | 君 |
| 17番 | 甲斐 | 榮治 | 君 | 18番 | 渡邊 | 裕之 | 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行徳 君
書記 山川 真喜子 君
書記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|---------|---------------------|---------|
| 町 長 | 後藤 三雄 君 | 副 町 長 | 井手 義隆 君 |
| 教 育 長 | 赤峰 洋次 君 | 教 育 次 長 | 徳淵 盛也 君 |
| 総 務 部 長 | 吉野 邦宏 君 | 福祉生活部長 | 佐藤 清孝 君 |
| 産業建設部長兼
商工振興課長 | 松本 洋昭 君 | 会計管理者兼
会計課長 | 山崎 謙三 君 |
| 総務部審議員兼
総務課長 | 吉川 義則 君 | 総合政策課長 | 阪本 浩徳 君 |
| 財 政 課 長 | 東 桂一郎 君 | 税 務 課 長 | 酒井 章彦 君 |
| 人権教育・啓発課長 | 高木 定伸 君 | 福 祉 課 長 | 西本 一浩 君 |
| 福祉生活部審議員兼
子育て支援課長 | 宮本 義雄 君 | 健康・保険課長 | 阪本 章三 君 |
| 介護保険課長 | 市原 憲吾 君 | 町 民 課 長 | 宮川 照之 君 |
| 西 部 支 所 長 | 服部 誠也 君 | 産業建設部審議員兼
農政課長 | 志垣 敏夫 君 |
| 建 設 課 長 | 小野 秀幸 君 | 産業建設部審議員兼
都市計画課長 | 大山 陽祐 君 |

産業建設部審議員兼
環境生活課長兼
下水道課長
学務課長
図書館長

今村敬士君
士野公典君
矢野信哉君

総務課長補佐兼
総務法制係長
生涯学習課長兼
中央公民館長
農業委員会事務局長

中島秀樹君
古賀直之君
川上一弘君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 皆さんおはようございます。

今回の質問、私にとりましては大変久しぶりといえますか、前回、最後の一般質問は平成22年6月ですので、約7年ぶりということになります。よろしくお願いします。

昨年は、未曾有の熊本地震が発生して、本町も甚大な被害をこうむりまして、その中で、町長はじめ行政の皆さん、そして被災された方々、町民の方々一丸となって復旧・復興に取り組まれまして、少しは目途がついたのではなかろうかと思っております。本年、平成29年はさらに、復興元年として、第5期総合計画の後期基本計画をもとに、菊陽町熊本地震復旧・復興計画に沿って10年後、20年後のまちづくりを始める年であり、復興から発展を目指す大事な年であるかと思えます。平成29年の第1回定例会に、そういう意味で私は質問をすることといたしました。

今回の質問事項は、最初、1番に南校区の活性化についてとしております。これは、集落内開発制度、農業問題、そして空港を生かした活性化の3点について質問をいたしたいと思えます。

質問事項の2番目に、議会の議決についてであります。町立保育所民営化計画が進められてる今、二代表制として議会の本質にかかわる問題、課題をして質問をしたいと思えます。

あと、質問席にて質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） まず、南校区の活性化について質問を申し上げます。

集落内開発制度は一定の成果を上げておりますけれども、他地区に比較しますと定住人口の増加には少し不安があるということ、今後、定住促進を含めまして集落内開発制度をどう進めていくかということで質問をしたいと思えます。

南小校区は、集落内開発制度におきまして、全体で、20年度から始まりました集落内開発制度でありますけれども、571棟中、南校区は新築28棟でございます。新入、転入が6でありまして、新築転入が6と、新築の転居ですね、同じ地区からなわれた方が6人、そういうことで、大変ほかの地区から比べますと少なくなっております。特に、北小校区、原水地区では、571棟に280棟も集落内開発制度を利用して定住といえますか、家が建っておる次第でございます。これもまたJR駅もあり、市街化区域に隣接してるという面もあろうかと思えますけれども

も、そういうことを踏まえて、この南校区定住促進、今後どう進めていくか、まず質問をしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○産業建設部審議員兼都市計画課長（大山陽祐君） では、お答えしたいと思います。

この南校区の問題ですね、市街化調整区域活性化策の問題、原稿前にちょっとお話ししたいと思うんですけども、私が平成4年に都市計画に参りまして、この問題に直面したときに、この問題はぜひ解決したいなというところでずっと取り組んできた、ライフワークみたいな形で進んでる問題でございますので、特にしっかりとお答えしていきたいと思います。また、取り組んできたつもりでございます。

では、お答えします。

御質問は、集落内開発制度は一定の成果を上げていると、が、他の地区と比べて人口の増加に不安があると、ついては今後の人口増加策をどう進めていくのかということでございますので、まずその現状から御説明申し上げます。

議会の初日に町長の行政報告と重複しますが、今おっしゃったように、同校区では集落内開発制度で28棟の住宅が建築されております。また、定住促進補助金の効果もございまして、小学校以下の児童は昨年度末現在で31名、今年度末、4月1日の予定では累計で40名の小学校以下の児童の方々が町外から転入されております。その結果、南小学校の児童数も3年前の66名から今年の予定では83名と17名増え、減少から増加に転じているところでございます。

しかしながら、この喜ばしい数字あるいはこの傾向は、南校区の活性化の程度を示します一つの指標、成果であるとは思いますが、その活性化の全体像を示すようなものではないかと思っております。地域の活性化、若年人口の増加のためには、住宅開発、補助金の交付など幾つかの単一的な施策、事業だけでは十分ではありませんで、総合的な、根本的な政策の展開が必要なことは皆様御承知のことと思っております。そのため、町といたしましては、地域産業の中核をなします農業の活性化策としまして、担い手育成支援事業のほか、農政に関するさまざまな施策、事業を展開しているところでございます。

また、活性化の原資となる税収、雇用の場としての企業誘致も積極的に進めておりまして、最近では、御承知のとおり、味千ラーメン、大福物流あるいは医療機器のアイディエスなどの誘致にも成功しておりますし、既存の雪印種苗のほか、最近は大手のタキイ種苗も進出してきてるところであります。このほか、南校区の中には、マルハニチロ、ユーユーフーズ、JAきくちのまんまなどの事業所、店舗などがありまして、さらに複数の医療機関、保健福祉施設など、多種多様な施設が新設あるいは増設されてる状況にあります。

町の施設関係では、地域の核となります公共施設の充実を目的としまして、南部町民センターのほか、鼻ぐり井手公園と交流センターのさらなる整備拡充も現在進めてるところであります。また、教育委員会の方には、南小学校の地域性を生かした特色と魅力ある教育の充実をお願いしているところでもあります。

今後の将来的な新たな施策につきましては、先般、町の後期計画、校區別計画でお示しますように、東西に長い集落の南側に新たな道路を計画、整備する予定であります。これを、先般御質問、施政方針でもありましたように、今後、事業化の目途がきつ々しあります菊陽空港線の延伸計画に関連づけた広域的な地区の幹線道路と位置づけ、さらなる活性化あるいは人口の流入を図っていきたいと考えてるところです。

全国的に見ますと、地域の活性化に即効性のある特効薬というのはなかなか見出せないのが現状であります。また、地域全体にわたる大きな課題、問題解決のためには、相当の時間、それから道路等の環境整備、都市基盤整備、そして民間投資というのが必ず必要になってくると思っております。御質問の定住人口、若年人口の増加に不安があるとの御心配も、このような全国的な過疎地域的なところの傾向が一因かと思えますけれども、しかしながら同校区は先ほどから申し上げましたように新たな南北道路計画等がありまして、企業進出も、あるいは事業所の進出も著しいような状況にあるところではあります。

また、これもまだ広く御存じない方もいらっしゃるかと思いますけれども、昨年の12月に県が発表しました熊本空港周辺地域の活性化を目指します大空港構想というのがございまして、この効果で、今後の開発のポテンシャルとその圧力はますます高まっていくのではないかとこのように思っております。農振法、農地法という厳しい土地利用の制約があるのも現実なんですけれども、熊本県が主導し、推進するこの大空港構想で、これらの規制も緩和の方向に向かうのではないかと大いに期待してるところでもあります。

校区人口の増加あるいは地域の活性化のためには、道路等の公共施設の整備、企業誘致、住宅開発、これらには大塚議員さんをはじめとする地域あるいは企業等の皆様方の御理解と御協力が不可欠ではないかと思っております。このこともよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 不安の解消ということで今答弁をしていただきましたけれども、私の質問の1番の集落内開発制度、また2番の農業問題、空港を生かしたまちづくり、全体にわたって今答弁が流れ的に行われたものではなかろうかと思えますし、その一つ一つについて今からまた質問をしてみたいと思えます。

今、集落内開発制度、それぞれいろんな方々が努力をされて、活性化に向けて取組をされております。しかしながら、いろんな法的な規制等がありまして、なかなか進展しないといえますか、開発が進まないというのが現状であります。今のままでいきますと、受益される方といえますか、土地を購入したり家を建てられたりする方はどうしても便利のいいところ、またある程度にぎわっているところに向かわれると思えますので、南校区のこういった地域はますます過疎化といえますか、になっていくのであろうかと思えます。

市街化調整区域は、昭和46年だったと思えますけれども、熊本都市圏の編成によって市街化

調整区域と市街化に分けられたものでありまして、法的な手段で調整区域、市街化と線引きされておりますので、私はずっと前から言っておりますように、法的な手段で開発がすぐわれているならば、行政としても法的に補助したり援助したりしながらしていかなければ、到底格差の是正につながるような開発というのはできないのではなかろうかと思っておりますので、現状のままではかなり集落内開発制度は進まないと思っております。

ここで、モデル的にでもいいですから、1か所といいますか、中心的なところに、そういった法的なものを除かれるような努力をされて何か一つ団地的なものをつくるのが可能であるかどうか、まずそれを町長に、もともとから活性化一生懸命取り組んでおられますので、答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○産業建設部審議員兼都市計画課長（大山陽祐君） なかなか法的な技術的な問題でありますので、私の方からあえて答弁させていただきたいと思っております。

まず、議員が一番初めおっしゃったように他地区と比べてということなんですけれども、じゃあどうして原水駅周辺とか、あるいは光の森周辺の集落内開発制度で開発が進むかというのと、やっぱり利便性の問題、便利であるからということなんですよね。じゃ、それから物理的に近くなれるかというとなれないもんですから、先ほど申し上げましたように、あそこが便利だからその近くという話じゃなくて、白水地区、南小校区を魅力あるものにするため、そっちが便利にしくちやいけない、利便性が高まるようなことをしくちやいけないという話なもんですから、それをするためには住宅開発だけではまならないだろうというのが一つですね。

それと、一番冒頭に申し上げましたように、私の方で平成4年にこちらに参ったんですけれども、結局、熊本市を中心にしてやって、嘉島も大津も菊陽も合志、西合志も指の先みたいところで、ほんの一部が市街化区域になつとる。これじゃ自治体経営もできないし、既存の小学校を中心とする地域の維持、校区の維持もできないというところで、御承知だと思います、会議にも大塚議員さん入られますから、活性化連絡協議会というのを平成7年に立ち上げて、周辺市町でスクラムを組みながら、勉強しながら、先進地を何回も視察しながら、県の都市計画課等と丁々発止の侃々諤々の議論をやりながら、その結果としてできたのが集落内開発制度、この集落内開発制度も、言うならば準市街化区域で建物も、あるいは店舗も建つところですね。

もう一つは、町にとって、あるいは地域にとって事業所というのが大切な話なもんですから、自治体経営ができない、雇用の場がないという話なもんですから、同じくこれも県の方と交渉しまして、工業系地区計画という制度をもって実際原水工業団地もできておりますし、アイディエスとかいろんなやつが地区計画という制度でできとるのも、自画自賛するつもりはないんですけれども、菊陽町が主体となった活性化連絡協議会の中で県の方と交渉、協議しながら、その他幹線道路沿線のきくちのまんまも法改正を要望してできたものでもございます。

ちょっと話がずれるかもしれませんが、根本的な地域の開発をやっていかないと、例えば住宅の問題にしましても経費の問題とか地価の問題、ですから例えば金額がもっと高く売れば土地の取得費も上がるんでしょうけれども、地理的な問題、距離的な問題があってできないもんですから、それを開発だけ、開発だけ、開発だけとやってもなかなか根本的な解決にはならないというのは、先ほども答弁の中でも申し上げたところでございます。

ですから、長い時間がかかると、あるいは大きな公共投資が必要ですと。それを踏まえたところで、その中に今度道路をつくって、あるいは細街路をつくって、そこに事業所あるいは店舗、事務所が張りついて根本的な解決策になると。これは、ここ3年、5年、10年の話という話じゃなくて、南小学校に限らず、調整区域の皆さん方の、そういう地区の皆さん方の子、孫までにわたる時代で、今その礎をつくってるというところで、南北の道路も、例えばセミコンテクノとか、あるいは地域貢献につながることによって、その即時性の問題で、ちょうどインターチェンジとか空港の間にありますから、南校区もそれで発展するじゃないとか、あるいは知事が申し上げてます大熊本空港構想ですね、これもお見えになられたらと思うんですけども、これもしっかり空港周辺地域の活性化についてうたってるところでございますので、しっかりやってるつもりでございますので、少し長い目で時間を見ていただいて御協力等もお願いしたいと思ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 少し時間を下さいということでありましてけれども、私が平成15年に1回目の質問も地域格差の是正、校区の活性化について質問したところ、当時の富永町長は40年かかると言われました。もう40年ぐらいたつとりやせんかと思っておりますので、一生懸命やっておられると思っておりますけれども、なかなか開発が進まない。今、答弁されたように、集落内開発制度だけの問題じゃなくて、先ほども言いましたように農業問題、そしてまた地域の道路問題等々もありますので、個別にはいきませんが、町長もそういったお考えであろうかと思っておりますけれども、私は違うと言われるならば御答弁をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 南校区の開発関係というのは非常に厳しいところがあるのは現実でありますけれども、今、都市計画課長が申し上げましたように、いろいろ厳しい中でも調整区域の中に集落内開発制度、そういうものも、これは大塚議員も議長されとったときに市街化調整区域活性化連絡協議会というのが、益城町と、それから嘉島、菊陽、今は合志市ですけども、一緒になった中でいろんなことを県の方に要望しながらこういう制度もできたところでありまして、その成果というものが、そういう制度を使って企業誘致あたりも、地区開発制度あたりも使いながら今やってるところでありますけれども、今回の熊本地震後に県の方で大空港構想も立てられまして、その中でまた、都市計画サイドは非常にこれまでの活動の成果としていろんなこと

が調整区域の中でもできるようになってきたところでありますけども、どうしても農地法とか農振法、そのあたりの縛りがあるということでありますけども、県の先般知事と会う機会もあったんですけども、そういった中でもいろんなそういう農地の縛りのあるところについても、もちろん農業は大事にしなければなりませんけども、市町村で責任を持ってできるようなところについてはということで、特に農振の白地のところの使い方についてはいろいろ要望してきたところであります。

ただ、時間的にはかけていかなければなりませんけども、また一方では空き家の問題も入れて、今、南校区の方でも半壊以上のところで家を解体されてるようなところもありますけども、そういったところも農家の方の宅地というのは非常に広い宅地を持っておられます。そういった中で、その後どうされるかといういろいろ悩んでおられるところもあるかと思っております。そういう面でもうまく使い方によっては、高齢者でなかなか家の再建、資金力が厳しいようなところについては、その土地を生かしながらいく方法もあるんじゃないかとか、これからそういった面で、南校区の活性化連絡協議会もありますんで、そういうところといろいろ話をしながら実現のできるようなところで引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の方も一緒に頑張ってくださいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 町長のお話も聞きましたし、南校区の活性化については一生懸命取り組んでおられるかと思っておりますので、引き続きお願いをしたいと思います。

それでは、2番の、農業担い手の高齢化や後継者不足が深刻化する中、白水台地の抱える課題を含めて農業をどのように進めていくかという質問に移ります。

今、都市計画サイドの集落内開発制度の中でも言われたように、総合的な面といいますか、農地がほとんどですので、農業をどう生かすかが南校区の活性化には大きなウエートがあるのではなかろうかと思っております。総合計画等の中にも書いてありますように、町の面積の36%、約1,300ヘクタールがありまして、ほとんどといいますか、500町余りが農地でありますし、そういう中で今後農業をどうするか。ほとんど平たんが一番の優良農地でありますので、農業サイドから見て、この南校区、一番農業に適している南校区の農業をどうするかということについて、その考えをまず聞かせてもらいたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） おはようございます。

ただいまの質問にお答えしていきたいと思っております。

まず、担い手の高齢化や後継者不足ということでございますので、について現状をお話したいと思います。

菊陽町では、恵まれた気象条件と基盤整備の進んだ農地を生かした営農により、多彩な農畜産物が生産されています。しかし、議員が申されるとおり、農業センサスの調査を見ますと、平成22年度の販売農家は419戸で、そのうち専業農家は179戸でありました。それが、平成27年

度調査では販売農家が362戸で、そのうち専業農家が181戸と、全体の農家は減少していますが、専業農家は2戸ほど増加しているような状況でございます。今年度末では、認定農家数が173経営体、認定就農者が13経営体を加えますと186経営体となっています。

また、認定農家みの年代別経営体数を見ますと、20代が3経営体、30代10経営体、40代が20経営体、50代が47経営体、60代が74経営体、70代が19経営体であり、確かに高齢化しております。が、菊陽町の後継者数を見ますと、81名の若手が後継者として農業に従事しています。つまり、186経営体のうち81経営体は後継者がいる状況であります。また、地域を南小校区に絞りますと、認定農業者数が33経営体、認定就農者はゼロ経営体でございます。17経営体は後継者がいるという状況であります。

一方、平成27年から28年度に法人化を行った経営体が7経営体で、町全体では17経営体が法人であります。このような経営体は、後継者が中心として農業に従事しておられ、従業員を雇用したり機械化を進めたりして農業収入も高収益を上げておられますし、地域の担い手として活躍されており、今後も規模拡大を行いたいと希望されています。

本町の担い手の高齢化や後継者問題については、他市町村ほど深刻ではないと考えていますが、農業従事者の減少は確かでありますので、離農される方の農地について、農地中間管理機構を利用した担い手への農地の集積、集約を進めています。

しかしながら、担い手への集積、集約ができて、所有者の財産的価値の問題から農地の大区画化までは進んでいない状況であります。将来的には、農業を担う農業者の数は減少していきますので、農地の大区画化の問題は避けては通れない問題だと思いますが、現在は、農地に対する思い入れなどの問題でいまだ旧態依然とした管理を必要としますので、担い手の大きな負担になっているのは明らかであります。世代がかわり、農地に対する愛着もそれほどではない状況になれば、大区画化への理解もできるのではないかと思います。そうなれば、大型機械による作業効率化や維持管理費の減少などでコストの縮減が図られ、担い手の経営基盤の安定につながるものと考えています。

また、農業用施設の維持管理につきましても、現在の多面的事業支払交付金事業などの利用者の共同作業ができないようになるのではないかと思いますので、今後は農業用施設の維持管理を軽減する方策を考えないと、担い手の意欲が停滞し、農地や農業用施設の荒廃を招き、ひいては菊陽町農業の衰退を招くことになるかと危惧されます。

それを回避するためにも、担い手農家の経営体力強化策などが必要であります。国においても、平成29年度予算では、新しい野菜産地づくり支援事業、酪農経営体生産性向上緊急対策事業、農地耕作条件改善事業、農山漁村振興交付金などの支援事業が設けられています。その中でも、農業競争力強化プログラムの中で収入保険制度の創設が公表され、平成30年度からの制度導入を目指し、平成29年度は青色申告の取組促進が行われています。これは、5年間の青色申告を基本として、その基本額収入の9割を下回った場合、下回った額の9割を補填するものです。農業者の負担は保険料と個人の積立金での運用となっています。この収入保険制度の創

設により、本町の露地野菜農家の方々にとって初めてのセーフティーネットとなりますので、今後、加入促進を図り、安定した営農形態を構築していただきたいと思うところです。

町としましても、担い手規模拡大交付金など、担い手の安定経営を支援し、さらに拡充できればと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 現在の行政としての取組や今後のいろんな補助とか国の施策とかを説明をしていただきまして、実際私も農業やっておりますので、現状というのは分かっているつもりであります。先ほど言われた認定農家数にしましても、後継者にしましても、実際の数の半分が、80人認定農家がおられて後継者が33人とか、経営体の半分しかないというのが現状です。将来的にはだんだん減っていくような可能性があるわけです。

そして、今、いろんな中で農業の所得といいますか、かなり大型化していい経営をやっておられる方もおられますけれども、高齢者になって、自分の家族だけでの経営というのはだんだん細々となっていくので、そういった差というのは今後はますます出てくるものだろうと思いますので、そういった中で農業をどう、菊陽町の基幹産業とよく挨拶の中で言われますが、それを維持して、また発展させていくことが今後大事なことであろうかと思えます。

農業問題につきましては、白水台地の課題ということで、土地改良区の334ヘクタールに当たるかんがいの件と、先ほど都市計画課長言われましたようにタキイ種苗さんの進出、私どもから、国体道路から上の方、リハビリの方見ますと、あそこ10年前までぐらいは何ひとつなく平たんないい農地ばかりでしたけれども、今度タキイさん、200メートルの300メートルぐらいにフェンスを張られて、今年になりましてハウス等もできて、いよいよ異様な、異様といいますか、地域にとってはいい刺激になり、いい開発の糸口でもあろうかと思えますけれども、景色といいますか、風景が一変しましたし、先ほど言われた味千ラーメン、物流店とか、いろいろ混合した、農家ばかりでなくて、農地ばかりでなくて、今からはまた農業していく中では少しいろんな制約といいますか、難しい面も出てくるのではなかろうかと思えますので、今後も引き続き行政と私ども農家と一緒に進めていかなければならないと思えます。

次に移ります。

3番は、阿蘇くまもと空港の民間移管と九州の防災拠点としての構想がある中に、空港を生かしたまちづくりに空港周辺としての南小校区の活性化をどう捉えていくかということにしております。

先ほど言いましたように、南校区の活性化につきましては、平成15年の一般質問から地域間の格差是正ということで農業問題と一緒に取り上げてきた課題であります。平成16年、先ほど言われた南部町民センターの落成や、あわせて鼻ぐり井手公園が整備されまして、また去年、おとしに、平成27年には鼻ぐり井手の拡張ということで、大変な今、鼻ぐり公園を中心にした、人手についてのにぎわいはかなり多くなっているのが現状であります。しかし、先ほど言

いましたように、定住者の促進、本当の意味の活性化にはつながっていないような現状であります。

時間の関係もありますので、先ほど町長、先日の施政方針、また行政報告の中でも言われましたように、県の運動公園、免許センターから通称国体道路と言われます東西線、そして菊陽空港線の延伸、これは町長の施政方針の中で言われました、JR馬場踏切の立体交差を県で整備するとの回答を得たとのことでありまして、長年の陳情といいますか、努力の成果であろうかと思えます。また、県道の443の拡張、それと路線の改修も進められております。どれも熊本空港は中心でありまして、熊本空港が起点であります。その熊本空港が先ほど言いました3本の道が交わるところが、私どものおります南校区であります。

政策の中で、復興から発展へと、町長も何回も施政方針また行政報告の中でも言われておりますので、特に災害時におきましては道路というのが一番大事なことであろうかと思えます。そういうことで、施政方針の中でも言われました防災公園の整備を進めるということで、自衛隊等の物資の供給基地、またそういった派遣、物資の補給、また避難所の開設ほか車中泊等々もあろうかと思えますが、そういった防災公園の整備ということに、私が考えますのに交通が一番便利で、また広々としている南小校区、防災公園の整備に一番適している地域ではなかろうかと思えますので、そういった意味を含めて町長の考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、空港に関連しました南小校区の活性化ということでまずお答えさせていただきます。

新聞報道等で皆様御存じかと思えますけれども、阿蘇くまもと空港の民間委託につきましては、熊本県知事が、熊本地震からの創造的復興のシンボルとしまして、国内線と国際線のターミナルビルを新築一本化しまして、空港の運営を民間委託しますコンセッション方式の導入を目指すと表明されております。今後、国、県等の関係機関の協議が始まるようでありますので、これにつきましては町としましては情報収集に努めるというところでございます。

次に、昨年12月に、熊本県は、阿蘇くまもと空港を熊本地震からの創造的復興のシンボルとしまして、空港のポテンシャルを最大限に引き出し、本町も含めました空港周辺地域の活性化につながることを目的としました大空港構想Next Stage、サブタイトルとしましては熊本都市圏東部地域のグランドデザインというものを策定しまして、創造的復興に向けたさまざまな取組を行うというふうにされております。あわせまして、九州を支える広域防災拠点構想の取組も含めたところで空港の整備、それから産業や暮らしに関する取組が明示されておるところでございます。

この中で、本町に関する取組では、空港へのアクセス改善としまして、先ほどお話もありましたとおり、国道443号の4車線化、それから空港地下道の耐震化、あわせまして空港周辺道

路のネットワーク機能の強化、菊陽空港線とか辛川鹿本線等も入るかと思いますが、そういったのが明示されてるというところでございます。

また、空港防災拠点としての機能強化としまして、市町村と連携しました広域防災拠点施設の整備や機能の強化などがございます。こちらについては、まだどういった内容かというのは把握はできておりませんが、そういったものもございます。

これを踏まえましたところで南小校区の活性化というところでございますが、先ほど都市計画課長からも答弁があったと思いますが、町としましては最重要課題の一つとして捉えておりまして、これまでも定住促進補助金や集落内開発制度、鼻ぐり井手公園の整備、企業の誘致など、さまざまな事業に取り組んでまいったところでございます。

また、平成27年度からは、地方創生に係る交付金を活用しまして、菊陽町の宝物を活用したにぎわい創出事業としまして、鼻ぐり井手公園や交流センターを拠点とした交流人口の増加を目的とした地域活性化事業に取り組んでおるところでございます。金額にしますと、これは4,000万円ぐらいの事業費になります。この中で公共交通のあり方とか、こういったのも検討しておるところで、南小校区の方を中心としましてアンケート調査をお願いしておったと思います。1,500件のうち南小校区だけで半分、全世帯ですね、七百数十件は南小校区の方にアンケートあたりもお願いしております。そういったところも含んだところで活性化もつなげていければと思っております。

また、交流人口を目的としました活性化事業につきましては、空港隣接地ということで、一般財団法人空港環境整備協会の助成金も活用しながらさまざまな事業に取り組んできたというところがございます。

今後でございますけれども、町としましても、これまでの取組、定住促進補助金や集落内開発制度、それから企業の誘致などは当然継続して取り組みますし、鼻ぐり井手や公園、交流センターなどを活用しました地域の活性化につながる事業につきましても引き続き取り組んでまいると。これも、いろんな補助金も活用できるように私たちも努力してるところでございます。全体としましては、熊本空港を活用しました地域振興ということにつきましては町単独というわけにはいきませんので、周辺の市町村と連携しながら県、国あたりに要望して、さまざまな事業に取り組めればというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 今、政策的といいますか、いろんな事業等について総合政策課長から説明がありまして、一応その取組については理解をしたつもりであります。皆さんも空港に行かれて分かれると思いますけれども、もとの、もとといいますか、第1空港線と第2空港線、益城町と菊陽から上がっていく空港線、行かれると分かると思いますけれども、第2空港線、本当に最近はよく整備をされまして、西原からも東の方から空港に行かれるようになっておりますし、広くて美しくてという感じがします。反面、第1空港線、古いからと言えばそれまで

ですけれども、駐車場もほとんどがなくなってしまいまして、おりられると分かると思いますけれども、草が生い茂って、これが第1空港線かと思うようになっておりますので、それらを含めて、今、開発やら取組をしていかないと一段と空港北側というのが取り残されるような感じになってしまいますので、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思います、この質問を終わりたいと思います。

次に、2番目の事項の議会の議決について質問をいたします。

質問要旨にも書いておりますように、町立保育所民営化計画の説明は手順をよく踏んで丁寧に行われているが、7園の町立保育所のうち5園も民営化に移行する計画の大施策、大改革である中で、二代表制としての本質に基づくためにも議会の議決というのは絶対に必要と思うが、その議決はどの時点かということで質問しております。

昨日の質問にもいろいろと民営化についての効果といいますか、は説明がありまして、質問でも答えられたと思いますけれども、議員の質問と執行部の質問、いろんな中で、やはり議員にもいろんな意見がありますので、いろいろ違うわけでありまして。説明はあくまでも説明でございまして、それらを踏まえて議員が、町民の方々の意見を聞いたり、保護者の皆さんの意見を聞いたりして最終的な団体意思の決定を行うのが議会の議決だろうと思いますので、この議決に関しての質問でございまして、町長か副町長にぜひ答えていただきたいと思います、その最初の質問であります。議会の議決というのはこういう説明の中ではどの時点で行うのか、まず質問をいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、町長にということですが、担当課としての答弁を先にさせていただきます。

今、議員が言われましたように、公立保育所民営化計画の議会議決に関しましては、まず二代表制の意味と、あとは県とか市町村といった地方公共団体の長と議会の権限の違いについて説明しながら御質問にお答えしたいと思います。

まず、県とか市町村といった地方自治体については、憲法の第93条第2項で、その自治体の長と議員を住民が直接選挙で選ぶという二代表制という基本構図をとるということになっております。

一方、地方自治法により、地方公共団体の長と議会は対等かつ独立の関係にありまして、それぞれに権限があります。そして、それを行使することができるというふうに規定してるところであります。地方公共団体の長には、地方自治法第149条で議案の提出あるいは予算の調製、これは予算の編成の意味です、あるいは予算の執行、地方税の賦課徴収など行政事務に関する執行権が付与されまして、議事機関あるいは行政執行権の監視機関としての議会と異なる権限を有してるところであります。

さらに、地方自治法は、第96条第1項で、議会が議事機関として権限を行使するいわゆる議決事件、これは議決事項というふうに理解していいと思いますけれども、まず1つに条例の制定

や改廃、あるいは予算を定めること、あるいは決算を認定することなど同項の第1号から第15号まで規定しておりまして、今回の公立保育所民営化計画のような行政の具体的な実行計画というのは議決の対象にはなっておりません。

公立保育所民営化計画につきましては、第5期総合計画の基本施策の一つであります子育て支援の充実の主要施策の中の具体的施策であります町立保育所の民営化の推進に基づく計画であります。町長が提案されます公立保育所民営化計画案を、町民参画・協働推進条例第8条第1項第1号に基づいて、町民との協働により町の施策の基本的な事項を定めるものであります。町民参画の手续としまして、2月6日から3月6日まで意見公募、いわゆるパブリックコメントを実施しまして、さらには町議会の議員の皆様、そして保護者の皆様、関係職員及び町民の皆様を対象として、ずっとこれまで説明会を実施したところであります。

また、今回の公立保育所民営化計画と同じような行政の具体的な実行計画としましては、町にはほかに総合計画あるいは地域防災計画、そして地域福祉計画、そして最近でいきますと熊本地震復旧・復興計画などがあります。こうした計画の策定というのは、先ほど申しましたように町の行政事務の執行権に属するものでありまして、法令改正や国や県の新規の取組あるいは施策の変更等に適切に対応し、必要に応じて適宜見直しを図っていくというものですから、計画の策定、変更というのは議会の議決事件としてはなじまないというふうに考えます。ですから、今回の公立保育所民営化計画につきましては議会の議決に付すということは考えておりません。

(13番大塚 昇君「はい。もういいです」の声あり)

○議長(渡邊裕之君) 大塚昇君。

○13番(大塚 昇君) なら、議会の議決というのは、96条に書いてあります、条例を設け、または改廃することとありますけれども、それには当たらないということでしょうか。

○議長(渡邊裕之君) 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長(宮本義雄君) 先ほど申しましたように、公立保育所民営化計画ですので、これは条例ではございません。ですから、条例の制定、改廃というところには当たらないと思います。町としましては、民営化計画の関係条例が今後発生しますので、それについては議会の議決は必要になりますので、民営化対象の保育所の移管先法人が決定しまして民間移管が確実にできるという時期に議決をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長(渡邊裕之君) 大塚昇君。

○13番(大塚 昇君) それでは、前回のもみじ園と、やり方とといいますか、手順は一緒ということですね。あのときは、緊急的に耐震で時間的な余裕がないということで、議員も納得して説明を受けて、引受法人のときに初めて条例の改廃といいますか、もともみじ園の番地をなくして新のもみじ園に番地が移行する、その時点でもともみじ園をなくす、なら今度も7園中の5園もそういう感じで進むわけであろうかと思っておりますけれども、これまで昭和50年代か

ら脈々と続いてきた保育園ですよ、保育所ですよ、地域と密着した。この保育園をたった
そういうことで議会の議決も踏まず、町民の、いろんな今も意見もあると思いますよ、副町長
も御存じだと思いますけれども。説明会行かれるといろいろと不満があったり、問題が出たり、
意見を言われたり、いっばいされると思います。そういうのを私どもも受けながら町民の方々
と一緒に議会で議決をするというのが、私は一番議会としての、先ほど宮本課長言われ
た二元代表制の本質に関するものであります。議会とは何とやが本質でありますので、それに
反することではありませんか。

それで、そういうのも踏まずに参画条例にこうこう書いてあるからというのでは、町民の皆
さんも保護者も納得しないと思いますよ。ちゃんとした議決をするということが私は二元代表
制を行政も認めたということになろうと思いますし、ただただ口で二元代表制だからと言うの
は、私はこれはまやかしかと思えません。それぞれの権限がありますし、それぞれの権能が
ありますので、行政執行部と私ども議会、議決と監視というのが私どもの役目でございますの
で、それをちゃんと守らないと議会は私は要らんとします。年間に予算の約1%、今年度も
1億3,000万円ぐらい使ってやりますけれども、ただの行政の補助的な機関であるならば議会
というのはこれ以上これからは必要ないと思いますけれども、どうですか。

平成21年のときは、ここに説明書ありますけれども、質問で、保護者の方から民営化は決定
しているのかという質問に、答えとして、議会の議決が必要ですのでまだ決定していませんと
はっきりと書いてありますし、当時の課長が述べてる言葉であります。あくまでも議会の決定
後に引受法人を決めるというのが従来の21年度のやり方ですよ。それから何の法律の変化も
ないのに、参画条例はできましたよ、確かに。あれも議会の議決が要ると最後にうたいまし
たよね。して、適時改定をしていくということでもありますので、ちゃんと議会の議決というこ
とは、確かに大事なことでありますので、これが7園のうち5園も今民営化計画をされてる中
で、これは町民に対してもはっきりと示すべきであると思いますけれども、いかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 質問された分については、事前通告の次の
質問のところまで行ってるということで理解してよろしいでしょうか。

（13番大塚 昇君「1番も2番もよかです」の声あり）

では、今おっしゃったように、一つは平成21年度のときの公立保育所民営化計画のときとの
違い、そして昨年4月の民営化したもみじ園のときの違い、そして今後、新しい見直した民営
化計画の分の手順というところで今から御説明いたします。

まず、平成21年策定しました公立保育所民営化計画につきましては、まずはどの保育所を廃
止するかということのを先に議決に付して民営化を決定し、その後移管先法人の募集、決定を行
う手順ということでした。

一方、先ほど申しました平成28年のもみじ園の民営化につきましては、これは一つは熊本市
の事例を参考にしまして、まずは移管先法人を決定した後に、町の町立保育所設置条例の一部

を改正する条例の制定を議会の議決に付す手順でしました。これが平成27年12月です。そのときは、保育所の廃止時期につきましては、移管先法人への運営移管までに県の認可手続あるいは運営補助金の予算措置等の事務手続を経る必要があることから、移管先法人が決定し、あるいは運営機関の見通しが立ってからの方がよりベターであるというところで判断したところであります。

今、見直し、策定しております今回の公立保育所民営化計画につきましては、先のもみじ園の事例と同様に、まずは移管先法人の募集、決定をして、その後、関係条例を議会の議決に付す手順で民営化を実施していきたいと思っております。

なお、計画実施に当たりましては、移管先法人の募集や決定を行うときあるいは移管時期を決定するときなどは、その都度、これまでどおり、議会の議員の皆様、そして保護者の皆様、地域の皆様、そして関係職員にきちんとそこそこは説明をしていくというところで考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） それでは、手順としてはもみじ園のときと一緒にということの説明であります。それが私はいかんということで今日は質問をしたわけでございます。先ほどから何回も言いますように、いろいろと民営化、7園のうち5園の保育所、もとは8園の保育所を全部、本当に密着して地域と一緒に育ってきたものでありますので、地域の方々の理解といいますか、がないと私はスムーズにいかないと思っております。そして、議会の先ほどから言われる二元代表制を守っていく、また行政からすればちゃんと認めてもらえる、そういう中で初めて私は民営化というのは進んでいくと思っております。

民営化、課長が来て、係長が来て、いろいろと説明をされます。財政的なもん、いろいろあります。今後の町立保育所のあり方とか、対象保育所の考え方とか、民営化した後の財源の活用とか、いろいろ説明はされますよ。それでも、昨日言われたように、みんないろんな意見があります。それを省いてするということでしょうから。そういった大きな問題は、やはり議会の議決、あの18年か9年の合併のときでも議会の議決が要りますよ。1票の差で合併するかしないか、4町が破綻して3町になったときも、1票か2票で3町合併は否決しましたよ。そのように議会の議決というのは大変重みがあるものと思っておりますので、行政の皆さんもしっかりと考えて、議会の議員も考えながら、それは守っていくべきと私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（井手義隆君） 二元代表制と、それから行政の執行権の問題、絡めたところでお話を少しさせていただきたいと思うんですが、先ほど二元代表制のある意味本旨のもとで考えるならば、議会の議決というのは、当然、二元代表制の一方の一元の方の住民の意向というのを集約したものだから、それをきちんと得るべきじゃないかというのが御意見だろうと思っております。

基本的に、憲法93条は、地方公共団体は法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置するというふうに書いてありますので、先ほど大塚議員がおっしゃるように、そういうふうなことをするならば議会は要らないということではできないわけでありまして。議会を設置すると、議事機関として設置するというのが条文の中に書いてあります。

それからもう一つは、地方公共団体の長、それから議会の議員及び法律で定めるその他の吏員は、地方公共団体の住民が直接これを選挙する、これがいわゆる二元代表制の根拠になります。両方とも住民が選挙するんだと。ですから、この後ろには両方とも住民がついてるといふようなことです。ですから、こっちが言うていくことが絶対正しいということでもないし、こっちが言うていくことが絶対正しいということでもないといふようなことは、この中には何も書いてありません、93条には。つまり、二元代表制は両方で後ろに住民がついてるといふことを決めただけです。

これがどういう権限を持つていくのかといふのは、それぞれ法律で決めていきます。それが地方自治法になってきます。ですから、その中で議会が権限を持つてるといふことは、96条の議決案件のところでは議決をしていくといふようなことで書いてあります。その中身が一つ一つの条例であつたり、予算の審議であつたり、こういうことを決議するんだと書いてあります。

(13番大塚 昇君「すいません」の声あり)

ですから、私どもは……

(13番大塚 昇君「副町長ありがとうございます」の声あり)

よろしいですか。

(13番大塚 昇君「ありがとうございます」の声あり)

いや……。

○議長(渡邊裕之君) もう時間が来ております。

○13番(大塚 昇君) 私は時間にととも今まで厳しく言っておりましたので、副町長、分かります。本質的なことは分かりますので、これから一緒になって、いろいろな方が車の両輪と言います。片方が強くても片方に行きます。一方が強くても片方に行きますので、両輪一緒の力で、同じ考えでこれから復興に向かって、それと発展に向かって一緒に行くことをここで約束といいますか、認識をしながら、今後も協議、いろんなことで議論しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いして私の一般質問を終わります。

○議長(渡邊裕之君) 大塚昇君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(渡邊裕之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） おはようございます。

また、傍聴席の皆様方、今日はありがとうございます。阪本俊浩です。よろしく願いいたします。

熊本に昨年甚大な被害を及ぼしました熊本地震からはや1年がたとうとしておりますけども、いまだ不自由な生活を余儀なくされておられます方々には心よりお見舞い申し上げます。

菊陽町でも、最近では、屋根を覆っておりました青いシートもかなり減少してきたように思います。また、目に見える部分、見えない部分もございますけれども、復興・復旧に向けて少しずつは前進しているような気もいたします。

今日の最初の質問でございますけども、菊陽空港線の延伸についてでございます。そして次に、水の道路ですね、昨年の熊本地震で甚大な被害を受けました菊陽町の幹線水路3本についてお尋ねいたしたいと思っております。そして、農業に従事しております私が一番危惧しておりますのは、白水台地の水の問題でございます。3本の幹線水路につきましては、皆さん誰もが見られて、ここが被災したとということが分かると思っております。しかし、白水地区の送水管につきましては地中に埋設されており、確認することはできません。そういうことも踏まえまして、本当に水の確保はできるのかお尋ねいたしたいと思っておりますし、また今、後藤町長はじめ菊陽町が盛んに推し進めておられます防災に強いまちづくりにも絡めまして、また明日で東北の大震災から丸6年ということでございます。防災にも絡めまして質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） まずは、菊陽空港線の延伸についてでございます。この問題につきましては、今まで何度となく質問されてきたことだと思っております。そして、昨日も甲斐議員の方からも質問があってございましたけども、改めまして質問させていただきたいと思っております。

菊陽空港線は、皆さん御存じのとおり、役場のすぐ東の片側2車線の地方道でございます。新町の一番東ですね、旧57号線と交わるところで途切れております。この道路は、原水地区の馬場地区とか鉄砲小路地区に行くにしても、また通勤などでセミコンテクノパークへ行かれる方あたりにしても、私も含めて、非常に通りづらい道路かなと感じている方も多いかと思います。まず、信号を右折し、すぐ左折し、狭い踏切を渡って新山原水線に出なければなりません。多くの方々も、こういう意識は共有されていると思っております。まずは、進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） おはようございます。

それでは、菊陽空港線延伸計画の進捗状況についてお答えいたします。

菊陽空港線の延伸については、町の幹線道路整備の構想のうち、阿蘇くまもと空港とセミコンテクノパークを結ぶ物流のための経済道路や、セミコンテクノパーク周辺及び町内で渋滞が

著しい光の森周辺の西部地区を避けて県南方面へ向かうアクセス幹線道路としての渋滞緩和の役割も担ってるところでございます。また、国道443号については、本年度から熊本県により4車線化に向けて事業着手していることから、菊陽空港線の延伸を事業化することで、熊本市北東部で産業経済を牽引する経済基幹道路として最重要路線になると認識しておりますし、さらには、将来は中九州地域高規格道路へのアクセスする最重要路線としても認識しているところであります。

その重要性から、菊陽空港線延伸は、県道新山原水線のつけかえとして、平成19年6月6日に県道新山原水線道路改良整備促進期成会を設立いたしまして、同年8月9日に熊本県に対し、8,279人の署名を添え、整備促進の要望書を提出し、その後においても毎年要望活動を行ってきたところでございます。県によりますと、県道辛川鹿本線、福原バイパスなどの建設による渋滞緩和を図ることを優先するとありましたけれども、平成25年12月に福原バイパスが全線供用開始をしたことで、県道新山原水線のつけかえ事業、延長約600メートルの調査検討が平成26年度より動き出しました。

その中で、JR馬場踏切については、将来は立体交差の予定ですが、通学路でありますので、早急の安全対策のため、暫定の平面交差が可能か、関係機関との協議を進めてまいりました。その中で、熊本県警より、県道熊本菊陽線の交差点とJR馬場踏切が接近しているため、安全性に課題があるとして、平面交差は認めないとの指摘がありましたことで、事業を進めるためには立体交差しかないというふうな状態になっていたところでございます。さらに、事業費が巨額になることから、県予算の見通しがつかない状態が続いておりました。

そのような中、長年、熊本県に対して要望活動を行ったことが実を結び、今年1月に熊本県より、県道新山原水線まではJR馬場踏切の立体交差により県で整備をすると正式に回答をいただいたところでございます。このことを受け、現在、熊本県、菊陽町と関連する合志市間で、協定の締結に向け、準備を進めているところであります。

なお、今後については、県、町が連携し、調査、検討、関係機関との協議を進めながら、早期事業着手に向けて努力してまいりたいと考えてるところでございます。議会をはじめとして、関係市町、関係企業の方々の御支援、御協力を引き続きお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

ただいまの課長の答弁を聞いた限り、今年1月、県からお話があったそうでございますが、現実味を帯びてきたなという感じはいたします。課長の答弁でございましたように、この道路が完成すれば通学路の安全性とか渋滞緩和、特にセミコンを抱える原水区あたりは渋滞緩和にはつながるのではなかろうかと思えます。また、昨日、議員の方から高架橋の話も質問されておりましたけれども、高架橋になれば、先ほど申しましたように通学路の安全性とか踏切の問題も解決しますし、また杉並木陸橋ですか、図書館の横の、と柳南橋もそうでございますけど

も、非常に通りやすくなったなという感触を持っております。これが2ついい例かなど。今まで以上に頑張ってお望みしていただきたいと思っております。

高架橋ということで、鼻ぐり大橋の下に、私、田んぼがあるんですよ、真下に。日当たりはよくありません。しかし、県とか国、町、一大事業の場合は、私もそこは通ってほしくないなと思っておりましたけども、ある程度は住民の犠牲、犠牲とは言いませんけど、協力がなければこのような一大事業はなし得ないかとも思います。頑張ってお望みしていただきたいと思っております。

では、次の質問に移りたいと思っておりますけれども、通告書には防災に活用としておりましたけれども、日ごろの生活や経済も含めた道路の活用ということで御理解いただければと思っております。よろしくお望みします。よろしいですか。

○議長（渡邊裕之君） 大丈夫ですか。答弁者が大丈夫なら……。

○2番（阪本俊浩君） よろしいですかね。

（建設課長小野秀幸君「はい」の声あり）

昨年の熊本地震の教訓として、人や物の空港からの迅速な移動とかを考えた場合、菊陽空港線、非常に県北における防災においては拠点道路になり得るのではなかろうかとも思います。セミコンパークはじめ、上の大津植木線ですかね、大津植木線まで延伸すれば、右折すれば大津町から菊池へと一直線でございますね。左折すれば合志町から菊陽西部、そして県北の主要都市にもつながります。それから、後藤町長の行政報告の中でも、大阪府豊中市との災害時相互応援協定について、空路より物資をいただいた関係から、菊陽町も豊中市も空港を生かしたまちづくりを進める観点や、災害からの早期復旧に取り組むなどの同意により、相互応援協定を締結したところでありますとございました。こういう町長の発言も踏まえまして、日ごろの生活や経済、そしてあつてはなりませんけれども、有事の際の活用についてお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

今回の熊本地震では、道路網の寸断が一部区間で発生したものの、周辺の道路網を利用して人員や物資が送り込まれ、迅速な救助活動や電気、水道などのインフラの早期復旧につながっております。このことは、菊陽町が率先してインフラ整備に取り組んできた効果があらわれたと考えております。

そして、一方では、物流で物を運ぶための道路、空港と各避難所及び拠点施設を大きな道路で結ばなくてはならないということが今回の熊本地震で気づかされたことでありますし、災害緊急時に避難者用支援物資の輸送に活用できる道路整備を考えなくてはならない必要性が出てまいりました。また、例えば、陸上自衛隊北熊本駐屯地の方々が空港または被災地までの移動手段として、幾つもの道路が必要であると認識できたところでもあります。そういう緊急時のために使う道路の整備も必要になってきております。このことが、防災道路の概念として捉えることができると考えているところでございます。

また、今回、菊陽空港線延伸で高架化が決定した要因の一つとして、今申し上げましたことを県が加味されて決定されたと伺っておりますし、このように高架化が決定したことで、今後、災害に強いまちづくりへの構想につなげていきたいと考えてるところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

私も考えること一緒でございます。この菊陽町には、白川に大きな橋が3本かかっております。空港、それから高速道路、バイパスも絡め、これほどすばらしい交通網はどこにもないと思います。これを十分活用するべきだと思います。西のみらい大橋は、バイパスを通り過ぎ、光の森まで直結しております。また、東の空港大橋は、325号線から菊池市まで一直線でございます。ただ、鼻ぐり大橋、菊陽空港線だけが取り残されております。菊陽町の将来のためにも、また昨日、甲斐議員の質問に対しても、町長が、将来の経済道路として重要だとの答弁もございました。そして、先ほども小野課長より、災害に強いまちづくりということもございました。どうしても早急に、早急にはいかないかもしれませんが、国、県、国会議員、どこにでも誰にでも支援を仰ぎ、早期の実現を目指していただきたいと思います。

以上で道路を終了させていただきます。

次は、農業用水の質問でございます。水路につきましても、道路同様、幹線、支線がございます。今日は、菊陽町の大きな幹線水路3本と白水台地の水の問題について質問いたします。

まずは、津久礼井手に堆積しています土砂の問題でございます。場所は、大堀木区水尻というところで、鼻ぐり大橋のすぐ北側になります。特に土砂の堆積のひどいのが、そこから200メートル西へ行った南北に走る用水路でございます。この用水路には、津久礼井手に、堰板で皆さん御存じか知りませんが、堰板をかけなければ、せっきらないと水が乗りません。堰板をかけなければもちろん水は来ませんが、堰板をかければ、水も来るけども土砂も大量に入り込むというわけでございます。土砂が大量に入れば、水は流れません。こういう悪循環の繰り返しでございます。

昨年も、受益者の方々、大堀木と上津久礼の方がほとんどなんでございますが、大変苦勞して土砂の撤去作業に当たっておられました。また、この質問は地域の方々の声であるということも御理解いただきたいと思います。そういうことでございますので、津久礼井手の土砂の撤去についてどう考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） それでは、津久礼井手の土砂撤去はできないのかというふうな質問で、それについてお答えいたします。

御質問の場所は、先ほど申されましたように川久保の水尻地区から分岐した津久礼井手の支流でございます。菊陽県圃幹線水路5号線ということだと思います。この水路は、水尻の分岐から上津久礼グラウンド近くまでをかんがいするため東西に貫流しており、道路に沿って

ない部分が多い水路でございます。他の道路沿いの水路に比べまして維持管理がしにくい水路であります、町としましては、多面的機能支払交付金事業、通称農地・水事業と言っていますが、この事業は事業費を国、県、町で負担しており、農家の負担がないものでありますので、この事業で取り組んでいただき、農家ではできないものは業者委託の方法もありますので、事業の指導監督を行っていますおおきく土地改良区に一度御相談いただいて、利用していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

津久礼井手ですけれども、下町と上中代の間ぐらい、今年も工事があったよな。これから3年間、県営事業で毎年11月から工事に入るといってございまして、一年中水が流れておれば土砂の堆積も少ないんですけど、冬場、私どものようにビニールハウスとかしとる者は水が要りますもんで、水を1週間流して、また止めて、また1週間流して止めて、これは悪循環の繰り返しで、申し訳ないですけど、土砂が堆積する原因でございまして。去年は特に、熊本地震の影響で砂が津久礼井手にも入り込みまして、皆さん大変苦労して土砂を撤去されました。

また、先ほど課長から、農地・水とか作業とかでどうかとおっしゃいましたけど、大津町の話をして誠に恐縮なんですけど、大津町では町と土地改良区が1,000万円を捻出しまして、これ議会にも通ったそうです、上井手水系の土砂の撤去をするということだそうでございまして。

また、土地改良区から資料をいただきましたところ、資料の中には既に堆積している砂の撤去とも記してございまして。今後、予算づけも含めたゲートの改修とか、とにかく砂が入ってこなければいいわけなんです。そういうことを考えておられますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） 大津町の件について、まず最初にお答えいたします。

大津町につきましては、白川の方から、立野の崩落による土砂の堆積ですね、それが相当入っております。それとあと、瀬田裏の方からの水源がございまして、あちらも山体崩壊といたしまして山自体が壊れてるというふうなところで、大雨によりまして上井手の方に相当入っております。これはまたちょっと人力でどうこうなるような量ではございませぬので、大津町の方で、大津町管内ですので、菊陽町と大津町の取り決めで各管内ごとは管内の市町村がやるということになってますので、取り決めで土地改良区に、7・3事業といいますけれども、それで助成をして取り除くということでございます。

また、こちらの先ほどの話でございまして、土地改良区としていろいろな方策を持っているということまでは聞いております。最近、砂があってもどうにかして砂を余り入らないような仕組みもつくってるということでございますので、これもまた費用がかかりますが、農

地・水事業の方の対象としてやることができるという、でございますので、一度、沿線の皆様で土地改良区に行かれて、その辺のところの話を聞かれてはどうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） アドバイスありがとうございました。

今年も、2月20日ごろだったと思います、まだ水は少量しか流れてないんですけど、土砂が堆積しとったもので、上津久礼と大堀木の若者4人がコンボなんかを持ってきて、これももちろんボランティアですよ、やってみました。本当、我が家の仕事もあるのに、頭が下がる思いでございました。

また、津久礼井手は、上井手、下井手に比べて、皆さん御存じのとおり、かなり規模が小さいんですよね、幅も狭く。しかし、130ヘクタールの水田の水を賄ってるわけなんですよ。ちょっと考えていただきますと、鼻ぐり大橋の下から津久礼地区に広い水田地帯が広がっておりますよね。あの一帯の水田の水をみんなこれで賄っとるわけなんですよ。このようなことも考えていただきまして、農家は各自、板をはめたりなんかして自分で努力はされております。しかし、なかなか田んぼに砂が入ってくるのは防げないような状況です。先ほども課長から土地改良の話もございましたけども、我々農家も土地改良、大津町あたりともいろいろ協議せにゃいかんだろうし、町としても一緒にそういうような方向でお願いしたいと思っております。

以上で津久礼井手については終了いたします。

続きまして、上井手でございます。上井手につきましては、被災箇所、本線5か所、支線2か所だったとお聞きしております。昨年の12月、那須議員の質問に対しまして、3月本復旧、4月には通水できるという課長の答弁がございました。私も土地改良に確認しましたけれども、ほぼ復旧しているというような状況のようでございます。現在、少し通水してるということでございますけども、去年は、水が来ないわけですから、支線がございませよ、支線にも全然水が入らなかつたという状況だと思います。現在の通水状況と支線につきましても、分かる限りでよろしいですから状況をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） では、上井手の被災につきましてお答えいたします。

上井手の被災につきましては、熊本地震により大津町管内の幹線5か所、支線2か所が被災したため、通水ができなくなり、畑作物への転換を余儀なくされたものであります。現時点の現状と復旧の見込みとしては、幹線5か所のうち4か所の復旧工事が完了し、1か所は応急仮工事を実施して、昨年9月より管理用水程度で通水しています。

応急仮工事の1か所も来年3月までには復旧工事が完了する予定であると、昨年12月の那須議員の一般質問で答弁しましたが、大津町の事業実施の諸事情により、応急仮工事の1か所が

繰越事業となっております。大津町によりますと、管内全体の被災箇所が膨大な数となり、災害査定が進捗が12月いっぱいまでかかったこと、またその財源のための補助率増嵩申請による補助率の確定などにより、3月補正予算での工事となったと。工事につきましては、通水に影響ないような時期に工事を進めますので、御協力をお願いしますといったことであります。また、土地改良区でも、現状のままでも十分な水量は流せるようですとのことでありますので、水稻やWCSの作付けには影響はないというふうに考えております。

また、支線につきましては、おおきく土地改良区において、理事、総代をはじめ、多面的機能支払交付金事業の各支部に対して支線水系の点検、補修を啓発しております。それにより、例年どおり通水の準備をお願いしているというふうになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 現在、お聞きしましたところ、通常の4分の1ぐらいの水量だということでもございましたけども、これほど早く上井手が復旧できましたのは、もちろん県、国、町、土地改良、皆様方のお力添えがあったと、これは感謝しなければならないと思います。しかしながら、ここも受益面積は380ヘクタールですね。380ヘクタールの農家の皆さん方が米づくりを諦め、またニンジン栽培等も縮小されて大豆等に転作していただいた結果、このように早くできた、そういうことも忘れてはいけないと思います。

また、関連ですけど、町長の施政方針の中でも、農業につきましては堀川地区のパイプラインの更新と、また新町井手地域の基盤整備、未整備地域の基盤整備に取り組んでいくというような、私ども農家にとってはありがたいお言葉もございました。基盤整備ともなれば、支線である新町井手の役割も今まで以上に重要になってくるかとも思います。この辺も考慮していただきたいと思いますし、課長の答弁をお聞きしています限り、上井手は今んとこ大丈夫かなと。大雨とか満水時の心配は要りますけども、川も道路と一緒に、いつも通行止めなんかじゃ困るわけですね。年中通水できるように頑張っていたきたいと思います。

また、これは次の下井手のところで防災に関しても話したいと思いますが、農業用水だけの使用じゃないということも頭には入れとかにやいけないと思っております。

以上で上井手につきましては終了させていただきます。

続きまして、私どもいつも利用させていただいております下井手についてでございます。この下井手は、大津町瀬田の頭首工から陣内地区、久保田地区へと流れておりまして、菊陽町では私ども久保田地区の農家の皆さんが水田に利用されております。受益面積は470ヘクタールでございます。これも、那須議員の12月の質問に対して、上井手同様、本復旧が3月、4月からの通水という志垣課長の答弁がございました。これ間違いありませんよね。

しかし、私が土地改良に確認しましたところ、3月の本復旧は無理であるということでもございました。那須議員の質問が12月だったですね。私が資料を見せていただいたのは、土地改良区の資料ですけど、平成29年、今年の1月18日付でございます。下井手の水路のところの復

旧状況としましては、災害復旧工事は2月発注、これは2か所ですかね、11月から着工見込みとなっておりました。どうしてこのような状況になったか、ちょっとわけが分かりませんでした。現在の進捗状況と、どうしてこのように遅れたのか、2つ合わせて一緒にお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） では、下井手の災害復旧工事の進捗状況についてお答えいたします。

下井手につきましても、熊本地震により大津町管内5か所と菊陽町管内幹線1か所の被災がありました。大津町管内は応急工事を実施し、菊陽町管内は護岸養生を行い、昨年6月には通水しておりました。その本復旧工事につきましても、菊陽町の築堤も含めて全て3月末での完了予定であると、これも昨年12月の那須議員の一般質問で答弁しております。

現時点での状況と復旧の見込みとしては、大津町の幹線5か所となっておりましたが、答弁の後に1か所の追加被災が判明しました。それで、6か所となっております。そのうち4か所の復旧工事が完了しており、残り2か所は応急仮工事を実施して通水しております。応急仮工事の2か所も3月末までには復旧工事が完了する予定でありましたが、上井手と同様に、大津町管内全体の被災箇所が膨大な数となり、災害査定が進捗が12月いっぱいまでかかったこと、またその財源のための補助率増嵩申請による補助率の確定などにより、3月補正予算での工事となりました。そのような状況ではありますが、下井手の2か所もかんがい期を除く時期に工事を実施しますので御協力をお願いしますとのことでありましたので、上井手同様、水稻やWC Sの作付けには影響はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 本復旧は今年の冬場にはできるということですかね。

（産業建設部審議員兼農政課長志垣敏夫君「そうです」の声あり）

分かりました。

下井手につきましては、先ほど申しましたように、久保田地区の方が農業用水として利用されているわけですが、同時に防災にとっても非常に重要な河川でございます。火災時には、自然水利として幾ら水を使っても尽きることはございません。特に、大雨のときが重要になります。今、大津町では土がコンクリートにどんどん変わっております。その水は、下流に流れるのは仕方ありませんね。その大津町の水とか上流の水が、大雨のときは一気に下井手に入り込んできます。その水を一気に集めて、下の大堀木から白川に送り出してくれるのが下井手でございます、川の氾濫を防いでくれるというような状況でございます。もし、どっかの地区の堤防とか決壊すれば、大雨の水がその地区に一気に集まって、その地域に甚大な被害を及ぼすこととなります。

皆さん思い出していただきたいと思いますが、平成24年7月、九州北部大豪雨ですね。

阿蘇から白川水系ほとんど被災しまして、私も白川沿いのハウスペちゃんこになったんですけども、町でも随分と床下浸水とかあつとるようでございます。それから、梅雨時には、よくテレビなんかで水害の悲惨な状況を映し出しておりますですよ。ああいうことがないという保証は菊陽町もないわけですよ。そのためにも、あらゆる限りの努力と準備、それだけは怠ってはいけないと思います。自然の猛威というのにははかり知れないものがあると思います。準備をしとって、それ以上の災害等あれば、これはいたし方ないことだろうと思います。だからこそ、河川の整備とかは特に防災において重要になってくると思います。また、6月からは大雨の心配もしなければなりません。備えあつて憂いなしとも申します。十分過ぎるほどの本復旧をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で川については終了しますが、最後に白水台地です。

白水台地の農業用水についてでございますが、昨年の熊本地震で送水管15か所が被災し、大切畑ダムが甚大な被害を受けまして、皆さん大変心配されたことだろうと思います。原水地区には上井手、久保田地区には下井手、津久礼地区には津久礼井手と、水の恩恵を受けた水田地帯が広がっておるわけでございますが、白水地区には川がなく、水を必要とする畑地、先ほど大塚議員からもございました、344ヘクタールが広がっております。この畑地に水を供給するのが大切畑ダム、深迫ダムの用水でございます。時に水は大雨や水害により人類に甚大な被害を与えるわけでございますけども、我々人間にしても、特に農家、作物にとっても命の水でございます。白水台地に水がかれることがあつてはならないと思います。

先ほどもあつておりましたが、定住促進助成金制度も整い、鼻ぐり井手公園も整備され、これからようやく白水台地も日が当たるかなというときの熊本地震でございました。今、地方創生とか地域活性化とか言われておりますけども、水がなければ農家は成り立ちません。若者がいなくなります。もちろん、耕作放棄地は増えるでしょう。先ほど、大塚議員の質問に対し、白水地区にも農業後継者は17名おられるんですかね。そういう方が消防団として活躍されております。今まで水害や火災のとき、町の中心となって働いてくれます。自宅常駐です。自宅にいつもいる、いつでも出動できる消防団員です。水が来なければ農家もできません。こういう人たちもいなくなってしまう。防災の面からも、この問題はだから切り離せないと思います。

土地改良区によりますと、2月17日現在で深迫ダムの貯水量は、満水時の50%で41万3,000トンでございました。昨日、局長にまた調べていただきまして、現在の貯水量は53%になって43万7,000トンだそうでございます。2月17日より2万4,000トンは増えています。しかし、5月1日までに最低でも50万トンまでは増やしとかにやいかんということでございました。果たして水の確保はできるのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） では、最後の、白水台地の農業用水は確保できるのかという御質問にお答えいたします。

白水台地の農業用水は、西原村の大切畑ダムから管水路により西原村の農地及び益城台地の農地をかんがいし、水が不要な時期である冬季に深迫ダムに貯留するもので、白水台地はその水を翌年のかんがい用水に利用していたものであります。

皆様御存じのとおり、今回の熊本地震により水源である西原村の大切畑ダムが周辺とともに甚大な被害を受け、その復旧については熊本県が望ましい復旧方法を探る技術検討専門会議を設置されており、その審議結果で大まかな復旧方針が示されました。その方針は、災害復旧事業により復旧を行い、ダム本体の容量は減らさないが、堤体の位置は変更となる公算が大きい。また、その工事には5年程度の期間が必要である。農業用水については、かんがい期には不足する可能性があるが、深迫ダムは冬季に貯留用の水が必要なので、そのまま送水できる予定。また、事業費については、大切畑ダム及び幹線管路は県営災害復旧事業として全て県負担で行うと説明があったところです。

そのことにより、県でパイプラインの復旧工事が行われ、現在、自然流水の送水が行われていますが、流量が少ないため、県と検証したところ、西原村と益城町の境にある仕切りバルブが損傷して半開きであることが判明し、県で早急に取り替えるとのことですが、4月中になるということでございます。このため、通常であれば1日に6,000トンは流入するものが3,400トン程度の流入であり、そこから約2,000トンは毎日農家が利用されていますので、貯留できるのは1日に1,400トンであります。これは、深迫ダムの水位を1センチ上昇させる量でしかありません。

平成29年3月現在のダム水量は、議員が申されましたとおり、43万7,000トンで、お茶の防霜用の水は確保できていますが、その後の用水については、西原村で今年度は水稲の作付けができませんので、深迫ダムの貯留期間を延長して必要量を貯留させていただきよう、西原村の小森土地改良区、益城町の水利用組合、おおきく土地改良区で開催している水利用に関する協議会です承を得る予定であります。

また、町としましては、今回の件に鑑み、パイプラインのどこか1か所の不具合で今回のような事態になること、今後、大切畑ダムの復旧工事等で約5年間も不安定な水源に頼らざるを得ないことについて、十分な水を白水地区内に供給することを改めて強く県に要望していくところであります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 昨年、使用された水の量は45万トンだったそうでございます。課長の答弁も聞いた限りでも大丈夫かなという感じはいたしますが、先ほど課長からもございましたけども、不測の事態も考えられると思います。昨年は、5月から6月にかけてと10月から12月にかけて2回通水試験をされて、異常は見つからなかったそうでございます。しかし、今年に入り1月、漏水が発生しまして、修理されたそうでございます。そしてまた通水試験をしたところ、今度はまた道明地区で少し大きな漏水があったそうでございます。この件は地震じゃな

く、県の突発事故対応で対応されたそうでございます、こういう不測の事態も視野に入れておかなければならないと思いますし、また深迫ダムには漏水しないようにシートが張ってあります。これもかなり古くなると、心配だと言われる方もかなりおられます。

そういうことを踏まえてですけども、菊陽町の復旧・復興計画の中で、白水台地の用水確保のところでは井戸ポンプの設置などの代替水源の確保と明記してございます。また、施政方針の中では、井戸ポンプの設置が実現するまで継続して交渉を続けていくとありますが、ダムより水が来ないとき掘るのか、具体的にどのように認識すればいいのか、方向性が少し分からないかなと思います。そこんところをよろしくお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

大切畑ダム及び幹線管路の復旧経費が全て県の負担となったところは大変ありがたいことではございますが、大切畑ダムの工事期間の5年間に不測の事態による用水不足が懸念されることから、県としても井戸による補給水の確保は必要になるかもしれないとの見解でありました。そのことにより、大切畑ダムの災害復旧計画に計上されております。そして、国の査定により認められているところです。

町としましては、白水台地に安定した用水を供給することが第一であり、水源が大切畑ダム用水であっても、不足するならば、不足する分の用水の確保は県が行うべき問題であると考えています。そのための井戸ポンプの設置が災害復旧事業で認められているので、早急に実施していただき、十分な農業用水を白水台地に届けるよう県に強く要望していくところであります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

いずれにせよ、水が確保できるということであれば何ら問題はございません。先ほど申しましたような突発事故の事態も考えられます。また、地震復旧で大型ダンプが同じ場所を何遍も1日行き来して、古くなった送水管を傷めていると、土地改良の理事さんもこういう話はしておられました。また、3月2日の説明がありました補正予算の中にも、送水管の突発事故対応として344万7,000円が計上されておりましたが、もちろんこれは県の分も含めてだということではございますが、いずれにしても町の持ち出しは多かれ少なかれいいわけではございまして、復旧・復興に絡むのか絡まないのか、今後いろいろと調べていく必要はあるかと思えます。そして、できることであれば、だめでもともとで県や国にも強気で、また誠意も見せながら交渉していただければと思います。水の確保ができるということではございますので、質問は終了させていただきますけれども……。

○議長（渡邊裕之君） よろしいですか。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の阪本議員の御質問につきましては、1番目で菊陽空港線の延伸について、そして2番目で農業用水についての御質問でありました。

菊陽空港線におきましても、これからが非常に大事な時期でありまして、最初、平成19年のときも町の方でいろんな要望するために組織をつくりましたけども、また今回も、これができるだけ早く具体的に進んでいくためにそういう組織もつくって活動したいと思っております。議会の皆様の御協力もよろしくお願ひしたいと思うところでありますし、また水と農業の振興でありますけども、水という農地が持っております、水稲作付けだけでなく多面的な機能もいろいろ持っているところであります、今回、それぞれの町が関係する白川から取水しております井手等についての御質問いただきましたけども、農業を一層着実なものにするためには、災害復旧等を実施してる井手のみならず、農業用水の安定的な確保は計画的に着実に進めていかなければならない重要課題だと捉えております。

今後も農業者の皆様と一緒に、特に最近、今回も深迫ダムの関係で水を確保するのが一番大事だということで、土地改良区、それから地元の農業者の方々、さらには農業委員会の方も動いてくれましたし、何よりも地元選出の坂本代議士と一緒に何遍も動いていただいた中で、井戸掘りの方も査定の中で認めていただいたということではありますが、いろいろ聞いていますと、大切畑ダムが平成30年4月ごろから工事に着工して大体4年ぐらいかかると聞いています。その間に干ばつの年もあるであろうし、そういうこと踏まえまして、井戸掘りの方をできるだけ早くしていただくように、これもいろいろ議員の皆さん方も一緒になって、また土地改良区もそうでありますけども、町も一緒になって、切実な要望活動が必要と考えておりますので、よろしくまたそちらも一緒になって動いていただくようお願いをさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 時間がありますから、よろしいですかね。

今日は、水路について中心に質問いたしましたけれども、町長も申されましたとおり、農業用水路は防災においても重要な役割を担っているわけでございまして、防災について少し言わせていただきますならば、つい最近の2月23日、深夜2時だったと思います。私の家のすぐ上の菊陽台病院で火災が発生しました。警察、消防署はもちろん、役場からも部長、課長おいでになっておりました。随時、雨の夜中、冬寒い中、各地の消防団も駆けつけてくれました。表現は悪いかもしれませんが、消防署や警察というのはいわば職業ですよ。しかし、自分で職業を持って防災活動に当たってくれるのが崇高な市民の消防団でございます。彼らは、入団するとすぐに訓練を受けまして、例えばサイレンが鳴れば頭も体も防災の現場へ行って、すぐに働くというふうなことをもちろん訓練されております。

また、今、菊陽町が非常に防災に強いまちづくりということで力を入れておられますけれども、昨日も北山議員の方から、防災士の必要性和防災には備えが必要だというような質問等が

あってました。私も全く同感でございます。本当の意味で防災に強いまちづくりをするなら、防災に対する意識の強い人をつくるべきだと思います。なぜなら、防災計画を立てるのも人であり、構築物をつくるのも人であり、何よりも防災の現場に行き行って働くのも人でございます。この辺のこともぜひ踏まえていただいて、町も、そして私ども議会も、そして町民の皆さんも一緒になって、本当に防災に強いまちづくりへ同じ意識を持って進めたらとも思っています。そういうことも含めた質問でもございました。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時5分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成29年3月13日（月）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成29年3月14日（火）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成29年3月15日（水）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成29年3月17日（金）再開

（ 第 8 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(平成29年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成29年3月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 発議第1号 無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書  
(案)

日程第3 議会活性化推進特別委員会の報告

日程第4 地域活性化対策調査特別委員会の報告

日程第5 議員派遣について

日程第6 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第18号 菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 同意第1号 菊陽町教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

日程第3 発議第2号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |           |      |             |
|------|-----------|------|-------------|
| 1 番  | 大久保 輝 君   | 2 番  | 阪 本 俊 浩 君   |
| 3 番  | 西 本 友 春 君 | 4 番  | 那 須 眞 理 子 君 |
| 5 番  | 佐々木 理美子 君 | 6 番  | 中 岡 敏 博 君   |
| 7 番  | 吉 本 孝 寿 君 | 8 番  | 吉 山 哲 也 君   |
| 9 番  | 北 山 正 樹 君 | 10 番 | 坂 本 秀 則 君   |
| 11 番 | 石 原 武 義 君 | 12 番 | 岩 下 和 高 君   |
| 13 番 | 大 塚 昇 君   | 14 番 | 川 俣 鐵 也 君   |
| 15 番 | 上 田 茂 政 君 | 16 番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17 番 | 甲 斐 榮 治 君 | 18 番 | 渡 邊 裕 之 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君  
書 記 山 川 眞 喜 子 君  
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君 副 町 長 井 手 義 隆 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君  
 総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君  
 産 業 建 設 部 長 兼 松 本 洋 昭 君  
 商 工 振 興 課 長  
 総 務 部 審 議 員 兼 吉 川 義 則 君  
 総 務 課 長  
 財 政 課 長 東 桂 一 郎 君  
 人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長 高 木 定 伸 君  
 福 祉 生 活 部 審 議 員 兼 子 育 て 支 援 課 長 宮 本 義 雄 君  
 介 護 保 険 課 長 市 原 憲 吾 君  
 西 部 支 所 長 服 部 誠 也 君  
 建 設 課 長 小 野 秀 幸 君  
 産 業 建 設 部 審 議 員 兼 環 境 生 活 課 長 兼 下 水 道 課 長 今 村 敬 士 君  
 学 務 課 長 士 野 公 典 君  
 図 書 館 長 矢 野 信 哉 君

教 育 次 長 徳 淵 盛 也 君  
 福 祉 生 活 部 長 佐 藤 清 孝 君  
 会 計 管 理 者 兼 山 崎 謙 三 君  
 会 計 課 長  
 総 合 政 策 課 長 阪 本 浩 徳 君  
 税 務 課 長 酒 井 章 彦 君  
 福 祉 課 長 西 本 一 浩 君  
 健 康 ・ 保 険 課 長 阪 本 章 三 君  
 町 民 課 長 宮 川 照 之 君  
 産 業 建 設 部 審 議 員 兼 農 政 課 長 志 垣 敏 夫 君  
 産 業 建 設 部 審 議 員 兼 都 市 計 画 課 長 大 山 陽 祐 君  
 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 法 制 係 長 中 島 秀 樹 君  
 生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 古 賀 直 之 君  
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 川 上 一 弘 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長に報告を求めます。

順序は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会の順とします。

なお、議案第12号平成29年度菊陽町一般会計予算につきましては、各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

では、まず初めに、総務常任委員長中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

総務常任委員会に付託されました案件は、議案第12号平成29年度菊陽町一般会計予算のうち、総務常任委員会に属する事項について、議案第13号平成29年度土地取得特別会計について、以上の2件であります。

まず、予算関係の議案の概要について申し上げます。

今回提出された総務常任委員会に付託されました一般会計予算の総額は34億4,700万円余りです。

また、土地取得特別会計予算として、（仮称）光の森多目的広場の維持管理費を主に計上されました。

議案の審査は、平成28年熊本地震を受けて、防災、災害復旧について重点的な議論がなされました。

審査過程の主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、防災士育成についての負担について質問がありました。それに対し、執行部は、菊池市、合志市、本町との合同開催における経費であり、防災士機構に委託すると1人当たり約6万円の高額になるが、共同で実施した場合は経費が圧縮できるとのこと、その分受講者の負担額が1万円から2万円程度になる見込みとのことでありました。また、平成29年度は広く募集するとの答弁がありました。

次に、個人情報保護制度対応支援業務委託料の内容について質問がありました。それに対し、法改正に伴い、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することに

より、新産業、新サービスの創出と国民の安全・安心の向上を実現することが可能になり、これに対応するため、関係例規の改正、取扱マニュアルの改訂、個人情報取扱業務のデータベース化を行うためのものであると説明がありました。

次に、総合政策課の調査委託料、防災公園と役場周辺のまちづくりについて、今後の予定と調査内容について質疑がありました。執行部から、今年度、国の補正で都市防災総合推進事業の予算が通過し、町でも12月に予算を計上しているが、今年度だけでは適正工期を確保できないため、平成29年度へ繰越しを予定している。12月末を予定工期として取り組んでいく。また、町の全体計画である復興まちづくり計画の策定の中で、これについてさまざまな検討をし、報告をしていくことになるとの答弁がありました。

以上が議論されました主な内容であります。

本委員会に付託されました議案については、全て全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

議員各位におきましては、本委員会の決定のとおり、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、議案第13号平成29年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号平成29年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長北山正樹君。

○産業建設常任委員長（北山正樹君） おはようございます。

私の報告は、皆さんの手元に要点筆記の議事録が来てると思いますが、それは横に置いていただきまして、あらかじめ配付させていただいている予算概要説明書をもとに説明をしてまい

りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは引き続き、産業建設委員会に付託された議案第12号平成29年度一般会計予算及び議案第17号下水道事業会計予算について報告をいたします。

この報告に先立ちまして、3月14日は、本定例会の2日目に議案第11号で認定しました新成3・4・5号線、地震の影響が残っている杉並木公園線、古閑原団地新築住宅及び次期工事現場、山林東側で進められている第2区画整理事業現場、災害ごみ集積所の下津久礼処理場、種苗研究所として現在建設中のタキイ、同じく建設中のIDS、大福物流、重光産業の各株式会社、南小校区の集落内開発の見込み箇所、県道443号線の拡幅路線、深迫ダムの水位と水の流入量について、最後に津久礼井手の現地を視察し、事業の進捗状況と今後の課題を調査をいたしました。

それでは、予算概要説明書をもとに報告をいたします。

初めに、環境生活課、86ページから始めます。よろしいですか。

塵芥処理費8億1,895万3,000円に関して、災害ごみの搬入、処理は順調に推移をしている。木くずはチップ処理をし、コンクリート等も再利用可能にする。最終処分は菊池市の株式会社九州産廃で行っていただくことから、菊池市環境保全協力金として553万6,000円を計上しております。

次に、91ページの農業委員会です。

平成27年9月に農業委員会に関する法律の改正がありました。この改正は、農地の利用促進を目的として、農業委員選出のあり方と、農地利用最適化推進委員を新設をいたしました。この新設された農地利用最適化推進委員とは、現在の農業委員会の機能が委員会としての決定行為、地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、合議体としての意思決定は農業委員、農業委員会が行い、農地利用最適化推進委員は担当地区における農地等の利用の最適化の推進を担うという方向に変わりました。具体的には、地域の農業者等の話し合いを推進、農地の出し手・受け手のアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進する、遊休農地の発生防止、解消を推進するといった現場活動を行うと定められております。同制度の説明の費用として22万6,000円を計上しております。

次に、94ページの農政課に移ります。

地方創生総合戦略費及び地方創生推進交付金では、「さんふれあ」内のふれあ館の改修を行います。キーワードは、きくよう健康ビジネス企業化プロジェクトで、タニタ食堂と連携したメニューとともに、健康な体づくりをアピールし、具体的には健康器具の使用をポイント化して、ためた健康ポイントは特典としていろいろ使えるような構想を考えている。事業費として2,893万1,000円を計上しております。

特産品製造販売推進補助金は、にんじん焼酎にかわり、ニンジンを利用したお酒の開発を進める。これは、農商工連携した菊陽町地産地消推進協議会が本町の特産品開発を担当し、事業を進めてまいります。

被災農業者向け、経営体育成支援事業は、34経営体を対象に2億9,814万円を計上し、事業を進めていく方向です。

災害復旧事業での津久礼井手支線や深迫ダムの農業用水送水管復旧については、農地維持支払負担金や資源向上支払事業負担金を活用し、農家の負担はしない方向で進めていくということです。

次に、100ページの商工振興課に移ります。

原水工業団地は、残すところ1区間のみになってきたことに伴い、後年度に向けて、同団地の造成に着手をいたします。来年度は、測量及び基本設計委託料として1,176万3,000円が計上されております。

工事立地補助金として、株式会社IDS、重光産業株式会社に用地取得として補助をします。予算額は1億6,629万7,000円を予定しております。

本町で産出する農産物の海外展開のために、企業団体、金融機関、そして町が参画して設立した協議体に販路拡大、海外展開、特産品の開発に資する費用として300万円を補助する方向です。

次に、104ページの建設課の方に参ります。

昨年の地震に伴い、基準点にずれが生じたため、基準点の改測業務費として293万2,000円を計上してあります。

マンホールについては、またこの地震の後の地中が安定していないため、下水道課とともに、今後の状況を見きわめて進めるということでございました。

古閑原団地については、引き続き事業を継続してまいります。

道路改良にかかわる予算として1億1,060万円を計上しています。この中で、曲手道明線、川久保南方線、古閑原上堀川線交差点及び原水駅周辺整備工事については、国の補助事業であるため、交付率に今後注目していく必要がございます。

次に、112ページの都市計画課に移ります。

住宅の建築確認申請数は、おおよそ年200から400件ほどあり、順調に住宅建設が進んでおります。

震災後、住宅の耐震診断の希望者が増加していて、そのための予算として1,286万円を計上しております。

県の開発許可に関する懸念として、住宅地のミニ開発に伴う袋小路が増加をしております。今定例会で町道認定を可決した新成3・4・5号線に見られるように、隣接した住宅地の3方向からの道路がそれぞれ袋小路になって通り抜けができないようになっております。これは、防災上も好ましくありませんし、本町のまちづくりの根幹にも触れてまいります。

また、南小校区の開発に期待が寄せられている集落内開発に関しても大きな課題を残す結果となっており、まちづくりの基本は市町村が主体的に取り組んでいけるよう、国、県側の意識改革が必要であることを指摘しておきたいと思っております。

以上をもちまして、慎重に審査しました結果、議案第12号平成29年度一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に属する部門については全員賛成で可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第17号下水道事業会計予算についてを報告いたします。

災害復旧事業分（舗装修繕）は、主にマンホールと道路面の格差を改修するためのもので、建設課と連携しながら取り組んでまいります。

災害用マンホールトイレの設置は、町内19か所の避難所を調査の対象として取り組んでいく方向です。

ここでマンホールトイレの説明を若干差し上げます。皆さんの中にマンホールトイレの概略図がお手元に配付されてると思いますが、それをもとに報告をいたします。

マンホールトイレは、私のそれまでの概念では、道路にそのままトイレとして使用できると思っておりましたが、道路は車が通るところというところで、マンホールトイレ等のものは設置できないということで、この図のように、主な下水道線から引き込み線を入れて、広場なり校庭なり、あるいは大規模な避難所にこのマンホールトイレを設置するという構造です。右の方にプールがございますが、使用した場合は水で流す必要があり、小学校などは学校のプールをそのまま使いますが、この設備がない場合は、この水の確保も必要になる、そのようなものとしてイメージとして持っていただければ大体間違いないかと思えます。

議案第17号下水道事業会計予算については、この審議の後、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、議案第17号平成29年度菊陽町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号平成29年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。



次に、文教厚生常任委員長吉本孝寿君。

○文教厚生常任委員長（吉本孝寿君） それでは、文教厚生常任委員会の審議の経過と結果について報告をいたします。

文教厚生常任委員会に付託された付議事項は、議案第12号平成29年度一般会計についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項について、議案第14号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第15号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第16号平成29年度菊陽町介護保険特別会計予算について、以上4件でございます。

3月13、14日の2日間にわたり、各担当課及び係長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議を行いました。

審議の経過について、要点を記録した資料が配付をされておりますので、その中でお配りしである資料にないものをこの場で報告をさせていただきたいというふうに思います。

今回提出された文教厚生常任委員会の一般会計予算は75億1,648万6,000円であります。

また、国民健康保険特別会計予算は40億8,331万5,000円、後期高齢者医療特別会計予算は3億4,067万5,000円、介護保険特別会計予算は25億1,778万1,000円でありまして、一般会計、特別会計を合わせると144億5,825万7,000円となります。

それでは、介護保険でございます。

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の実施予定地区や整備内容はどのようになっているかという質問が出ました。回答として、地区で主体的に介護予防のための定期的な体操教室を行う拠点となる公民館等を改修するための補助金であり、新山区を予定している。改修内容は主にバリアフリー化であるとの答弁がございました。その費用額は700万円でございます。

また、スプリンクラー整備事業では、消防法の改正により、まごころ本舗原水苑と菊陽の里デイサービスセンター「こころ」の2か所にスプリンクラーが国の全額補助156万7,000円で整備予定であります。

生涯学習課におきましては、体育館の復旧工事は全部町負担かという質問がありましたが、復興基金への要望を今から出すところであるようでございます。今の段階では全額起債の予定で、総額1億877万1,000円となっておりますとの答弁をいただきました。

続きまして、学務課であります。

昭和56年から使用している菊陽北小学校のプール改修工事に4,092万円、武蔵ヶ丘北小学校増築工事、菊陽北小学校大規模改造工事関連で、こちらは3年間で、主に夏休みを利用して実施をするようでございます。その総額が2億4,538万円となっております。

また、熊本地震関連におきましては、扶助費で被災児童・生徒就学支援事業、こちらは22名分でございますが、233万2,000円、交付金で、私立幼稚園就園奨励費補助金、こちらは160万円が計上をされております。

続きまして、福祉課でございます。

地域支え合いセンターはどのような業務を行っているのかという質問でございます。例えば

仮設住宅については、毎週火曜日と木曜日に敷地内にあるみんなの家を利用して週2回サロンを開き、独立予防や健康被害の予防を行っています。また、仮設住宅だけに限らず、みなし仮設住宅や県営住宅等に入居されている被災者宅を電話や訪問するなどにより連絡をとり、困り事を把握したり、必要に応じて関係機関につないだりといった業務を行っていますという答弁でございました。

みなし仮設にお住まいの方が現在109世帯ということでございます。そのうち70世帯が町内にお住まいであります。県の補助率100%で社会福祉補助金として1,819万9,000円、地域支え合い支援事業に充当をされます。

以上と、皆様にお配りしている要点筆記が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました4議案につきまして採決を行った結果、議案第12号平成29年度菊陽町一般会計についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事業について、議案第14号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第15号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第16号平成29年度菊陽町介護保険特別会計予算について、採決の結果、全ての議案は賛成多数により認定すべきものと決しました。

これで文教厚生常任委員会に付託された案件についての審議の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては、自席から答弁をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから議案第12号平成29年度菊陽町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第12号平成29年度菊陽町一般会計予算について反対討論を行います。

反対の理由なんですけれども、第1に、町立保育所の5園の民営化です。一般質問でも取り上げましたが、今まで地域の子育ての拠点だった、また地域からの信頼も厚い、そして一度に5園も民営化するという、この各園の民営化に反対です。

子どもの貧困が社会問題化している今こそ公立の役割が必要だと私は思います。

また、平成29年度公立保育所7園いずれも園でゼロ歳児保育ができない、受入れができないというのは大きな問題だと思います。

2つ目に、同和団体活動助成金381万円の支出です。運動団体への支出であり、この間も議会でも指摘していますが、これは削減していくべきだと思います。

それから、第3点ですけれども、マイナンバー制度です。国が税や社会保障の情報を管理するマイナンバー制度、個人カードの交付が始まって1年が過ぎました。国は利便性の宣伝をしていますが、希望者数は頭打ちという状態です。この仕組みは住民にとって非常に不安が強いものであることを指摘します。

反対の理由は、以上上げた3つなんですけれども、各住民の要求実現というところでは、中部小や西小学校の放課後児童クラブの専用施設の整備であるとか、震災からの復旧・復興予算、合計14億9,607万円、また地域の支え合いセンターを中心とした被災者のケアを含めた支援など、そういう住民の要求が実現する内容が入ってるということは評価しているんですが、先ほど述べた理由で、特にやはり公立保育所の民営化の問題が一番大きな反対の理由なんですけれども、以上で反対討論とします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論はありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 議案第12号平成29年度一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

まず、29年度の予算につきましては、厳しい財政状況の中、まずもって対応が必要な災害関連予算につきましてしっかりと対応されております。これまで進めてきた教育や福祉、そしてまた産業振興、インフラ整備など、バランスがよくとれて編成されているものだと思います。

教育につきましても、福祉の分野、人口増加に伴い、児童・生徒数の増加に対しまして、武蔵ヶ丘小学校の増築や菊陽北小学校の大規模改修を予算化していただき、対応されております。

また、保育所の運営につきましては、学童クラブの対応といったことについても十分な配慮をされております。そしてまた、予算措置がされているものと思います。

同和問題につきましては、助成金もそれぞれ少しずつ緩和していかなければなりません、まだまだ差別意識という点では課題があります。人権問題の解決に向けて国や地方自治体は取り組む責務がありますので、今後しっかりと取り組んでほしいと思います。

以上のことから、平成29年度の菊陽町一般会計予算案に賛成いたします。

議員各位の御賛同よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号平成29年度菊陽町一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。  
各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第12号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第14号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

その理由なんですけれども、平成29年度の予算では、国保会計に一般会計からの法定外繰入れは入っていません。今町民は、所得の低下、年金の削減、若者の非正規化など、町民の暮らしが厳しくなる中、国保税の負担は限界を超えています。私は、一般会計からの法定繰入れを行いながら、国保税の引き下げが必要だと考えます。

平成30年度からは、県が国保の保険者となります。県が示す市町村ごとの標準保険料率を参考に、町が保険額を決めることとなります。そのことにより、医療費の削減とか保険税の引き上げが行われるのではないかということが一番懸念をされます。町は高い国保税の引き下げを行うべきだと述べて、反対討論とします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 議案第14号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

予算措置、決算、これをずっと年々眺めていても、適正に運営されているというのが主な理由です。

加えて、法定外繰入れを入れるということについては、私は基本的に反対です。なぜかといえば、法定外繰入れを入れるということは、一般会計から繰り入れるということですね。一般会計から繰り入れると、一般政策上に支障が出てきます。本来町民の皆さんが待ち望んでいる政策について制限することになる、これが主な理由です。

加えて、今小林議員が言った貧しい方はいらっしゃるでしょう。確かにそういう方はいらっしゃるかもしれませんが、しかし、そういう方にとっては何らかの助成措置を別途行えばいいこ

となんです。結局、一般会計から繰り入れて、全体の掛金、保険税を下げるということは、保険税を負担できる人に対しても負担の軽減をしてしまうと。これは税の公平性という点から見ても著しく不公平だと、そのように感じます。

よって、今年度の、29年度の国民健康保険特別会計については賛成をいたします。どうぞ皆さん方、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成29年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号平成29年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 発議第1号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書
（案）

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、発議第1号無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、西本友春君より趣旨の説明をお願いします。

○3番（西本友春君） 皆さんおはようございます。

では、発議第1号無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由といたしまして、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN環境の整備は喫緊の課題となっています。

また、平成26年度訪日外国人旅行者調査結果によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続の簡便性での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年まで約3万か所のWi-Fi環境の整備を目指しておりますが、さらなる整備促進のため、Wi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して財政的支援措置を導入することを含めて提案いたします。

詳細は別紙のとおりでございます。議員各位の賛成をよろしく願います。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議会活性化推進特別委員会の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、議会活性化推進特別委員会の報告の件を議題とします。

本件につきましては、平成27年度6月定例会において、議会と議員の活動のさらなる活性化を図るために設置され、調査を行ってきたものです。

このたび特別委員会の報告が提出されました。本件について、議会活性化推進特別委員会の報告を求めます。

議会活性化推進特別委員会委員長吉山哲也君。

○議会活性化推進特別委員長（吉山哲也君） 皆さんこんにちは。菊陽町の議会活性化推進特別委員会からの報告を申し上げます。

菊陽町会議規則第77条の規定に基づきまして、議会活性化推進特別委員会の報告を行うものです。

具体的内容につきましては、先日議員各位には配付しました報告書の方で確認していただければと思います。

さて、この議会活性化推進特別委員会は、平成27年第2回定例会後に6名の委員構成で、議会活性化についての調査という目的で設置されました。

設置後2年間に、昨年の熊本地震の影響で中断はあったものの、計13回の特別委員会を開催しております。

そのような状況の中において、菊陽町議会基本条例の遂行がこの議会活性化の基本という方針を立てまして、この議会基本条例の運用について検討、運用基準（案）の策定を行ったところです。

ここで、この運用基準策定によりまして、活性化推進特別委員会の第一義の目的としては達成したものと考えまして、本日の報告とするものであります。

なお、本特別委員会委員全員の総意としまして、さらなる今後の検討、検証が必要であること、またその検討、検証は全議員によることが多様な意見の収集になるとともに、より充実したものの、議会活性化に資するものとなることが確認されましたことをここに申し添えておきます。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 委員長の報告を終わります。

これで議会活性化推進特別委員会の調査を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 地域活性化対策調査特別委員会の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、地域活性化対策調査特別委員会の報告の件を議題とします。

本件につきましては、平成27年度6月定例会において、地域のさまざまな課題や活性化について調査し、対策を講じるため設置され、調査を行ってきたものです。

このたび特別委員会の報告が提出されました。本件について、地域活性化対策調査特別委員会の報告を求めます。

地域活性化対策調査特別委員会委員長吉本孝寿君。

○地域活性化対策調査特別委員長（吉本孝寿君） それでは、地域活性化対策調査特別委員会の報告をさせていただきます。

菊陽町議会規則第77条の規定に基づき報告をさせていただきます。

内容は、議員各位に配付をさせていただいております報告書で確認をしていただきたいと思いますというふうに思います。

当委員会は、11名の委員で構成をし、地域活性化についての調査という目的で設置をされました。団体との意見交換、そして講師を招いての勉強会を開催をしまいましたが、熊本地震の影響もあり、委員会開催が困難となりましたが、町民の方々の意見に耳を傾けたことは、当特別委員会の一定の評価があるのではないのかなというふうに感じるところでございます。

今後につきましては、各常任委員会、そして特別委員会に諸問題の調査、解決につなぎ、そして取り組んでいただくことで、地域活性化特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 委員長の報告を終わります。

これで地域活性化対策調査特別委員会の調査を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議員派遣について

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に4月から6月にかけて県内や県外へ議員派遣を要するような行事や研修の場合、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会等への議員を派遣する場合には議長に一任することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~


日程第6 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

文教厚生常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本会議に当初提案された案件は全て終了をいたしました。

お諮りします。

町長から追加議案が2件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。

以上2件の日程を追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様におかれましては、3月1日から本日までの17日間にわたりまして、提案いたしました全ての付議事件について慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

大変お疲れとは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

追加議案の提案理由を申し上げます前に、光の森交番の新設について報告をさせていただきます。

平成29年3月13日の熊本県議会教育警察常任委員会で、警察施設整備費として大津町光の森交番の新築が採択されました。また、熊本県議会も本日が最終日ということを知っておりますけれども、本日の熊本県議会の本議会で正式に決定されるものと思っております。

これも、長年にわたり、議会の皆様を始め町民の皆様と一緒に熊本県及び熊本県警本部に対しまして警察力強化についての要望活動を行ってまいりましたその努力が報われたものと思っております。

また、去年は、県内初の飲酒運転撲滅条例を制定し、行政、警察、町民、企業が一体となった飲酒運転の撲滅に取り組みましたので、このようなことから評価されたものと考えております。

今後は、県警本部から具体的な指示、要請等があると思っておりますので、全面的に協力をしてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第18号は、菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

熊本地震の復旧・復興の関連事業を推進するために組織体制を強化する必要があり、産業建設部を経済部と土木部の2つの部に分けるものであります。

同意第1号は、菊陽町教育委員会教育長の任命について議会の同意を求めるものであります。

このたび赤峰教育長から一身上の都合により平成29年3月31日をもって地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき辞職したいとお申し出がありました。慰留をお願いしましたが、御本人の意志がかたいため、私も教育委員会も同法に基づく同意をいたしました。

赤峰教育長は、平成20年4月1日から2期8年間、昨年4月からは、新教育長制度の初代教育長として1年間、合わせますと通算9年間、小・中学校の耐震化や増改築あるいは教育内容の充実に教育者としての経験を生かされてすぐれた手腕を発揮していただき、本町の教育や町の発展のために多大な御尽力をいただきました。

辞任されるのは誠に残念ではありますが、これまでの御功績に感謝申し上げますとともに、今後の御健勝と御活躍を御祈念申し上げますと存じます。

また、このことによりまして、新たに上川幸俊様を教育長に認定いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

上川様は、人格が高潔で、教育行政に対する熱意はもとより、知識や経験も豊富であり、教育長として適任でありますので、御同意をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げますが、詳細につきましては議案審議の際に御説

明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第18号 菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第1、議案第18号菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） それでは、議案第18号菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

昨年の平成28年熊本地震により、震災関連の業務、事務が増加しています。特に産業建設部においては、農業、道路、下水道関係の復旧事業や公費解体、被災農業者向け経営体育成支援事業などがあり、これらの事業を迅速に進めていく必要があります。このため、産業建設部を経済部と土木部に分け、組織体制の強化を図るものであります。

それでは、議案の条例改正の内容について説明をいたします。

3枚めくっていただいて、参考資料をめくっていただけますでしょうか。

第1条ですが、「地方自治法第158条第1項の規定により、町長の事務を分掌させるため、次の部を設ける」として、現行では総務部、福祉生活部、産業建設部の3つの部としておりますが、産業建設部を経済部と土木部に分け、現行の3部制から4部制にするものであります。

第2条は、部の分掌事務ですが、現行の産業建設部の担当する14の事項を、経済部が担当する事項と土木部が担当する事項に分けております。改正後は、経済部が担当する事項を、農業、林業及び水産業に関する事項、土地改良に関する事項、農業土木に関する事項、次のページになりますけれども、商工業の振興及び観光に関する事項、企業誘致に関する事項とし、土木部が担当する事項を道路及び河川に関する事項、住宅及び公園に関する事項、水防に関する事項、その他土木に関する事項、都市計画に関する事項、土地区画整理に関する事項、下水道に関する事項、環境に関する事項、公害に関する事項とするものです。

議案の3ページ目に戻っていただいてよろしいでしょうか。

附則で、施行日は平成29年4月1日からといたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 役場のいろんな仕事の都合上、こういう組成にされたと思いますけれども、この後上がってきます案件では、議会としては、産業建設部として依然として、以前のとおり3常任委員会ということで考えておりますが、そうなりますと、経済部と土木部と、こ

れが産業建設の所管ということになるわけですが、連絡調整等、その辺についてはどのように執行部としては考えてらっしゃいますか。常任委員会と、部長さんが2人当然出てこられると思いますが、その辺の調整はどうとればいいのか。

○議長（渡邊裕之君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 例えば文教厚生常任委員会の方も、教育委員会、それと福祉部の方で所管になっておりますけれども、連絡調整、うまくやっております。そのような形で、旧産業建設部も、経済部、土木部、連絡しながら、議会の委員会の方とも調整できていくものというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 委員長と2部長さんの打ち合わせというふうに理解していいんですかね。

○議長（渡邊裕之君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 内容によって変わっていくと思いますけども、そういう形をとっていくことになろうかと思えます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第2 同意第1号 菊陽町教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第2、同意第1号菊陽町教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） それでは、同意第1号菊陽町教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて説明いたします。

菊陽町教育委員会教育長として新たに上川幸俊様を任命いたしたく、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

上川幸俊様の経歴について説明いたします。

上川様は、昭和30年4月6日生まれの61歳で、住所は、菊陽町大字原水1173番地3であります。

昭和54年に中央大学文学部を卒業され、同年4月、熊本県立阿蘇農業高等学校に赴任、その後、熊本県立小国高等学校、大津高等学校、熊本北高等学校に勤務されております。平成14年4月からは、熊本県教育庁学校人事課参事として2年間教育行政を経験され、平成16年4月からは教頭として熊本県立阿蘇高等学校、東稜高等学校に勤務され、平成22年4月からは、校長として熊本県立大津養護学校、阿蘇高等学校、阿蘇中央高等学校に勤務され、平成24年4月からは熊本県教育庁高等教育課長、教育指導局長、総括審議員兼教育指導局長として4年間の教育行政を経験され、平成28年3月に退職されています。定年退職後も、平成28年4月から学校法人熊本学園大学学長参与として要職をこなされ、現在に至っておられます。

以上、経歴を申し上げましたが、温厚誠実な人柄であるとともに、識見、経験とも豊富でありますので、教育長として適任であると考え、御同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により前任者の残任期間となりますので、平成31年3月31日までの2年間になります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時1分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議員から追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。

以上1件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 発議第2号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第3、発議第2号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、岩下和高君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、岩下和高君より趣旨の説明をお願いします。

○12番（岩下和高君） それでは、発議第2号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提案理由は、平成29年度における組織の改編による産業建設部が経済部及び土木部に再編されることにより、産業建設常任委員会の所管を改める必要があるためです。菊陽町議会委員会条例の一部を改正するものです。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

左側が現行、右側が改正案で、下線部分が改正部分になります。

改正の内容は、第2条第3号中、産業建設部を経済部及び土木部に改めるものです。

それでは、参考資料の前のページにお戻りください。

附則で、この条例は平成29年4月1日から施行することにしております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。
最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成29年第1回菊陽町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時4分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 岩 下 和 高

菊陽町議会議員 大 塚 昇

菊陽町議会会議録  
平成29年第1回3月定例会

平成29年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 堀 行徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919